

令和 7 年 第 1 回 (3 月)

粕屋町議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 27 日 開会

令和 7 年 3 月 17 日 閉会

粕屋町議会

令和7年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月27日（木）

・開 会	9
・会議録署名議員の指名	11
・会期の決定	11
・町長施政方針	12
・行政報告	19
・議案等の上程（議案第12号～第39号）（諮問第1号）	19
・議案等に対する質疑	27
・議案等の委員会付託	27

第2号 3月3日（月）

・一般質問	32
田川正治議員	32
1. 本年度の予算編成における福祉・医療・教育などの助成について	33
2. 地球温暖化やゲリラ豪雨による自然災害などから命と生活を守る取組について	41
3. 地域公共交通の役割としてのふれあいバス（粕屋町福祉巡回バス）の運行について	47
川口 晃議員	50
1. 豊かな農業を再生するための施策について	50
2. JR福北ゆたか線の改善問題について	57
3. 町職員の定数増問題と研修について	62
鞭馬直澄議員	68
1. 粕屋町地域防災計画に掲載されている総合防災訓練の実施について	68
久我純治議員	77
1. 駕与丁公園周辺の開発は	78
2. 長者原下区公民館前の水路について	83
福永善之議員	89
1. 行政サービスについて	90

第3号 3月4日（火）

・一般質問	98
-------	----

杉野公彦議員	98
1. 事業系ごみ・遺品整理等ごみにおける一般廃棄物収集運搬許可について	98
案浦兼敏議員	108
1. 令和7年度施政方針について	109
2. 総合計画策定に伴う基礎調査結果とその対応策について	116
山脇秀隆議員	120
1. 令和7年度施政方針について	121
宮崎広子議員	131
1. 子どもたちの安心安全について	131
本田芳枝議員	143
1. AIオンデマンドバス導入について	143
2. 放課後児童対策パッケージ事業の導入について	153
3. 子どもにつながる不登校保護者支援について	157

第4号 3月17日（月）

・議案等の上程（議案第40号～第42号）	167
・議案等に対する質疑	168
・議案等の委員会付託	168
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	169
議案第12号 粕屋町教育委員会教育長の任命同意について	169
議案第13号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	170
議案第14号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	170
議案第15号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について	171
議案第16号 粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 について	171
議案第17号 粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例に ついて	171
議案第18号 粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について	171
議案第19号 粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条 例について	171
議案第20号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性	

	の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	171
議案第21号	粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	181
議案第22号	粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	181
議案第23号	粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について……………	181
議案第24号	粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	181
議案第25号	粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について……………	181
議案第26号	令和6年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	188
議案第27号	令和6年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について…	188
議案第28号	令和6年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	188
議案第29号	令和6年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	188
議案第30号	令和7年度 粕屋町一般会計予算について……………	192
議案第31号	令和7年度 粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	192
議案第32号	令和7年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	192
議案第33号	令和7年度 粕屋町介護保険特別会計予算について……………	192
議案第34号	令和7年度 粕屋町水道事業会計予算について……………	192
議案第35号	令和7年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	192
議案第36号	工事請負契約の締結について……………	199
議案第37号	工事請負契約の締結について……………	199
議案第38号	住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について……………	203
議案第39号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	203
議案第40号	粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	203
議案第41号	粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一	

部を改正する条例について……………	207
議案第42号 工事請負契約の締結について……………	208
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	211
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	211
・ 閉 会……………	215

令和7年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和7年2月27日（木）

令和7年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和7年2月27日（木）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢太郎

議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 新 宅 信 久

住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	田 代 久 嗣
教育委員会次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香奈子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開会 午前9時30分)

◎議会局長（臼井賢太郎君）

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

永年の議会議員としての功勞に対し、全国町村議会議長会及び福岡県町村議会議長会より、小池弘基議員、田川正治議員に、いずれも15年以上表彰が、また、福岡県町村議会議長会より、山脇秀隆議員に23年以上表彰が贈られております。

ここで、各受賞議員へ伝達していただきますので、小池弘基議長、安藤和寿副議長、田川正治議員及び山脇秀隆議員は、前方のほうへお願いいたします。

まず、安藤副議長から小池議員へ伝達をしていただきます。国、県の順に行います。

(議長 小池弘基君 発言席前へ)

(副議長 安藤和寿君 発言席前へ)

(10番 田川正治君 発言席前へ)

(14番 山脇秀隆君 発言席前へ)

◎15番（安藤和寿君）

表彰状 福岡県粕屋町 小池弘基殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和7年2月5日 全国町村議会議長会 会長 渡部孝樹。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

表彰状 糟屋郡粕屋町議会議長 小池弘基殿。

貴殿は、多年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績をのこされましたので、これを表彰します。

令和7年2月21日 福岡県町村議会議長会長 畠田勝廣。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

◎議会局長（臼井賢太郎君）

安藤副議長はマイクをオフにされ、自席へお戻りください。

(副議長 安藤和寿君 自席へ)

◎議会局長（臼井賢太郎君）

次に、小池議長から田川議員へ伝達をしていただきます。

国、県の順に行います。

◎議長（小池弘基君）

表彰状 福岡県粕屋町 田川正治殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和7年2月5日 全国町村議会議長会 会長 渡部孝樹。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

表彰状 糟屋郡粕屋町議会議員 田川正治殿。

貴殿は、多年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績をのこされましたので、これを表彰します。令和7年2月21日 福岡県町村議会議長会長 畠田勝廣。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

◎議会局長（臼井賢太郎君）

次に、山脇議員お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

表彰状 糟屋郡粕屋町議会議員 山脇秀隆殿。

貴殿は、長期にわたり、議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績をのこされました。よって、これを表彰します。

令和7年2月21日 福岡県町村議会議長会長 畠田勝廣。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

◎議会局長（臼井賢太郎君）

それでは、受賞された皆さまを代表して、小池議長より謝辞が述べられます。

◎議長（小池弘基君）

どうも、このたびは、全国町村議会議長会長賞並びに福岡県町村議会議長会長賞を頂きまして、誠にありがとうございます。

これもひとえに、町執行部の皆さまと箱田町長、皆さまの御理解・御協力、また、同僚議員の皆さまの御協力の賜物と言いますか、それによって頂けた表彰だと思っております。

私も、もう当選当初から16年、あっという間の時間でございましたけども、あと、今度5期目を目指して立候補したいと考えておりますし、粕屋町の自治功労者として、粕屋町民の生活環境の充実であるとか、粕屋町の今後の発展に寄与していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

◎議会局長（臼井賢太郎君）

伝達を終わります。小池議長はマイクをオフにされ、受賞者の皆さまは、それぞれのお席にお戻りください。

（議長 小池弘基君 議長席へ）

（10番 田川正治君 自席へ）

（14番 山脇秀隆君 自席へ）

◎議長（小池弘基君）

では、改めまして、おはようございます。

最近と言いますか、今年は、寒さが非常に厳しい中でございますけども、寒さの厳しい中、どの花よりも先立って咲くことから、梅は百花の魁という言葉がありますが、今年は寒波の影響で開花が遅れているようでございます。と言いましても、間もなく梅の花も咲き誇り、春が一步一步近づいてくるのかなと思っております。また、今年は粕屋町の議員選挙が行われます。その前には、3月の23日に福岡県知事選挙がありますけども、それに続きまして4月の13日、粕屋町の地方議員選挙がございますので、3月定例会も、非常に当初予算の審査でお忙しいかと思っておりますけども、まずは一生懸命審査していただきまして、それが終わりましたら、また再選される方、大変だと思いますけども、また、この議会に出て来ていただくよう、頑張ってくださいたいと思っております。

それでは、ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

日程第1．「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、12番、久我純治議員及び14番、山脇秀隆議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2．「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの19日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの19日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3．「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。本日、令和7年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

さて、ちょうど一月前の1月28日に埼玉県八潮市で発生した、大規模な道路陥没事故。通りかかったトラックが、陥没した箇所転落し、運転手の男性が、いまだ行方不明というような悲しい結果となっております。道路陥没の原因究明は、今、行われているところでございますが、複数の要因によって、大口径の下水道管が破損し、その亀裂から土砂が入り込み、地中に空洞ができたことが原因と見られているようでございます。翌29日には、国土交通省が、複数の市町村にわたる1日の処理量30万t以上の大規模な流域下水道のうち、内径2m以上の管路等の全国緊急点検の要請を行いました。粕屋町関連では、該当する箇所は無いものの、下水、マンホールなどの点検を行いました。その結果、異常箇所はありませんでしたが、今後、計画的な洗管作業などで異常箇所の早期発見に努め、事故の無い安定した下水道事業を維持してまいります。

私の2期目も折り返し半分以上が過ぎ、これから総仕上げの時期となります。国内外の政治情勢や物価高騰などの経済情勢、DX・GXなどの大きな環境変化に対応していくには、職員とともに一丸となって、持続可能な、そして発展し続ける粕屋町の実現のため、様々な行政課題に積極的に取り組んでまいります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、令和7年度の施政方針を申し述べます。

本日ここに、令和7年度の予算案をはじめ、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、予算案及び重点施策の概要を御説明いたします。町長として2期目の町政運営を担わせていただきまして、早いもので2年半が経過し、折り返しを迎えることとなりました。これまで、町民の皆さんとともに歩みながら、粕屋町の発展と住みよいまちづくりに尽力してまいりました。振り返りますと、中央保育所の建て替えをはじめ、子どもを安全に健やかに育てられる環境の整備を進め、小中学校の全体育館への空調設備の導入や校舎の増改築など、教育環境の充実にも取り組んでまいりました。また、プレミアム付商品券の発行による物価高騰対策や町営住宅の建て替え・改修、総合体育

館の大規模改造など、町民の皆さまの生活の充実を図る施策を推進しました。これからも町民の皆さまの声を大切にしながら、一つ一つの施策を着実に進めてまいります。

去年は、世界各国で重要な選挙が相次ぎ、特にトランプ新大統領の就任により、アメリカの政策の国際社会や経済に与える影響が一層注目されています。国内では、石破首相が「地方こそ成長の主役」との考え方に立ち「地方創生2.0」を掲げ「若者や女性にも選ばれる地方」や「地方イノベーション創生構想」など、五つの柱を「令和の日本列島改造」として推進することとしています。その一方で、世界的なエネルギー価格の高騰や円安の影響により、物価の上昇が続き、特に生活必需品やエネルギーコストの負担が大きくなっています。こうした厳しい環境により、自治体ごとの創意工夫の重要性が一層高まっています。

粕屋町は、これまで順調に発展を遂げてきたものの、人口増加や企業進出に落ち着きが見られており、今後の町の発展には、経済基盤の強化や行政サービスの充実が不可欠であると考えています。そこで、市制を目指す本町として、地域の特性や資源をいかしたイノベーションを推進し、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むことで、地域経済の好循環を生み、この好循環から生まれる利益を、福祉や教育、インフラ整備など、町民の皆さまの生活向上に還元する仕組みを構築し、これを「新生・かすやプラン」と銘打ち、展開してまいります。

人口戦略会議の分析において、粕屋町は、将来的にも安定した人口構造が見込まれることから「自立持続可能性が高い自治体」として分類されました。これまでの子育て支援や教育環境の充実、地域経済の活性化など、町民の皆さまとともに進めてきた取組の成果であり、粕屋町が継続的な発展を遂げていることの証といえます。一方で、我が国全体の少子高齢化の波は、例外なく粕屋町にも押し寄せてくることが予想されます。こうした状況の中、将来にわたって安定した人口構造を維持するためには、全ての世代が暮らしやすく、活気あるまちづくりを進めていくことが必要です。今後も、時代の変化に対応しながら、誰もが住みたい、そして住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

粕屋町は、デジタル技術を活用した行政サービスの向上に積極的に取り組み、その成果として、昨年、時事通信社が発表した「全国自治体フロントヤード改革度ランキング2024」において、全市町村の中で第4位の評価を受けました。このランキングは、住民との接点の多様化やデータの利活用など、自治体のデジタル化推進状況を総合的に評価したものです。この評価に満足することなく、引き続き、DXの取組を推進し、行政手続における住民の負担軽減と業務の効率化を目指してまいります。

令和7年度は、第5次総合計画の最終年度であり、次期計画の策定が大詰めを迎えます。今後10年間の粕屋町の方向性を示す最上位の計画となるため、現状を分析し、町民や議会の皆さまの意見を反映しながら策定を進めてまいります。10年後、20年後、さらにその先も発展し続ける粕屋町を目指し、町民の皆さまとともに未来を築いてまいります。

それでは、令和7年度の予算案について御説明いたします。

まず、歳入について、根幹となる町税収入は、固定資産税を中心に堅調に伸びる見込みであり、個人町民税も定額減税終了に伴い増加することから、前年度と比較して約6億円の増加としています。臨時財政対策債については、制度創設以来、初めて発行額がゼロとなり、地方交付税については、地方財政対策を踏まえ増加を見込んでいます。国庫支出金については、児童手当の制度改正に伴う国負担分の増、粕屋西小学校大規模改修工事の実施に伴う交付金の増などにより大幅な増加としています。その他、寄附金については、ふるさと納税の受入額の低下により減少と見込み、町債については、防災行政無線更新工事を初めとする多数の事業を予定しているため、増加としております。

歳出については、防災行政無線更新工事の実施などにより、消防費が増加、朝日団地建替工事の実施や大隈西土地区画整理事業への助成などにより、土木費が増加しています。また、教育費については、学校体育館空調設備設置工事など完了した事業はあるものの、粕屋西小学校及び粕屋中学校体育館などの大規模改修工事実施により増加しています。その他、諸支出金については、歳入のふるさとづくり寄附金の減少に伴い、ふるさとづくり基金積立金を減少としております。

なお、財源不足を補うため、財政調整基金から8億8,700万円の繰入れを計上するとともに、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から3億7,362万円を繰り入れております。

予算規模については、一般会計227億3,200万円、特別会計71億2,568万3,000円、企業会計37億2,354万1,000円、予算総額335億8,122万4,000円となっています。一般会計は、前年度比プラス6.9%、14億7,600万円増加し、4年連続で200億円を超え、過去最大の予算規模となりました。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比プラス4.2%、13億6,538万5,000円の増加となります。100年後も持続可能な自治体経営のためには、他に依存しない自主財源による財政基盤の確立が重要であり、住民や民間事業者から選択される優位性を追求していく必要があります。

新年度予算では、人件費や扶助費など義務的経費の大幅な増加が見込まれる中においても、安全・安心で、暮らしの満足度を高め、人に優しく誰もが住みよい、魅力あるまちづくりのために必要な予算を盛り込み、過去最大規模となる積極的な予

算を編成しました。財政調整基金からの繰入額も前年度から大幅に増加しましたが、これから数年間は、市制を目指して「新生・かすやプラン」の実行に向けた投資の時期であり、持続可能なまちづくりの実現に向けた一歩と捉えています。今後も、持続可能な行財政基盤を構築し、中長期的な視点に立った行財政運営に取り組んでまいります。

それでは、公約に沿って、重点施策の概要について御説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」です。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、令和7年10月から子ども医療費の助成対象を、これまで対象外であった高校生世代まで拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

育児や家事等に不安を抱える子育て世帯を支えるため、訪問支援を行い、悩みに寄り添いながら、育児や家事をサポートすることで虐待リスク等の高まりの防止に努めます。また、保護者が一時的に養育困難となった場合には、児童福祉施設等で一時的に養育を行う短期支援事業を実施するとともに、産後ケア事業の拡充や1か月健診の導入など、子育て世帯を支える取組を強化し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

共働き家庭の増加や子育て支援へのニーズが高まる中、急増する学童保育所の需要に応えるため、粕屋中央小学童保育所保育室の増設に向け、設計を行います。また、粕屋西小学校及び粕屋中央小学校体育館、粕屋中学校体育館の大規模改修工事の実施など、未来を担う子どもたちのため、より良い教育環境の整備を進めてまいります。

食料品等の高騰の影響により、令和6年度から、やむを得ず給食費を値上げいたしました。急激な負担増を抑制するため、値上げ相当額を補助することで給食費を据え置きました。依然として高騰の影響が続いておりますので、保護者の負担を軽減するため、令和7年度も同様の補助を継続し、給食費を据置きます。

次に、「住みやすいまちづくり」です。

交通利便性の更なる向上のため、AIを活用したオンデマンドバスの実証運行を開始し、町民の皆さまの多様な移動ニーズに応えるとともに、鉄道やバス事業者と連携し、将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築を進めます。

九州大学農場跡地について、幅広い世代が利便性を享受できる市街地の形成や新たな雇用の創出を目指し、地域と調和したまちづくりを推進します。その実現に向けて、まちづくりの方針の具体化を図るとともに、跡地購入に向けた協議を進めてまいります。

町の中心にふさわしく、にぎわいある拠点として、都市計画マスタープランに基

づき、中心拠点である原町及び長者原駅周辺の将来ビジョンを確立し、利便性向上とにぎわい創出を目指す基本構想策定に着手します。

次に、「誇れるまちづくり」です。

粕屋町への移住や企業誘致を促進するため、新たな取組を展開してまいります。多くの方に町を訪れ、その魅力を直接感じていただくイベントとして、駕与丁公園でパンマルシェを開催します。また、企業向けプロモーション動画を制作し、交通利便性の良さなどのビジネス環境や暮らしやすさを発信するとともに、原動機付自転車、いわゆる原付バイクですが、それのご当地ナンバーを制作し、地域の魅力をPRしてまいります。

町のシンボルである駕与丁公園を訪れる人々が、より快適に利用できる環境を整えるため、バラ園の駐車場を拡張し、駕与丁公園の更なる魅力向上とにぎわいづくりを進めます。

脱炭素社会の実現と持続可能なまちづくりを推進するため、町民の皆さまの環境意識の向上及び行動の変化を促すECO チャレンジ応援事業を実施するとともに、手軽で環境に優しい移動手段として、シェアサイクルの導入に向けた実証実験を開始します。また、中央保育所に太陽光発電設備を設置し、環境負荷の低減を図るとともに、災害時でも安定した保育環境が確保できる体制を構築します。

次に、「安心して生活できるまちづくり」です。

近年、地震や集中豪雨などの自然災害が全国的に頻発している中、予想される災害に備えて、町民の皆さまと一緒に防災について考える契機となるよう、自主防災組織等関係機関と連携した総合防災訓練を、粕屋町の防災の日である6月1日に実施し、町全体の防災力の向上と防災意識の高揚を図ります。

緊急情報の伝達手段を確保するため、令和5年度から防災行政無線の更新に向け準備を進めております。令和7年度には更新工事に着手し、令和8年度の運用開始を目指します。災害発生時の迅速で確実な情報伝達を実現することで、町民の皆さまの安全・安心を確保いたします。

安全で安心なまちづくりを推進するため、IoTを活用した子ども見守りサービスを実施してきましたが、高齢者の見守りにも活用できるよう、モニター検証を実施し、高齢者の安全確保及び御家族の負担軽減に向けた取組を進めます。

地震等の災害時における農業用ため池の決壊による被害を未然に防ぐため、谷蟹池の耐震対策工事を実施するとともに、扇上井堰などの改修を進め、農業用施設の機能強化を図ります。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる四つのまちづくり基本目標に沿って、主要な事務事業の内容を申し上げます。令和7年度は、合計139の事務事業の実施を予

定しています。

まず、基本目標１．「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」です。

令和７年度は予算額48億8,917万3,000円を計上し、39事務事業の実施を予定しています。

昭和49年（1974年）に建設され、老朽化が進んでいる福祉センターについては、公共施設等個別施設計画に基づき、長寿命化改修に着手するとともに、令和６年度に実施した柚須文化センターの改修工事の完了に続いて、上大隈公民会館の長寿命化改修に着手します。

道路交通法の改正に伴う準中型自動車免許の創設により、近年、普通自動車免許を取得した消防団員は3.5t以上のポンプ自動車を運転できないため、消防団活動に支障が生じないように、消防団員の準中型免許取得費の助成を開始します。

文化芸術の振興を図るため、文化芸術推進基本計画の見直しを行い、基本理念である「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまち かすや」の実現を目指します。

次に、基本目標２．「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」です。

令和７年度は、予算額36億7,655万3,000円を計上し、27事務事業の実施を予定しています。

長期間にわたり整備が行われてきた都市計画道路粕屋久山線が、令和７年度末に完成が予定されており、交通渋滞の解消や産業活動の発展など、アクセス性の向上と都市基盤の強化が期待されます。

町内の公園を誰もが安心・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したトイレやインクルーシブ遊具の設置を計画的に行ってきました。令和７年度は内橋公園のトイレ建て替え及び遊具設置を行います。

全国で相次ぐ河川の氾濫を踏まえ、仲原川の浚渫工事を計画的かつ集中的に行い、危険箇所の解消に取り組みます。

物価高騰の影響を受けている町民や事業所を応援するため、商工会と連携して、かすやよかつ Pay（プレミアム付キャッシュレス商品券）事業及びかすやの送って“うレシート”事業を令和７年度も継続して実施します。

次に、基本目標３．「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」です。

令和７年度は、予算額162億6,771万7,000円を計上し、45事務事業の実施を予定しています。

地域福祉や障がい者、高齢者等に関する町の福祉課題に総合的に対応するため、福祉分野の一体的な計画として福祉総合計画の策定に着手します。相乗効果が見込まれる総合的な計画に基づく施策を推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会

の実現を目指します。

聴覚の障がいや加齢に伴う聴力の低下により日常生活に支障をきたしている方の生活の質の維持と孤立化の防止を目的として、軽度・中等度などの難聴者や65歳以上の高齢者を対象に補聴器購入費の助成を開始します。

町内保育所等の保育士不足を解消するため、私立保育所等に勤務する保育士に家賃補助を実施し、保育士の安定的な確保に努めます。

バリアフリー化や省エネルギー化など、良質な住環境を提供するために建て替え工事を行っている朝日団地について、令和7年度に第1期工事が完了し、居住が開始され、引き続き第2期工事に着手いたします。

最後に、基本目標4.「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」でございます。

令和7年度は、予算額23億5,925万円を計上し、28事務事業の実施を予定しています。

総合計画は、今後の方向性やあるべき姿を示すまちづくりの基本となる町の最上位計画です。令和8年度から10年間の計画期間となる第6次総合計画を現在策定中であり、町民の皆さまの声を十分に反映させるため、積極的に町民参画の機会を設けて取り組んでいます。令和7年度もワークショップやシンポジウムの実施を予定していますので、是非、御参加ください。みんなで未来の粕屋町をつくっていきましょう。

行政運営の効率化等に資する自治体情報システム標準化・共通化への移行が令和7年度に完了し、行政手続のオンライン化が広く可能となります。国の目指すデジタル社会実現の取組を推進し、更なる住民の利便性の向上に努めます。

全国のコンビニエンスストアなどで各種証明が取得できる、証明書コンビニ交付サービスの手数料10円キャンペーンを令和7年度も継続して実施します。

以上、令和7年度の町政運営の方針を申し上げます。

終わりになりますが、激しく変化する社会情勢や多様化する住民ニーズへの確に対応するため、市制への移行も視野に入れた町の組織機構改革を令和7年6月に実施します。新組織では、政策の推進力を高めることができるよう、各部門の連携を強化し、機動的かつ柔軟な対応を可能にする組織を目指します。この新たな組織により、町民の皆さま一人一人が「Well-Being」を実感できるよう、持続可能なまち、魅力的なまち、そして暮らしやすいまちづくりを更に加速させてまいります。

町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の施政方針とさせていただきます。

令和7年3月 粕屋町長 箱田彰。

以上でございます。

ありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第4．「行政報告」及び日程第5．「議案等の上程」を行います。

今期定例会に町から提出されました議案等は29件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告といたしましては、一部事務組合の令和5年度決算が1件、一部事務組合等の令和7年度予算が8件でございます。後ほど御一読をお願いいたします。

以上で、「行政報告」を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案等の上程」並びに提案理由の説明をいたします。

令和7年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、教育長の任命同意が1件、固定資産評価審査委員の選任同意が2件、条例の改正が11件、令和6年度補正予算が4件、令和7年度当初予算が6件、工事請負契約の締結が2件、住居表示関連が1件、一部事務組合の規約変更が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上29件でございます。

それでは、議案第12号から順に御説明申し上げますが、議案第26号から議案第35号までの予算案につきましては、副町長より御説明を申し上げます。

議案第12号は、「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」でございます。

粕屋町教育委員会教育長の西村久朝氏が、本年3月31日をもって任期満了により退任されます。よって、後任として恵良章治氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。恵良氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、長年、教員として奉職され、教育長としての人格・識見ともに優れた方でございます。このたびの任命同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第13号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成23年10月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

す友野和憲氏が、本年３月31日をもって辞任されます。よって、欠員が生じるため残りの任期の後任として、中園二郎氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。中園氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、長年不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられた専門家であり、本委員に最適の方で、人格・識見ともに優れた方でございます。選任同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第14号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成19年４月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年４月28日をもって満了となります。よって、その後任として山本美由紀氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。山本氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、粕屋町在住で行政書士の資格を有しており、本委員に最適の方で、人格・識見ともに優れた方でございます。選任同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第15号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和７年４月１日施行となる国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するため、所要の規定を整備するものでございます。改正の概要といたしましては、給与制度のアップデートとして給料表の初号給の見直しや諸手当の支給範囲や支給額の改定を行うものでございます。

次に、議案第16号は、「粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」が、令和７年４月１日から施行されることに伴い、国に準じた取扱いとするため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第17号は、「粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和７年４月１日から施行されることに伴い、超過勤務の免除について対象となる職員の範囲を、３歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第18号は、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、引用する「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に条ずれが生じるため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第19号は、「粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化のため、所要の規定を整備するものでございます。

議案第20号は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」でございます。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に条項ずれが生じます。これに伴い、本整理条例において、関係条例中の条項ずれを一括して整理するものでございます。

次に、議案第21号は、「粕屋町子どもの医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

子育て世帯への経済的支援として、令和7年10月から子どもの医療費の助成対象年齢を高校生世代までに拡大するため、粕屋町子ども医療費支給制度について、所要の規定を整備するものでございます。

議案第22号は、「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

このたびの「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例」の改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成を受けている高校生世代の子どもについても、同様の内容の助成が受けられるよう、粕屋町ひとり親家庭等医療費支給制度について、所要の規定を

整備するものでございます。

議案第23号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、マイナンバーカードの利用促進を目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年4月1日から令和8年3月31日までの間、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスによる、各種証明書発行手数料の減額を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第24号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、関係する条文について所要の規定を整備するものでございます。

議案第25号は、「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」でございます。

粕屋町立小学校及び中学校の体育館に空調設備が設置されたことに伴い、社会体育団体等が使用する場合の使用料について、所要の規定を整備するものでございます。

次からの予算議案第26号から第35号までは、副町長より御説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

(副町長 池見雅彦君 登壇)

◎副町長（池見雅彦君）

それでは、予算案について御説明をさせていただきます。

議案第26号は、「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億414万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を221億976万1,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を2億1,433万6,000円増額し、国庫支出金を1億6,311万3,000円、寄附金を4億3,917万5,000円、町債を1億760万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、私立・町外保育施設等運営事業費を1億1,777万5,000円、町営住宅管理運営事業費を1億5,713万7,000円、公共施設整備基金積立金を2億94万2,000円、減債基金積立金を2億5,820万9,000円、財政調整基金積立金を3億803万2,000円増額し、ふるさと納税事

業費を2億4,270万円、ふるさとづくり基金積立金を2億685万9,000円、価格高騰緊急支援給付金給付事業費を1億7,400万円減額するものでございます。

議案第27号は、「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」で
ございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,495万5,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を756万8,000円減額し、諸収入を960万円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、保険給付費を2億2,180万円、保健事業費を562万4,000円減額し、総務費を72万2,000円、諸支出金を30万円、予備費を2億2,843万4,000円増額するものでございます。

議案第28号は、「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」
でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ812万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,966万9,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を812万8,000円減額し、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を812万8,000円減額をするものでございます。

議案第29号は、「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でござ
います。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ773万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億3,026万3,000円とするものでござ
います。歳入の主なものといたしましては、財産収入を33万2,000円増額し、国庫支出金165万円、支払基金交付金を173万7,000円、県支出金を88万1,000円、繰入金を379万5,000円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を14万7,000円増額し、総務費を104万8,000円、地域支援事業費を683万円減額するものでございます。次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ265万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,152万9,000円とするものでございます。歳入は、諸収入を55万円増額し、繰入金を320万円減額するものでございます。一方、歳出は、総務費を125万円、サービス事業費を140万円減額するものでございます。

議案第30号は、「令和7年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

令和7年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ227億3,200万円とするものでございます。これは、対前年度比プラス6.9%、14億7,600万円の増となり、歳入の主なものを前年度と比較いたしますと、町税を6億501万4,000円、国庫支出金を4億4,427万3,000円、町債を3億9,760万円増額し、地方特例交付金を

2億3,062万2,000円、寄附金を3億円減額し計上をいたしております。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較いたしますと、土木費を5億8,300万2,000円、消防費を6億5,619万3,000円、教育費を1億9,599万1,000円、公債費を9,668万2,000円増額し、衛生費を6,747万7,000円、諸支出金を1億2,123万1,000円減額いたしまして、計上いたしております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から8億8,700万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から3億7,362万円の繰入れを計上いたしております。

議案第31号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和7年度の本特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ34億9,884万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を8億169万5,000円、県支出金を23億8,322万円、繰入金を3億442万4,000円、諸収入を950万4,000円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を23億4,727万7,000円、国民健康保険事業費納付金を10億3,525万円、保健事業費を3,314万1,000円、諸支出金を251万1,000円、予備費を3,103万7,000円計上いたすものでございます。

議案第32号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和7年度の本特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ7億1,155万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を5億5,939万4,000円、繰入金を1億5,115万4,000円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を2,047万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を6億8,957万3,000円計上するものでございます。

議案第33号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっており、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,827万2,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を6億2,769万5,000円、国庫支出金を5億7,417万5,000円、支払基金交付金を7億4,182万9,000円、県支出金を4億488万1,000円、繰入金を5億3,960万2,000円計上いたしております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を8,127万9,000円、保険給付費を26億4,912万4,000円、地域支援事業費を1億4,500万1,000円計上するものでございます。次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,701万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、サービス収

入1,620万円、繰入金1,081万2,000円を計上いたしております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費2,407万7,000円、サービス事業費293万5,000円を計上するものでございます。

議案第34号は、「令和7年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億7,269万円、支出が9億9,254万8,000円で、資本的収支につきましては、収入が410万円、支出が4億8,697万3,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたすものでございます。

議案第35号は、「令和7年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億8,958万円、支出が13億2,393万3,000円、資本的収支につきましては、収入が5億9,304万2,000円、支出が9億2,008万7,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、減債積立金及び損益勘定留保資金で補填をいたすものでございます。

以上で、予算案の説明を終わらせていただきます。

(副町長 池見雅彦君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、議案第36号「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中央小学校体育館第1期大規模改修工事を実施するものでございます。粕屋中央小学校体育館は、建築から30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、今後、長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、2か年に分けて大規模改修工事を計画しているところでございます。工事の内容としましては、体育館の外壁改修、屋根改修、外部建具改修、外部電気機械設備改修を行うものでございます。この工事を実施するに当たり、2月17日に共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産・青木建設特定建設工事共同企業体 代表者 粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原隆盛が、工事請負金額2億2,957万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年10月31日となります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施いたします。

次に、議案第37号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中学校体育館第2期大規模改修工事を実施するものです。昭和61年に建築された体育館は、老朽化が進んでいるため、2か年に分けて大規模改修工事を進めております。令和6年度に第1期工事を終え、今回は第2期工事となります。工事の内容としましては、体育館の内装改修、電気設備改修、機械設備改修を行うものでございます。この工事を実施するに当たり、2月17日に共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額4億808万9,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年10月31日となります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施いたします。

議案第38号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。

「住居表示に関する法律」第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるに当たり、議会の議決を求めるものであります。区域につきましては、別図に示しております区域とし、方法につきましては、「粕屋町住居表示実施基準要領」に基づき、街区方式で行うよう計画しております。なお、これらの件につきましては、令和7年1月23日に開催された粕屋町住居表示審議会において、了承する旨の答申をいただいております。

次に、議案第39号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」でございます。

令和7年3月31日に、下田川清掃施設組合が解散により福岡県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております原田安紀氏が6月30日をもって退任されますので、その後任として、花ヶ浦区にお住まいの安河内浩子氏を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。安河内氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、粕屋町で一般行政職事務吏員として勤められ、退職後に積極的なボランティア活動や、粕屋町まちづくり活動支援室の運営に携わってこられた経験などから、人権問題への理

解も深く、人格・識見ともに優れた方であります。推薦につきましては、何とぞよろしく願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第6．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第7．「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました12号議案から39号議案、諮問第1号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、26号議案から29号議案の令和6年度粕屋町補正予算及び30号議案から35号議案の令和7年度粕屋町当初予算については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、申合せ及び協議により、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

（散会 午前10時33分）

令和 7 年第 1 回（3 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 7 年 3 月 3 日（月）

令和7年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月3日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	10番	田川正治	議員
2番	議席番号	9番	川口晃	議員
3番	議席番号	8番	鞭馬直澄	議員
4番	議席番号	12番	久我純治	議員
5番	議席番号	11番	福永善之	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古家昌和	9番	川口晃
2番	田代勘	10番	田川正治
3番	杉野公彦	11番	福永善之
4番	宮崎広子	12番	久我純治
5番	末若憲治	13番	本田芳枝
6番	井上正宏	14番	山脇秀隆
7番	案浦兼敏	15番	安藤和寿
8番	鞭馬直澄	16番	小池弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎

議会局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町長	箱田彰	副町長	池見雅彦
教育長	西村久朝	総務部長	新宅信久
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	田代久嗣
教育委員会次長	堺哲弘	総務課長	豊福健司

経営政策課長	吉 田 勉	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	介護福祉課長	古 賀 みづほ
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
社会教育課長	石 川 弘 一	給食センター所長	岡 野 哲 枝

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

昨日までは、非常に4月初めのような気温で温かく過ごすことができましたけども、また今日から1週間ほどは真冬に戻るような、非常に寒い気候になるようでございます。寒暖の差が激しいですので、皆さまお体に御留意いただいて、体調管理に努めていただければと思っております。

それでは、ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき、一般質問を行います。

今年は、終戦80年を迎えます。第2次世界大戦で、アジアで、2,000万人。国内で、310万人という尊い人たちがお亡くなりになりました。日本は戦後、平和憲法の下で戦争のない平和な時代を迎えていますが、ロシアによるウクライナ侵略戦争、イスラエルによるガザ地区へのテロなどにより、多くの人たちの命が失われております。

石破首相は、トランプ大統領と会談をいたしました。その中で、27年度以降のGDP比2%以上の大軍拡予算を要求されても、何一つ反論することなく、アメリカ言いなりの従属国家の立場を示す、このような状況があります。前岸田自民・公明政権の下で、安保三文書で閣議決定した5年間で43兆円の軍事予算を強行したのに続き、今年度の8.7兆円の軍備拡大予算、戦前の満州事変前後の戦時下に匹敵する異

常なまでの軍事費の突出増加になっているという状況です。今国会は、石破政権の少数与党の下で国会審議行われております。アメリカの軍事産業の武器購入など、GDP比2%以上の軍事予算を聖域にして、大企業や超富裕層の優遇税制を強める一方で、福祉、教育予算の更なる削減を国民に押し付けようとしております。このような国の悪政から、町民の命、暮らしを守る、このことは、地方自治体に役割が果たさなければなりません。

そこで、以下質問いたします。本年度の予算編成における福祉・医療・教育などの助成について3点質問いたします。

まず最初に、高校3年生までの子ども医療費の無料化や助成などの実施について、あわせて、福岡県内の実施自治体数と福岡都市圏の実施自治体について、分かれば説明を求めます。町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この件につきましては、昨年から医療費の拡大、子ども医療費の拡大について、るる、御説明も申し上げてきました。今回、令和7年度の当初予算で、子ども医療費の拡大、これは高校生まで拡大するということで、予算計上もしております。過去の経緯も含めまして、担当所管のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

それでは、高校生世代までの拡大というところで答弁をさせていただきたいと思っております。

粕屋町の子ども医療助成については、現在、ゼロ歳から中学3年生までを対象としており、これまで助成対象の拡大や自己負担額の減額など、段階的に実施してきました。令和7年度は、更なる子育ての経済的負担を軽減するため、助成対象を新たに高校生世代まで拡大します。内容といたしましては、対象者の自己負担限度額を、入院についてはゼロ歳から高校生世代まで無料とし、通院についてはゼロ歳から就学前までは無料、小学生から高校生世代までについては、1医療機関につき、一月500円までとします。制度改正の時期といたしましては、関係機関との協議やシステム改修等のスケジュールにより、最短で令和7年10月の開始を予定しております。この助成拡大分については、福岡県の補助対象となりませんので、町の負担となっておりますのでございます。高校生世代までの医療費の拡大を実施した場合、町の負担額が年間で約5,000万円増額する見込みでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

去年3月、私もこの子どもの医療費無料化の、高校3年生までについて質問いたしました。その時に、私が資料を見たところ、福岡県内60市町村のうち、10市町が高校生までの医療費の助成を行っているということで、あと古賀、新宮、春日、那珂川とかありました。今年の4月からは久山町も実施するというようなことを、去年の12月議会で決めてるというようなことを聞いております。そういう点では、全国的にも実施する自治体が増えてきているということです。これは、私はもう今までも話を、無料化するに当たっての、国が本来これを実施すべき内容であるわけですけど、それぞれの自治体で行っている場合に、国が国民健康保険に対するペナルティーをかけるということで負担が増えるので、これで実施するのを見送るというようなことなどが多くあったということから、全国的に、自治体からもですが、関係者の人たち、全国的な運動もあって、このペナルティーを廃止するということになって、さらに、全国的な医療費無料というのが高校生までということで引上げられていく、ということになってきたというふうに思います。

私は今まで、この子どもの医療費の無料化の問題を、川口議員も取り上げて提案してまいりました。ただ、4月から実施されるという予算組みというふうになるかなというふうに思ってたんですが、そうでなくて、施政方針の中でも10月からということで説明があってございました。この点について、先ほど説明されたのがちょっと私は理解できなかったんですけど、10月までの間、実施するまでの間はどのような、今までと変わらないということなのは、何らかの方策というのは無かったのでしょうか。財政的な確保が、予算化っちゃうことも含めてできなかったのかということについて、ちょっと説明を求めたい。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

10月からの実施というところで、先ほど答弁をさせていただいたと思います。関係機関ということで医療機関とか医師会、その辺りと、またシステム等がどうしても4月には間に合わないというところもございましたので、10月からの実施ということでさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今後、是非、通院の分の500円の負担も無料になるように、是非、予算組みも含めて検討していただきたいと思いますというふうに思います。

では次に、小中学校の給食費の無償化や一部助成、多子世帯などへの軽減措置などの実施について、町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、正に、国のほうでも3党協議、あるいはその少数与党でございますが、その議論の中で、給食費の無償化が非常にクローズアップされております。これから先、どう転んでいくかというのは非常に不透明でございます。正に、子どもたちの給食費の件について、まず政治業務の中に一つ入り込んでいるという部分があります。ただ、各地方自治体を見ても、まだ足並みが揃っていないのが現状でございます。当然、財政的な状況、あるいは給食費っていうのは、誰が負担すべきなのかということを、根本的な議論もある自治体もございます。そういった中で、国の動向を注視しているわけでございますが、この過去の経緯、そしてまた今現在の考え方につきまして、担当のほうからも御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

岡野給食センター所長。

◎給食センター所長（岡野哲枝君）

田川議員の御質問にお答えいたします。

給食費の無償化や一部助成につきましては、以前の一般質問でも答弁してまいりましたが、令和4年度は、国の交付金を活用して、令和4年12月から令和5年2月までの間に一部無償化を行い、令和5年度には、食材費の物価高騰に伴い、1食当たり20円程度の値上げの必要性が生じましたが、ふるさとづくり基金を活用して、値上げをせずに据え置きました。令和6年度は、食材費の物価高騰により、やむを得ず1食当たり40円値上げしましたが、子育て支援の観点から、保護者の負担を軽減するため、国の地方創生臨時交付金の一部を利用して値上げ分を補助し、保護者負担額は実質据え置きました。令和7年度につきましても、保護者の負担を軽減するため、同様に、国の交付金を活用し、保護者負担額を据え置く予定としております。また、多子世帯に対する直接的な負担軽減措置はありませんが、様々な理由から、経済的に困窮している世帯については、就学援助等の制度により支援を行っております。

給食費の無償化については、町としまして、恒常的に多額の費用が必要となり、

財源を確保することが困難でありますこと、また、自治体単位での不公平が生じる懸念がありますことから、全国一律での無償化が望ましいと考えており、国の動きを注視しているところでございます。今後も保護者負担の軽減措置については、少額でもできる限りのことは実施できるよう、検討してまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

国の地方創生交付金の関係で4年度、この値上げ分を据え置くということで、今回も同じように交付金ということで位置づけて、値上げ分を据え置くということでの保護者負担軽減という点では、非常にこのような今の物価高騰の下で助かる。この子育て世代の支援に、大いに力になっているというふうに思います。ただ、先ほど町長も述べましたが、問題になっとなるのは、憲法の学校教育の無償と給食費無償の問題、それと関わって学校給食法で保護者負担というのが二つありまして、そういう点では、西村教育長もこの前、川口議員の質問に対して学校給食法がありますので、とても大変ですというようなことでした。ただ、今国のほうは、学校給食無償化の方向であるんやけど、文科省のほうが、いろいろこう、そういう点での躊躇（ちゅうちょ）があるというようなことですけど。

ただ私は、国の予算全体の中からもあると思いますけど、町としても予算組みの中で、どこからどう、その予算を組むかということがあると思います。ただ、学校全体の取組の中では、校舎の改築とか体育館のエアコンの設置とか、いろいろ学校教育そのものには、予算が振り向けられてると思います。そういう点で、施設整備のほうは、粕屋町は、この周辺もですが、全国的にも先駆けた教室のエアコンも含めた設置をやってるという点では、非常に私もいろんな機会に、この問題について粕屋町が取り組んでることについて、皆さんから、すごいですねという評価を受けてるんですね。ただ、この学校給食の問題について、保護者負担としてどうこれを軽減していくかと。3億円掛かるというようなことを、教育長も述べられておられましたね。だから、恒常的な予算化組みというのが必要だというのは分かっております。ただ考え方として、憲法に基づく24条、26条か。24条の、26条のこの学校給食の、学校の無償化の問題との関係から見ても、私は、教材費も含めて全てやっぱり無償の方向に、国は持っていくように、学校給食も含めて予算化すべきだというふうに思います。

ただ、そういう点の中で、この学校給食法があるから駄目なんだということでの判断ではなくて、やはり学校給食法の中でも、設置自治体、学校を設置する自治体

としての責任として、給食費についても負担、予算化すればできるんだと。いわゆる自治体の責任においてやっていいよというのはあるんですね。そういう点も含めて、私はもっと積極的に、そういう立場でこの学校給食の問題を取り組んでもらいたいというふうに思います。

もう一つは、学校給食職務ハンドブックというのを、私先日見まして、この中でも、学校給食費の保護者負担の中で学校給食として捉えられるのは、食材費を購入して原則で保護者負担となるが、これらの法令の規定は、経費の負担区分を明らかにしたものであって、設置者が保護者に代わって学校行事を負担することは禁止する趣旨のものでないということも述べてる。ですから、学校給食法もですけど、こういうふうに指導要綱の中で示している点は、私はその立場で行政も、教育長とか学校教育課という関係だけでなく、町が予算化の方向にもっと積極的に取り組むべきだというふうに思うんですけど、箱田町長の見解を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員が述べられました学校施設、正に教育費予算なんですが、これは全て国・県の補助金と一緒に、粕屋町も一緒に考えながらやっております。丸々単費でやってというのは非常に困難。これは事業ですので、単年度若しくは複数年度間で終わるような事業なんですね、学校施設。この給食費というのは、毎年3億円掛かるんです。毎年ですよ。毎年、粕屋町の一般財源から掛かると。これ非常に財政的に困難です。しかし、そういったこともありまして、これは全国の自治体もそうなんですが、やはり国・県の補助があつてこそ、地方負担は当然生じるでしょう。しかしながら、そういった子どもたちの給食と教育については、国全体で考えるということの大きな考え方は、私は外しちゃいけないと思います。正に、裕福な自治体だけがやってるというようなこと。そしてまた、子どもが少ないような所だけしか、給食費についての無償化をやってない。これが実態でございます。そうではなくて、国、県そして市町村が一緒になってこの給食費の無償化を考える。正に今、この3党の中で、そういった協議がされているのは、そういう観点に沿った形で協議がなされているものと、私も非常に期待しているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、国の動きとして一番問題なのは、例えばこういう学校給食費、医療費とかいろんな問題、社会福祉関係の予算は、伸びしろに対してマイナス。物価高騰の関係

があるっていう状況の中で、軍事費だけ増やす、大企業の優遇措置をする、税制する、というようなことから来る負担が、結局福祉関係予算の中でやりくりするだけの、器の中での予算化ということになってるところに問題があると、私は思ってるんですね、国の運営の仕方として。だけど、自治体として、積極的に県・国に対しても、予算組みも含めて、国・県との取組を実施するように、強く要望もしていただいたいというふうに思います。

では次に、国民健康保険税の引下げと高校生以下の均等割の廃止や減免、多子世帯の減免などの実施について質問します。皆さんは聞かれたらびっくりするかと思いますが、粕屋町の今健康保険税は、収入400万円、4人世帯、全国1,736自治体で96番目なんですよ。福岡県では断トツですね。単身所帯240万円では全国73番目。福岡県では当然、新宮は去年ですか、おとしまでは高かったんですが、それを抜いとるわけですね。今年は、これ、去年の4月の時点での指標なんです。内容は、これは日本共産党の国会議員団が全国の自治体から集計した内容の結果です。こういう事態に今なってるんです。

粕屋町が高い保険税になったというのは、この中で収入が激減した2020年3月議会、保険税据え置いたことが赤字の原因だと、理由だというふうなことが言われ、そのあと値上げを進めるというやり方でした。しかし、その据え置いたことが、大変このコロナ禍の下でも国民健康保険の加入世帯から喜ばれる、負担軽減のために、いうことの声が大きくありました。しかし、この引き上げたのは何でかというのは、赤字を理由に県が示す標準保険料率よりも高い保険税を掛けて福岡県に上納する納付金、これを確保するために保険税を上げるというやり方をずっと続けてきた。結果、保険税はどんどん上がるということなんですね。当初、一般会計の繰入れも行っているということも含めてあったにもかかわらず、それもしないで県が示す指標で、それよりも高い保険税を加入者に押し付けるという状況だったと思います。

私は、この問題についてどういうふうにするかと。確かに保険税の問題、引き下げるのにいろいろ苦労もあります。しかし、今全国的には、子どもの数に応じて保険料から均等割、これ私も今まで何度も言いました。この均等割を減免する制度を作るように、提案してまいりました。全国的にもこれは、条例を作って、この法定減免じゃなくて、条例減免として地方自治体が制度化して、そして、二人三人おる子どものところは、三人目は安く、免除するとか、いうことなど含めたいろんな工夫がされて引き下げると。保険税そのものを、負担を軽減するというのに取り組んでる所があるんです。こういうことについて、実際、町として検討されてきたのかということについて、町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

まず、国民健康保険制度を取り巻く環境といたしましては、国は、将来にわたり国保財政の安定的に運営していくため、都道府県における保険料水準完全統一の早期実現を目指しているところでございます。これを受けまして福岡県といたしましては、今後も被保険者数の減少や高齢化の進展や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増加傾向にあると見込んでおり、県内保険料水準の統一に向け、各市町村の国保財政の安定的な運営を求めています。同時に、令和11年度を目標年次として、全ての市町村の赤字解消に努めるとしております。

粕屋町においても、令和6年度決算見込みにおいて、これまで続けてきた累積赤字の解消が見込まれそうですが、今後も被保険者数の減少や一人当たりの医療費の増加傾向が変わらない中で、県に納める事業費納付金等を考慮した場合、保険税率の引下げは、現時点では難しい状況でございます。国、県が示す保険料の統一化に向け、安定した国保財政の運営及び新たな赤字を発生させないように、今後も引き続き、諮問機関であります粕屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会等においても検討を行ってまいります。また、高校生以下の均等割の廃止や減免、多子世帯の減免などの実施については、国や近隣市町村の動向にも注意しつつ、国民健康保険制度における、相互扶助の理念の下、受給者負担の原則もありますことから、この点についても、今後も慎重に検討してまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今述べられた均等割の条例減免について検討したのかということについては、市町村の状況を見てということですけど、こういうことで、一般財政の繰入れを含めてこれを言う条例減免についてのシステムを活用することによって、負担軽減を行うための対策を立てろうというようなことについて、国保運営協議会も含めて、町長からの諮問も含めて行われて、実際検討されたのかということについて、答弁を求めたいと思います。町長に答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

議員がおっしゃるとおり、国民健康保険被保険者の方には本当に大きな御負担をお掛けしてるというのは重々承知をしております。ですけれども、再三申し上げておりますように、県のほうの統一化も控えておりまして、現在これ以上の、また逆に税を今後上げないといけないとかいう状況になったときに、更に被保険者の方に御負担を掛けるということは、私たちもそれは考えたくないところであります。もちろん均等割の減免等を考えていく必要はあると思うんですけれども、今の現状を考えた上では、難しいと判断をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

可能な制度を活用していくという点では、執行部のほうはいろいろ見解、考えて取り組まれてると思います。国の制度とか県の制度とかも参考に、取り組んでいくということも行われておるわけですが、私が言ってるのは、この負担軽減のためにどういう方法を採用かということも含めた検討を、常に取り入れてもらってやっていってもらいたいというふうに思うんですね。できないことはできないことがあるかと思いますが、法律的にも。できる所をいかしてやっていこうというのも、行政の役割じゃないかということで、この均等割の条例減免制度については、全国的に取り組んでますので、是非、参考にして今後いかしてもらいたいというふうに思います。

それともう一つは、先ほどから質問して私も回答を受けて思ってることの大事なこととして、医療でも福祉でもですね。この学校給食の問題もそうです。国保の問題でもそうですが、国の制度から、本来、予算組みして行うべきことをやらないで、国が、全部、市町村自治体、地方自治体に押し付けるということの政治の在り方ですね。これが一番の問題だというのは私も分かっております。それは、今取上げました国民健康保険税、保険の問題。これ制度発足の時は農業とか商業とか、そういう人たちなどを含めた、いわゆる対象にした国民健康保険制度ということで、国が補助金を出してやらないと、これは運営できないというところから出発してるんですよね。ですから、当初70%ぐらい出してるんですよ、国の拠出金を。しかしそれが今、23%、20%ですよ。こういう状況にしたこと自体が問題だというのは、私は指摘しておかなきゃないと思うんですね、国の問題としてね。ただ、だからということで、それを変えられないかんというのが基本です。

だから、自治体としても大いに、そこは国に対して要望すべきことはする。県に対して要望することをして、これを改善させていかないと、地方自治体にしわ寄せが来るだけ。それが、町民の暮らしに影響するということになってくるということ、何としても改善していかなきゃならないというふうに思います。そういう点で、最後に、この問題についてもう一度確認したいんですが。町長に確認したいんですが、今言いました均等割の条例減免制度など、是非、参考に検討して取り入れてもらいたいというふうに思いますけど、答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

言うまでもなく、国保財政については非常に厳しい状況です。しかしながら、その負担を全部国保加入所帯に押し付けることはやっちゃいかんということで、議員が言われるまでもなく、我々も非常に調査検討してるんですよ。県に対しても様々な要望もしておりますし、何か手立てはないかということ、今後継続して研究、検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、地球温暖化やゲリラ豪雨による自然災害などから命と生活を守る取組について。昨年は、地球温暖化によって産業革命前より1.52℃超えるという異常気象。パリ協定も含め、地球温暖化対策の問題で、COP28の時も1.5℃超えないようにするということなど含め、世界的にこの地球温暖化に対するCO2排出削減をする取組を行ってきているのは当然御承知のことであり、町としてもこれについて計画を立てて取り組むということになってはきてるわけですが、先日、トランプ大統領はパリ協定から離脱すると。一番、二酸化炭素出して工業を行っている、中国とかに次ぐアメリカが、これを否定してしまうということが、非常に大きな地球温暖化に対する逆流として生まれてきていることについては、危惧するものです。

私は、今から2030年、2050年までにカーボンゼロ、取り組んでいく。そうしないと、地球の生物も含め、我々人間も生きていくのは、環境的に難しくなるような事態になりかねないというのが、世界共通した捉え方なんですよ。にも関わらず、日本も同じように、アメリカと同じように、石炭火力にしがみついて、そしてCO2排出を続けるということがあるわけですね。これについては、ヨーロッパの国々から批判が出てるんですよ。トランプ大統領のこの立場と、日本に対しても厳しい批判があるんです。ドイツとかフランスとかは、削減率を2035年に60%、70%削

減していこうという大きな目標を持って取り組んでいるんですよね。こういう中で、日本は世界で5番目に、先ほど言いました二酸化炭素排出量が多い国なんですね。

だから、粕屋町として取り組んでいる国の基準、県の基準では、本当に自然環境を守り、人類を生存していく力になる、地球温暖化に対する取組をやっているかなきゃならないわけですが、特にそういう点で省エネ、再エネの問題も含めて、私はこの町の取組を、どういうふうに具体的にやっていくかというのについて質問したいと思いますが、まず初めは、公共施設や一般住宅など、太陽光発電や蓄電池、耐熱窓など設計するための公的助成、国の助成も含めて、県の助成も含めてあるかと思いますが、町独自でこれについて取り組むように決めてるもの、計画しているものについての説明を求めたい。町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

昨年度、粕屋町公共施設等への太陽光発電設備導入可能性調査を実施しており、その結果に基づいて公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に進めることを予定しております。一般住宅などに対する粕屋町独自の助成施策につきましては、今後の検討課題であると考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは、昨年の3月議会ですか、この時にも質問したのとほとんど変わらないんですよね。今後検討する、手が付けられる所、やれる所から行い、そして県とか国の助成についてこういうのがありますということも含めて、それは当然インターネットなんか見れば、県のホームページとか国のホームページのいろんなのには出てきます。ただしかし、そういうのでなくて、町としては広報にも載せて、そういう点で周知徹底して支援を行っていくということこそ、今の省エネ再エネを含めた地球温暖化に対する大きな取組になっていくと思うんですよね。温暖化についての問題としてですね。そういう点がちょっと見えてこないんですよね。広報には、ゼロカーボンを含めてということで幾つか進められてます。

これは非常に、この前、デイサービスを行っているステラという所で、厚生常任委員会で、有志で懇談した時に、分別収集の問題を含めて、町がゼロカーボンのこういう取組をしているのが、広報に載ってましたという紹介もあっておりましたので。そういう点での運動と言いますか、取組というのは町でも取り組んでますが、

具体的に例えば、その耐熱窓については、どういうふうな形でとか、太陽光発電とか蓄電池についてはどういうふうな形で、公共施設のほうからそういう取り付けていこうということになるのかということ。先日、施政方針のあれ見たら、中央保育所にそういう太陽光発電も含めたそういうのを作るっていうことでしたけど。それ以外にも含めた計画というのは、もう少し幾つかあれば、特徴的な点でも説明を求めたいですが。町長に、関係所管課長。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

ゼロカーボンに関する国や福岡県の補助事業についての紹介は、ホームページのほうで載せております。公共施設については、朝日団地、中央保育所、西小学校等に今後設置する予定にしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎１０番（田川正治君）

これは、粕屋町の商工会とか含めた、この工事を請け負う人たちなどを含めて、国からのと県の補助を使った取組を進めていくという点についての、いわゆる会議とか話し合いとかいうようなことが行われてきてるんですかね。その点について説明を、関係所管。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

これを策定するときには商工会も交えて策定したんですけど、その策定した後に対しては、会議等は今行っておりません。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎１０番（田川正治君）

いずれにしても、国、県、町じゃなくて、もう少し積極的に予算化の問題も含めてあると思いますが、ただ、もっと積極的にそういう点での通知も含めた告知、広報も含めてやって、促進していってほしいというふうに思います。

それで、この問題として、先ほども述べました、次の問題に行きますね。CO2削減のための食品廃棄物とプラスチックごみの分別収集について、あわせて、クリーンパークの建て替えについて、食品廃棄物の燃焼を処理すると説明あったけど、こ

れの内容について私が気になってるのは、この今までのクリーンパークの在り方、また今後の問題としてCO2の排出量が削減していく方向の、いわゆるクリーンパークの改築を含めた施設整備という方向でなっていってるのかという点です。

それは、何でその点について質問してるかというのは、ごみ焼却によるCO2排出量が、横浜市でということでホームページに載ってたんですが、一般廃棄物事業が出すCO2排出量は4割を占めてると。千葉市では7割占めてるといようなことが言われてる。ですから、家庭ごみを含めて持ってた分を廃棄するときに、それだけのまとまったCO2が排出されるということで、これはなかなか統計上も町とか自治体では集約してないので、何%しか出ておりませんと、10%以内といようなことなどが指標で出たりするということで、実際は、CO2の排出はごみ焼却の中で多く生まれてきてるんだということがあるわけです。そういう点で、ちょっとその辺りが分かれば説明してもらいたい。その2点。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

質問事項にないものですから、資料としてはありません。ただ、これクリーンパークの新しい燃焼設備、処理設備についての協議の中であるべきもので、今の段階では、粕屋町としての資料とかデータについてはありません。ただ、全体的には、やはりCO2削減、そしてまた、ダイオキシンの何でしょうかね、もう完全にダイオキシンを無くすといようなことについての対策は考えております。検討しております状況でございます。まだ今のところ、今のRDF方式で、燃焼材料としてのそういった資源化するといことでは、ここ二、三年はまだございます。それから先、新たな燃焼設備でどんなふうな数字になっていくのかというのは、お示しをしていくべきだろうと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

クリーンパークの関係、建て替えの問題も含めて関連してくる問題だから、町としてどういうふうに取り組むかといことなどあるかと思います。ただ、もうそれは建設してる点での問題点、改善できる所はしていくことが必要だといふう思うんですが、私は、分別収集の問題でまとめて燃やすことでのそういう問題もあると。だから、これは前回も質問いたしましたけど、大木町のように28種類の分別収集が行っている。特にその中で、燃えるごみの中の生ごみの中のプラスチック類、ビニール類。これを分別することが非常に大事だといことがあるわけですね。結

局、一緒に燃やしたとしても、今までのRDFと同じように、ビニールと一緒に生ごみを燃やすということになるだけで、これを別々にすることによって、CO2排出が少なくなるということなどあって、燃えた分をどういうふうに使うかということで、いわゆるCO2排出を少なくするための方策としても、分別収集が大事だということがあるかと思います。

そういう点で、今までもクリーンパークの施設の改造の建て替えの問題を含めて、まだリサイクルの問題とかそういう対応には十分できておりませんという説明、今後からですということでしたけど。そういう方向というのは町でも、独自に、今言いました分別収集の方針を持って取り組んでやっていくのと併せて、クリーンパークはクリーンパークで建設されることも含めて出てくるとは思いますけど。そういう分別収集は検討してもらいたいと思うんですが、その点について町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員がおっしゃったのは、私間違えと思うんですよ。構成3町、これ実際委託するのを入れると、南部の2町も入りまして5町になるんですが、統一化して、やはり地域として対策を考えなくちゃいけない。粕屋町だけでしても、全体のCO2削減にはなりません。したがって、特にプラスチックごみの分別収集につきましては、今回、このごみ処理施設の更新、本当にいい機会と思うんですよ。今RDFだったから一緒だった。もう今度は分別しないと、正に議員がおっしゃるようにCO2削減にもならないし、ごみの減量化にもなりません。分別収集につきまして、正に脱炭素化資源化の観点で、構成町で真剣に議論すべきことだと私は思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

国も、そういう点で環境省などは、この分別収集を含めて、大型ごみ処理場での処理に頼るんじゃなくて、それはもうそういうことでは駄目だと、というようなことも見解、小泉環境省の時ですかね、出してるのがあるんですよね。ですから、分別収集を含めてしっかりやる中で、そういうことも含めて一緒に取り組んでいけるならば、そういうふうにしていったほうが、早くそういう町レベルの町民の人たちのごみ処理に対して、理解も深まるということにつながっていくというふうに思いますので。是非、そういう点も含めて検討していただきたいと思いますというふうに思います。

では次に移りますが、集中豪雨による被害防止のため、土地区画整理事業区域や

公園、町有地など、調整池や地下貯水槽の建設の実施についてです。これについては今温暖化問題も含めて話をし、もう今世界的にも、日本の国民っていうか、皆さんの中でも当然この環境問題とあわせて、集中豪雨、ゲリラ豪雨とか海面上昇とかいうことも含めて、いわゆる自分たちが住んでる所の住宅も含め、どうなるのかというのが非常に心配な点があると思います。北極や南極の氷が溶けて海水海面上昇と。ツバルやったですか、島が沈んでしまうという状況になっているということなどあるし。そういう点で言えば、今からの海拔と海面上昇という点で、多々良川とか須恵川の中からの氾濫なども、当然生まれてくるというふうに思います。それをどう予防するかということから、私はこの問題を提案している。質問してるわけです。今までも土地区画整理事業とか、町有地とかそういう所の建設と併せて貯水槽とかそういうのを作ることも、関係者と話し合っていくということでしたけど、その後、具体的に区画整理事業とか公園とか町有地などで計画などが、話があればその説明を求めたいです。町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

黒田上下水道課長。

◎上下水道課長（黒田道明君）

最初に上下水道課からお答えいたします。集中豪雨による被害防止対策につきましては、町といたしましても、被害軽減のための取組をこれまで行ってきたところです。現状といたしましては、町が整備したものとして、地下貯水槽を3か所設けております。また、阿恵大池公園も洪水調整容量を持たせた公園整備を行っているところです。これまでの被害状況でございますが、直近で大きなものとしましては、平成21年7月の九州北部豪雨がございます。この時の町内の住宅被害は、床下浸水の報告が104棟、また、床上浸水の報告も18棟ございました。

こういった住宅被害を軽減するために、町の地下貯水槽や調整池の整備が、必要性があったと考えて整備を進めてまいりました。その後の住宅被害の報告につきましては、翌年の平成22年その際は、床下浸水が一棟ございましたが、この平成22年を最後に、被害報告は上がってきていない状況でございます。町の対策によりまして、被害軽減がなされてきているものと考えております。調整池や地下貯水槽の建設ということでございますが、現在、住宅被害報告も無い現状から見まして、現在のところは、新たに建設する計画というのはございません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

区画整理事業の所などの関係者との話も含めて、計画が出ている所がありますよね。担当所管課長。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

土地区画整理事業の地域について御説明いたします。土地区画整理事業におきましては、建物を建築するのに適当な宅地となるよう、必要な排水施設の整備改善を考慮して土地利用の計画を定めることとなっております。土地区画整理事業では、土地利用形態を変更し、下流域に対して流出増を発生させますことから、影響を与えないよう、事業区域から下流側への流出量を抑える雨水流出抑制を土地区画整理事業組合のほうに指導してきております。以上のように、土地区画整理事業の地域については、こういった指導をしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、今の時点で問題が無いということであるわけです。それは地下貯水槽とか含めて、今まで建設したことによって防げてることが非常に大きいとは思いますが、ただ、今からは、もっといわゆるゲリラ豪雨を含めた、そういう海面上昇などを含めた問題が急速に強まっていく状況というのはあるわけで、そういう点では、その町だけということにはならないと思うんですが、国も県も含めて、そういう方向で取り組むことも含め、是非、積極的に計画を立ててってもらいたいというふうに思います。

それでは最後になりますが、地域公共交通の役割としてのふれあいバス（粕屋町福祉巡回バス）の運行について質問します。二つ、今四つですか、コミュニティバスを含めて四つのケースがあって、それぞれどういうふうに取り組む、どういうふうにしていくかと、メリットデメリットという問題が出されていると思いますが、私は、このふれあいバスとAIオンデマンドバスの運行の役割について質問します。

特にふれあいバスについて、当初ふれあいバスを運行させるに当たって、福祉の目的も含め、町内の人たちが利用しやすい、そういう費用も掛からないでと、料金も掛からないというようなところから、目的としては、出発したというふうに思う

んです。そういう点の意義も含めて、このふれあいバスについてのメリットデメリットについて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

粕屋町のふれあいバスは、平成5年5月から福祉バスとして運行を開始しております。町内の交通弱者の方の利便性などを目的として運行しておりました。メリットデメリットにつきましては、無料で利用できることが、利用者にとってのメリットだと思われておりますが、そのほかにもベンチの常設やシャトルバスの車両変更など、範囲は限られますが利用者や地域の要望に対応できる場所だと思っております。また、デメリットにつきましては、現在の無償のふれあいバスの形態は、道路運送法に抵触しないような形を取る必要があり、長年の懸案事項である往復運行の実施や運行本数の増便、コース、バス停の増加など大きな課題、そして一方では、個々のニーズが多様化しており、これから多くの課題解決が難しいのではないかとこのところがデメリットで挙げられると考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

次に、AIオンデマンドバスの運行と役割。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

今後の粕屋町の地域公共交通を検討するに至った過程から、AIオンデマンドバスのメリット、デメリットについて御説明いたします。昨年度実施いたしました粕屋町地域モビリティ検討調査の結果を基に、これからの粕屋町の地域公共交通として、どの方法が最適であるかを、4点で検討しております。まず一つが、コミュニティバスの転換。二つ目が、タクシー利用の助成。三つ目が、ふれあいバス拡充。四つ目が、AIオンデマンドバスの導入。こちらを比較検討しております。

初めに、コミュニティバスへの転換ですが、メリットといたしましては、スムーズな乗降への対応など、バリアフリー車両への転換がございしますが、デメリットとしては、運賃がかかること。また、運転手の確保が困難なことから、バス事業者に見積りを依頼しましたが、提出も難しい状況でありました。

続きまして、タクシー利用の助成ですが、早期に着手できるメリットはあるものの、財政負担が大きくなりますので、対象者や回数を制限する必要があり、また、

公共交通利用の裾野を広げる効果、あるいは、持続可能性が低いというデメリットがございます。

3番目のふれあいバスの拡充ですが、車両を増やし、逆回りルートを設定することで利便性を向上させるというメリットはございますが、デメリットとして、乗換えが不便であることやバス停から遠い方は今後も利用がしにくいこと。また、運転手の増員も難しいことが挙げられております。

最後のAIオンデマンドバスですが、メリットとしては、バス停がふれあいバスの2倍ほど増やせること。また、最寄りのバス停から好きな時間に行きたいバス停へ、乗換えなく乗れることで利便性を向上でき、子育て世代など、利用者層の多様化が期待できます。デメリットといたしましては、事前の予約が必要で運賃が掛かるということが発生いたします。

これまでの調査による粕屋町の地域公共交通の課題としましては、ふれあいバスの便数が少なく、好きな時間に乗れないこと。乗換えがしにくいこと。バス停が近くにないこと。そして大型免許の運転手確保が難しいことが挙げられます。これらの課題を解決するために、AIオンデマンドバスでは、好きな時間に乗れること。乗換えが不要であること。大型車両がこれまで入れなかった住宅街へもバス停が設置できること。小型車両であることから、運転手が比較的求人しやすくなること。また、駅や路線バスのバス停との結節点を強化することで、町外へ出掛けるときも、鉄道やバスへの乗り継ぎが便利になること。そのようなことから、粕屋町の地域公共交通の課題を解決できる方法として、また、持続可能な公共交通を確保していくという観点から、AIオンデマンドバスが最適と考えて、導入に向けて現在準備を進めているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

メリットデメリットそれぞれあると思います。私はどちらのメリットもいかしていくという点からいえば、ふれあいバスは無料で、そして高齢者とか利用しやすいというのは、今までもそういうアンケートの結果も出てると思います。そういう点で言えば、オンデマンドはオンデマンドとしての役割を果たせると思う。ただ、今までの無料で使った人たちというのは、自分たちの近場の人たちは大いに使い勝手がよくて、そして使ってるというのが現状だと思うんですね。だから両方ともあれば、自分たちが若い人たちも含め、インターネットですということなどできるし、お年寄りの人はそこまでできないなら、今までのふれあいバスというようなことも当然あり得ると、財政的な問題も含めて検討されてると思いますけど、私はそ

ういう点で、今までのふれあいバスをしっかりと使って、有効な粕屋町の地域公共交通を確立してもらいたいということを申し上げまして質問を終わります。

(10番 田川正治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

それでは、皆さんおはようございます。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。ただ今から一般質問を始めます。

今年は被爆80周年、戦後80年。マスコミでは、これを記念して、悲惨だった戦争の体験や戦争遺産の継承や保存などが報道されています。現状については、同僚の田川議員が話されましたので割愛して、昨年、やはり日本被弾協のノーベル賞受賞は本当にすばらしいことだったと思います。闇に平和の光を照らす役割を果たしていると思います。現在の膨大な軍事費、これは平和のために、福祉や教育、文化的生活や国民生活の向上に皆さん、使おうではありませんか。

それでは質問に入ります。最初に、豊かな農業を再生するための施策です。米不足の問題、それから備蓄米問題について質問していきます。昨年後半から米不足が叫ばれ、米の暴騰が続いています。農水省が、昨年11月10日に2024年産米の収穫量を発表しました。これによると、収穫量は前年比2.7%増、679万2,000 tです。増加に転じたのは、2018年産米以来の6年ぶりだそうです。25年の在庫水準が24年とほぼ変わらない見通しなので、需給のひっ迫は続きそうだと見ているようです。現在スーパー等で売られている米の値段ですが、私2月28日に四軒屋の所のイオンに、見に行ったんですが、5 kgの福岡県産米の元気つくしで、3,980円。夢つくしで、3,980円。ヒノヒカリが、3,880円でした。阿蘇産の白水という、これ銘柄米でしょうね、これは、4,020円だったです。これは本当に高いなと感じました。最近の農水省の報道では、90%値上がりしたと報道しています。昔だったら、一揆が起こっても不思議じゃない状況になっていると感じます。

さて、政府は、備蓄米を総量21万 t 放出するそうですが、この21万 t の根拠で

すが、これはJAでの24年産米の集荷減少分の21万tに相当するそうです。これで米の値段が目を見張るように下がるのでしょうか。誰もが疑念を持っているようです。もともと、米の値段は自由販売になって余りにも下がり過ぎました。農家の時給が10円だと12月議会では申しましたが、農家は生活できません。最近では、これが時給100円になったと報道されています。それでも苦しさは変わりません。今年、2025年の稲作の作付面積は増えるのでしょうか。

ちなみに粕屋町の町政要覧資料編を見ますと、3ページに耕作面積が書かれています。皆さんも、議員の方々も御存じだと思います。こういう町政要覧ですね。真ん中の表に耕作面積の田の面積が匹敵すると思うんですが、昭和35年から一貫して減少しています。近いところの令和2年ですが、令和2年では、168.5haです。令和6年度に関しては、12月議会の私の一般質問に対する稲永課長さんの回答がありましたので、それは、117haです。目標面積が、139.1haで、22ha及ばなかったということと解説されました。令和2年から令和6年度の減少幅が51haになっています。非常に大きな減少です。これは粕屋町の現状です。今年の作付面積は、大隈地区の開発等もありますから、もっと減少するんじゃないかと思います。

それから、粕屋町の生産組合のほうで、私も入ってるんですが、最近作付の調査がありました。それを参考にするのかな、しても分かると思うんですが、担当課ではこの状況をつかんであるのでしょうか。これが1点ですね。それから、2点は粕屋町の今年の稲作の作付面積がどれくらいになるのか。それから三つ目が、減少させないような計画を今作られているのかどうか、今後作られていく予定があるのかどうか、それを回答していただきたいと思います。箱田町長はちょっと回答難しいと思いますので、担当課のほうへ振っていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

今現在、農家の方に実施計画書をお配りしております、それを今集約しているところでございます。先ほど大隈の農区の分で、ほ場が減るからということと言われておりましたが、去年も同じ状況ですので、その分は恐らく同じような状況だろうと思います。大体近年でいきますと、120haから117haの水稻作付をされておりますので、大体同じぐらいの面積になるんじゃないかなと思っております。

今後の状況でございますが、国が実施しておりました米の生産調整制度が、平成29年産をもって廃止されております。それ以降につきましては、任意作付が可能にはなっておりますが、県のほうが米価下落を防ぐために需給調整という形を採っている経緯がございます。本町におきましては、米の需給調整に係る目標面積から、

大幅に水稻作付の面積が下回っておりますので、農区長会におきましても、減反せずに作付していただいて大丈夫ってことはお伝えしてるんですけども、農家の方はやっぱり、去年と肥料の関係とかもあって、去年のまんまされてる方が多い状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大体の状況は分かりました。多分、今年米不足が起こるでしょうから、積極的に作る方策を考えていただきたいと思います。

二つ目です。2番目に移ります。米の値段が暴騰してるけど、町民に対する支援の問題です。さて、農林水産省は、2月19日、1月の24年産米の相対取引価格を発表しました。全銘柄の平均で玄米60kg当たりですが、2万5,927円になったと発表しました。相対取引価格っていうのは、JA全農などの集荷業者と卸売業者との間の取引価格です。24年同月比で69%の上昇だそうです。5か月連続で過去最高の更新をしていると述べています。多分また、来月も発表はあると思いますが、同じように上がるんじゃないかと思います。我が党の田村貴昭衆議院議員が2月20日の予算委員会で質問したんですが、江藤農水大臣は、「米自体が無いという認識はない。」と答弁しました。米は有ると答弁しました。田村氏は、その認識が間違っているんじゃないかと。2023年6月末までの1年間の主食用米の需要量は、705万tなのに対し、収穫量は661万t。すなわち、44万t足りなかったんじゃないかと追及しました。

米価の暴騰は、米不足が減反政策で続いているからだとは思いますが。正に、米価の高騰は国政の大問題です。国は、備蓄米の放出で鎮静化させるという手段を採っているだけですが、本当に国民が納得する価格まで下がるのかどうか疑問です。稲作農家が減少しましたし、米の生産量は、この20年間で200万tも減少しています。政府は、去年は米需要が増え、米不足が生じたのに、今年の需要見込みを31万t減らしているそうです。インバウンドが増えていますし、昨年以上に米の需要は増えるでしょう。去年は、夏以降の米価の高騰の中でも、米の販売数は減っていないそうですから、需要が昨年並みだと31万t、明らかに不足します。それ以上だと、もっと不足します。夏場の米不足は必ず起こるんじゃないかと私心配するんですが、粕屋町として、米の備蓄とかそういうものはしておりませんので、なかなか支援も難しいと思うんですが、粕屋町として、町民保護の立場からどのような対策が考えられるのか。考えられることがありましたら、述べていただきたいと思います。簡単に結構ですので、箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正に、今回去年から続く米不足、やはりインバウンドの影響はありますね。ものすごい数の外国人の方が観光に來られて、何を求められるかという、日本の食文化らしいんですね。食文化、正においしい日本の米を食べたいと。外国の、例えばジャポニカ米とかあるんですが、やはり日本の米はおいしいということで、寿司を代表とするような米を中心としたそういった食文化を楽しまれる。これが非常に外国人の方には感銘を受けさせているような状況です。そういったことも大きな原因であり、もう一つはやはり担い手不足、そしてまた、これ反対のことなんですけど、米価のやはり上昇がないと。生産者米価ですね。これがないということが、やはり農業を営んでこられる方の意欲をそいでいると。そしてまた、それがひいては、後継者がいないという状況、正に悪循環を呈しているようでございます。

町としまして、先ほど地域振興課が言うように、生産者のほうに、まだまだ減反じゃないですよ、どんどん作ってくださいということは言いながら、そしてまた、そういった機械関係の機械利用組合に対する補助金も大幅に増加しまして、生産者意欲を増してもらうような施策は行っています。そして一方、消費者については、2年前ですか、お米券を、特にこれは高齢者の方対象でございましたが、そういった施策も過去しております。今後、こういう状況が続くとなりますと、やはりその辺の消費者に対する支援策も考えていかなければならないということでございますが、とにかく米価が下がってほしいというふうに望むところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いろいろな状況が生まれてくると思いますので、町としても怠りなく対策を練ってほしいというふうに思います。期待しております。

3番目です。稲作だけでなく農業全体の衰退が心配されます。農業の発展のために、どのような展望が持てるのかということです。日本農業の展望についての質問になっていくんですけど、国連では、大規模農業の発展ではなく、家族農業の発展を推奨しています。小規模でも家の周りや近辺に家族の手の届く範囲での農業を進めていくことが、食料飢餓を防ぐと述べています。地域振興課では、12月議会の課長の答弁もありましたように、機械の共同利用とか、本当に様々な支援を行っております。それは十分理解できました。中小規模農家の支援、中小規模農業の発展という観点からいうと、機械の共同利用化支援のほかに、これは機械の共同管理支援

っていう、それに対する支援というのは本当にいい支援だと私は思うんですよ。そのほかにも、どのようなものがありますか。地域振興課の課長さんのほうから答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

一般質問の中身とはちょっとずれてきてると思いますけれども、元々は、先ほど町長も申しましたが、機械利用組合、担い手不足、後継者不足の解消のために、現在町内では6農区が機械利用組合を設置しております。運営されておるところでございますが、そこに対して農業機械購入に際して、補助を行っているところでございます。それ以外にということでしたので、前回もお伝えしたと思いますけれども、米以外の作物、転作に対して、作物を植えられるときに10a当たり1万円の補助を行っているところでございます。国のほうでは、産地交付金ということで、販売農家に対して、それはまた年によって金額が変わりますが、大体野菜関係で10a当たり1万円、ブロッコリー辺りで大体1万3,000円から1万5,000円ぐらいの補助を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは次に移ります。

農家の皆さんが強く希望してあるのは、アメリカやヨーロッパでも、農民支援の政策として強力に採られているのが、価格補償や所得補償政策です。国の政策としては、これ非常に要望が強いと言われてるんですけども、地方自治体が実施するとすればどのような形態になるんでしょうか。何かこれの具体的なやり方というのは、地域振興課のほうでは、何か考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長

◎地域振興課長（稲永 剛君）

さっき転作の話はちょっと先ほども申し上げましたが、水田につきましては、やはり中心になるのは水稻作付になってくると思っております。その先ほど申しましたように担い手不足とかの関係では、機械利用組合に対し補助を行っているところでございます。転作につきましては、ちょうど次の質問にもなると思いますけれども、2026年にブロッコリーが指定野菜になりますので、それに合わせまして、新

たな特産品としてではなくて、やっぱり今ブロッコリーが粕屋町の特産品でありますので、そういったブロッコリー農家に対しての補助を拡充することであったり、ブロッコリーが粕屋町の特産品ですよということを、町内外にアピールするために努めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎９番（川口 晃君）

それでは次に移ります。12月議会では、同僚の議員から地域のブランド農産物の開発とか様々な意見が出されました。私ももちろん同感です。私も粕屋町はどんな農業をしていけばいいのだろうか、展望が開けるだろうかと、いろいろ考えを考えてはいるんですけど、知能や経験が足りませんので、なかなか開けません。

さて、JA粕屋の３月号の表紙があるんですが、JAの３月号、こういう作物が紹介されています。今月の生産物紹介というところですが、「博多蕾菜」。何か大型からし菜の一種だそうで、サラダ、炒め、揚げ物でおいしく食べられると紹介されています。これ、「あまおう」のような大ヒットとはいかなくても、こうした特産物を作ることも大事だろうと思います。ただし、種子法とか種苗法の関係がありますので、農家の権利が守られるかどうかちゅうのは分かりませんが、大いに発展していくことをこれ期待しています。

12月議会では幾つか述べられましたんですが、こうした農作物は、これは将来期待できるというような農作物が粕屋町にはなかなか見い出せません。ブランド米としては、もちろん、さっきも紹介されましたあれがありますが、例えば加工業との連携の問題ですが、私の地域に「うえすたん」のハム会社があるんですけども、これはドイツのフランクフルトの品評会で金賞、銅賞なんか非常にレベルの高いハムなんですね。そういう実力のある製品と、例えば地元産のいわゆる地産の利用ということで、養豚業の育成とか何か連携が寄与できていったらいいなと思うんですけど、ほかにもそうした隠れたものなど、加工業と農業との連動というような、そういう観点から、農業の発展が展望できたらいいなと思うんですけど。地域振興課のほうでは、何かつかんであるような中身ありますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

通告書から少しずれてるようなんですけども、答弁ができるかどうか分かりませんが、展望というところで。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

展望というほどのあれはあれですけど、今ちょっと先ほど話が出ましたので、「うえすたん」さん、本店が粕屋のほうにあるんですけども、そこでウインナーを作られてる分で、商工会さんで以前、平成23年4年ぐらいに全国展開プロジェクトということでブロッコリーとバラを使ったものの開発をちょっとしてた時があったんですけど、その時にちょうど、もうお亡くなりになってますけど、「うえすたん」の方にちょっとお話をして、ブロッコリー入りのウインナーを作ってもらったこともあったんですけど、やはりちょっと微妙な味ではございまして。一応、養豚とかそういうのを言われておりますけど、粕屋町今も養鶏にしる畜産にしる、今ちょっとゼロという、九大農場も無くなったことによって、ゼロという状況になっておりますので、今の状況でちょっと展望を語るのがちょっと難しい状況ではございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

さて、全国ではどのような農業が行われているだろうかと、ここ数年、我が党の赤旗日曜版で、いろいろな農業が紹介されております。二つほど紹介しますと、一つは、これは耕作放棄地を利用して、太陽光発電を行いながら、下の畑でミカン栽培をやっているようなものですね。それから二つ目は、福島県の二本松市で行っている営農型太陽光発電だそうです、ものすごく大規模ですね。もうすごいこれは、発電機の下ではぶどう、えごま、大豆の栽培、それから肉牛の放牧までも行っているそうです。

こうしたいろいろな新たな発展、展望が作られてきてるんですけども、まだまだ全国にはいろいろな多様な農業が行われているんじゃないかと思います。粕屋町にふさわしい農業っていうのは、こんな大規模なことはできませんけども、単なる水田だけでなく、水田との組合せで他の農産物を栽培するとか、例えば原野か丘陵があるかどうか分かりませんが、それらを利用したの農業とか、そういうことは考えられませんかでしょうか。やっぱ、箱田町長のほうでは答弁が難しいでしょうか。担当課のほうで、つかんであったらお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町は、昔は正に農業立県でございました。米穀を中心に、もう農家数も非常に多くて、至る所に水田が広がる、そういった状況でございましたが、御存じのと

おり、都市化がどんどん進み、住宅、そしてまた物流、あるいは商業辺りも非常に進出をし、今現在も町内では4か所、5か所のそういった都市開発の計画があると。そういった状況の中ではありますが、やはり質問の最初に戻りますが、やはり日本の主食である米穀については、まだまだこの糟屋地区では古賀市に続いて非常に生産量が多いということで、米穀農家に対する支援は、やはり続けていかなければならないんですが。

私も最近知ったんですが、農協のほうは、こういった粕屋町のこういう狭い地域の中でも、ドローンによる農業のやり方を今研究してあります。ドローンの何をするかというと、薬剤散布なんですね。これは、身体に害がないぐらいの薬剤を、空中から集団的に散布するとそういった計画も考えてあるようです。地域によって非常に難しい部分もございます。できる部分から始めようということですが、その辺も、私も農協のほうとも協議しながら、何か支援することがないかということは今後考えていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、分かりました。

それでは2番目に移ります。JR福北ゆたか線の改善問題です。一つ目は、柚須駅、原町駅の待合室の空調設備の設置の問題です。昨年の秋に篠栗町の人から友人を通じて相談がありました。彼女の相談は門松駅の件でしたが、一度ほかの駅も見学してみようと思ひまして、2月の上中旬に柚須駅と原町駅と門松駅の見学に行きました。柚須駅の待合室にいる中年の男性に、「寒くないですか。」と声掛けしたんですが、「寒いんですね。」と、「もうホームは風が吹いて寒いので、ここは風がないだけでもましですよ。」とおっしゃられました。とにかく柚須駅は風が強いんですよ、北風が。「夏は、待合室は冷房がないので暑いですよ。たまりませんよ。」と話されました。

数日後、原町駅にも待合室に行きました。30歳ぐらいの青年が、椅子に座って寒そうに弁当を食べていました。この青年にも声を掛けたんですが、待合室は、電気がついていなかったのか、もう薄暗く、狭く、寒かったこともあって、何かもう青年の姿が、本当に何かこうみすばらしく見えました。原町駅の待合室は本当に狭い。窓も無かったように思います。原町駅、柚須駅の待合室には空調設備がありませんから、時間待ちや友達同士が集合して旅行に行ったり、買い物に行ったりするときは必ず待合室を利用します。箱田町長、両駅に空調機の設置はどうでしょうか。答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに、議員おっしゃるように、空調設備が設置できない部分もあるんですね。できてないということもありますが。そういったものにつきましては、ちょっと検討を所管のほうでしておりますので、お答えします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

柚須駅と原町駅の待合室は、駅ホームから改札口の外に出た切符売場付近に設置しているものだと思います。福北ゆたか線の場合、例えば柚須駅から博多行きは、1時間当たり朝夕が10分から15分間隔で、昼間も20分間隔で列車のほう走っていると思います。原町駅についても、朝夕は柚須駅に比べて、1時間当たり1本ほど少ないのですが、昼間は20分間隔で列車が走っている状況です。待合室からホームへの移動時間を5分ぐらい見ますと、待合室は実質5分から15分ぐらいの短時間のご利用ではないかと推察されます。現状の待合室の管理体制とか、御利用状況を踏まえまして、JRとの検討事項とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

実は、待合室が午後3時柚須駅閉まるんですね。原町駅はどうなるか分かりませんが。そうすると、夕方あそこで待ち合わせをすると、外でじっと待つとかないけないんですよ。だから結局、待合室が自由に使えないという問題もちょっとあります。その辺の検討もお願いしたいというふうに思います。やっぱり駅の無人化が進んで、本当に駅自体が使いにくい駅になりつつあります。

次に門松駅の問題に移ります。篠栗町の人からの相談の一つは、駅舎が古く建て替えてくださいとの要望でした。確かに古い。行ってみますと、やはり古いと感じました。私は駅舎の写真を撮るために、改札口の所にいらっしゃる方に、「ちょっとすみませんが、写真を撮りますので、どいていただけませんか。」と言ったんですけども、その男性に尋ねました。「待合所は、ここは無いんですか。」って言ったら、その男性は「無い無い。」と、「ずっと前から無い。」と言う。ふてくされた声で返事されました。数分しますと、篠栗方面から列車が近づいてきましたが、もうそれに合わせたように人たちがずっと来るんです。やはり時間に合わせて、もう待合室が無いので、最短の時間ですかね、そういう感じで来られるんじゃない

かと思います。

私は、乗車数がどのようになっているのか調べたくなくて、先ほど農業問題で利用しました5年版の町政要覧を見ました。これびっくりしたんですが、乗車数が、令和4年度の統計ですけども、柚須駅が、3825人。長者原駅が、3,630人。原町駅が、1,508人。門松駅が、1,303人です。門松駅は意外に多いんですよ。原町駅とは200人の差しかありません。最近、議長から頂いた資料によりますと、柚須駅は、4,223人。長者原駅は、3,845人。原町駅が、1,617人。門松駅は、1,416人です。いずれの駅も増加しております。門松駅も原町駅も100名ほど増えております。コロナの影響から回復してきてるんだらうと思います。門松駅の利用増は、篠栗町のほうからの方の乗客の利用が急速に増えたんじゃないかなあというふうに感じています。

さて、駅舎の問題ですけど、駅舎の改築とか待合室の設置とかについては、町はどのような見解をお持ちでしょうか。箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

門松駅は、敷地の形状から、改札口を出ますとすぐ道路に接続する配置となっております。待合室を設けるスペースがございません。現在のところ、このような制約の条件から待合室の増築は難しいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

これほどやはり利用客がどんどん増えていく中で、待合室の無い駅っていうのは、本当にそれでいいのでしょうか。今後、何らかの形で検討いただきたいなというふうに思います。それから、駅舎が古いという感じがしたんですが、駅舎の改築なんかを考えてありませんか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

2月の21日だったですか、JR九州と西鉄4者間で協定も結んでおります。その以前に、JR九州とも協定を結んでおります。この協定の内容につきましては、やはり福北ゆたか線の利用客に対する利便性の向上、そしてまた、地域振興なんですね。そういった大きな観点から、計画は練ってまいりたいと思いますが、何せお金が掛かるんですね。JR九州は全くお金出しません。もう本当に町費負担になります。で

すから、この待合室も、今担当が申し上げましたように、スペースが無いということからすると、やはり用地買収あるいは地域の全体的な見直しという大きな観点からでないと、なかなか解決するものではございませんが、今後の検討事項にさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは次に移ります。原町駅と門松駅は、快速が停車しない便があります。篠栗町の方の要望のもう一つは、快速は全て門松駅も停めてほしいとの要望です。原町駅で駅員さんにこの件について伺いました。そうしますと、時刻表の青い字が快速で、停車する快速は丸い印が付いているというふうに説明されました。柚須駅、原町駅、門松駅の時刻表を見ますと、確かに柚須駅に停車する快速で、原町駅、門松駅にも停車しない列車が何本もあります。この方は快速に乗ったら門松駅には停まらなかったんで、篠栗駅まで行かざるを得なかったと言われています。それで調べてみました。確かに、篠栗方面、直方方面行では、17時以降の快速は全て停車しません。もう原町駅でも当然です。同様に停まりません。

先日、柚須区の若い人たちに話を聞きました。原町で懇親会などがあったときには、柚須駅から行くそうですが、思わず快速に乗ってしまうこともあるそうです。やはり原町駅には停車しないんで、長者原駅まで行って、歩いて戻ってくるという人も何人もいました。全て停めると、利用者数も必ず増えると思うんです。コロナ以降は、乗客はちゃんと伸びていますし、JRにとっても損はないと思います。住民の要望を届けてほしいと思いますが、JRとの協議で、この件について相談していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

原町駅と門松駅の快速列車の停車や、車両の増結などの列車運行については、これまで協議会を通じて町から要望を行ってきました。原町駅と門松駅の快速列車については、令和3年3月に昼の11時から16時の時間帯に停車するようになりました。また、令和6年3月に普通列車ですが、朝に長者原発博多行が増便されています。JR福北ゆたか線の路線体系は、各駅の乗車人数や運行時間帯、上下線の運行形態、車両の数など、様々な要件を、福北ゆたか線全体で最適な路線体系を構築できるように検討して決められております。そのため、全ての快速列車を停車させることは、難しいと推察されますが、引き続き、快速列車の停車本数の増加と朝夕の連

結列車の増結を要望したいと考えております。

◎都市計画課長（井手正治君）

なお、令和7年3月のダイヤ改正では、夕方以降の博多発直方行の列車2便に、車両を増結して、混雑緩和を図る予定になっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

最後の話は、非常に乗客の方は喜ばれると思います。

じゃあ、次に移ります。JRとの協定が結ばれて以降、柚須駅周辺の在り方の検討がなされているんじゃないかと思いますが、その経過報告について聞きたいと思います。2月15日の赤旗の記事で、直接にはローカル線廃止ストップに関する記事なんですが、こういう次の話がありましたんで紹介します。

参議院国民生活経済中央調査会が2月12日に開かれたそうです。希望が持てる地域社会の実現っていうのをテーマにして、参考人の質疑です。参考人 桜井徹 日大名誉教授が答えてるんですが、JR会社法に基づく国土交通大臣指針が、ローカル線を廃止してはならないとして、これを法制化することが大事だと。こういうふうに述べた上で、岡山県真庭市や京都府亀岡市がJR株式を取得している例を出して、次のように言っています。「各自治体や国がJR株式を購入し、事業主としての権限を強めることも重要ではないか。」と、そういう認識を示したそうです。

JR福北ゆたか線に関してですけども、強力な発言を持つ手段として、株式の取得も考えられるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。箱田町長の見解。将来的考えでも結構です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

たった今あった質問ですので、まだ検討もしておりません。お答えは差し控えさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そういう考えもあるということで、連結協定にいかしていただきたいなと思います。

さて、柚須駅周辺のまちづくり、これの在り方の問題です。元九大跡地の、箱崎の九大キャンパスのことですけど、計画が箱崎界隈の住民も含めた形で、今検討会

が進められています。漏れ聞こえてくる話なんですが、東区東部周辺の交通まちづくり体系も、何か、福岡市のほうでは進んでいるそうです。柚須駅の周辺のまちづくりだと、やはり住民抜きの大規模まちづくりじゃなく、住民の意見を反映されたまちづくりであってほしいなと思うんです。どのような話合いがなされているのか、答弁をお願いしたいと思いますが、箱田町長。執行部のほうか、どなたか答えてください。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

まず、福岡市の東区のほうのまちづくり、こちらのほうのちょっと情報がないので……。柚須駅周辺で。分かりました。

まず、柚須駅につきましては、現在JR九州とも包括連携協定を結び、柚須駅も含め、町内全体についての沿線等について、定期的に勉強会を開催して、お互いに情報や意見の交換を行っているところでございます。勉強会の中で、柚須駅周辺の在り方についても意見交換をしておりますが、現在の駅、そして周辺の立地状況から、短期的に駅とか周辺の機能充実をというのは、ちょっと難しい状況にございます。この柚須駅周辺の在り方については、中長期的視点にも立って、引き続き、JR九州とは検討を続けていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい。分かりました。柚須駅周辺は、もう非常に地価が上がりまして、もうどんどんどんどんチャンスを逃すと、どんどん変化が生じてきますので、その点を頭に入れて、検討をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。町職員の定数問題と研修等についてです。粕屋町には、令和5年に令和6年度から令和10年度までの粕屋町定員管理計画が作成されております。20ページに年次計画表が掲載されているんですけども、計画では令和6年の4月1日現在、263名となっていますけど、今年度は中途でも採用があったように感じたんですけど、現段階で職員数がどうなっているのか。

それからもう一つは、令和7年度がもう少しで始まりますけども、令和7年4月1日での計画が、これでは275人になっています。どうなっていくのか。それから、令和7年度からスタートする分については、次の質問で、会計年度の職員の問題で質問しなきゃならないんですが、会計年度職員が何人ぐらいになるのか。これについて答弁をお願いしたいと思いますが。箱田町長のほうから答弁を担当に振

ってください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当、総務課でございますので、総務課長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

総務課のほうより答弁のほうをさせていただきます。御質問にもございましたが、職員の定員管理計画につきましては、今後の行政組織の体制維持の観点から平準化した職員採用を図る必要があるため、令和5年8月に、令和6年度から10年度までの計画を策定しております。御質問の現在の進捗状況といたしましては、令和6年4月1日時点の目標総職員数263名に対し、令和5年度に採用試験を行いまして、令和6年度より採用した職員につきましては、261名と、計画を2名下回った状況となっております。

令和7年4月1日時点の目標職員の総数につきましては、275名となっており、令和6年度で不足した職員2名を含めて、令和6年度に実施しました採用試験で、採用者の予定者数の増員を図ってございましたが、採用の辞退が大幅に出たこと及び中途退職者の増加によりまして、結果としまして、計画の275名を目指してございましたが、結果としましては、職員総数264名となっており、今現在計画からは11名不足しておる状況でございます。

会計年度につきましては、ちょっと質問の趣旨の中にありませんでしたので、正確な数字はお持ちしておりませんが、100名を超える会計年度を雇用している状況でございますし、4月1日以降も雇用する予定でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ちょっと意外だったんですが、264名ぐらいになるっていうのは、原因はどんなことか。辞退されたっていうのは、ちょっと意外だったんですが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も非常に残念なんですね。周辺自治体に比べると、申込み者数も非常に多い。

そして、採用予定者数も非常に、先ほど総務課長が言いましたように、大量に採用予定するつもりでしたが、特に、本当に残念なのが、上位の採用予定者の方々が、自分の御都合により、これはっきりした答えはもちろん個人のプライバシーですので、この場ではお答えできませんが、自分の人生計画の中で、粕屋町を選ばれなかったと。合格はしたけれども、選ばれなかったということ等もございます。

それに加えて、もうこれは正に個々の事由いろんな原因と言いましょうか、理由なんですけども、中途退職が予想以上に多かったということでございます。多分、御心配の、例えばメンタル面的なものもあります。しかしながら、例えば結婚とか配偶者の転勤によって一緒に行かなければならない。そういった社会的事情もございます。様々でございます。ただ、ちょっと最近多くなっておりますので、来年度以降、本当に採用予定者の数を大幅に増やすような、ちょっと考え方も加えていかなければならないなと思っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

次に移ります。会計年度任用職員の正規化の問題です。ここ数年、会計年度任用職員の待遇改善の国においても、地方自治体においても大きく改善されてきました。しかし、労働時間問題に関してはなかなか進展しません。まず、パート職員のフルタイム化、粕屋町においても、全国的においてもなかなか進みません。これに比べて、全国的には、再任用問題で大きな前進がありました。昨年6月28日の総務省通知で、公募によらない採用は同一の者について連続2回を限度とするよう努めるという文言を削除したことを踏まえて、会計年度任用職員の事務処理マニュアルを正し、という通知がそちらのほうに來たと思います。総務省の自治行政課の担当者がこう述べているんです。従来から、国の取扱いが例示していたもので、公募は必須ではないと。これまでも、連続任用は可能だったというふうに考え方を述べたんですね。何と本当に白々しいなと思うんですよ。総務省も本当に無責任です。これまで、自治体では3年で雇用を切られた人も大勢いらっしゃるんです。これは大問題になっている所もありますね、国の。粕屋町の状況はどうなっているんでしょうか。何かこう連続して採用するようなことを述べられたような気がしますが、本人が希望すれば、連続雇用が可能なのかどうか、雇用形態も連続するのかどうか。担当課長のほうから答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

会計年度に連続雇用につきましては、以前、答弁のほうで申し上げておりますが、来年度以降も期間を定めることなく、雇用はやってまいりたいというふうに考えております。今、御質問の中にありました、過去に3年でっていうお話も、私が所管にあります限りでは、まだ耳に、3年で切られたっていうことで言って来られた方はいらっしゃらないということで、把握のほうはしておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そのことは、私も了解しております。

次に移ります。このように会計年度任用職員の待遇の改善も進んできています。乗り越えるのに大変だったのではないかと思います。少しずつですが、前進しています。数週間前だったでしょうか。国だったか、地方自治体だったか分かりませんが、図書館の会計年度任用職員の方が、正規化を求めて記者会見か、それか政府に対する要望だったか分かりませんが、自らのキャリアの評価を求めて正規化を要求しました。国連も日本の女性の地位の向上を何度も求めています。国家試験に合格して資格を持った女性たちは大勢います。保育園、幼稚園、看護師、医療介護関係の職場でもそうした女性たちが、いっぱいいるんじゃないかと思います。ほかの分野でもいっぱいいると思います。確かに親の介護とか、子どもの世話で、パートでないと、またほんの短時間でないと働けない人もいらっしゃることについては、私も嫌というほど承知しております。私の身の回りもいらっしゃいます。その人たちのことを私は言ってるんじゃないくて、問題は正規職員を希望する女性に、その方のキャリアをいかし、自治体の機能を向上させるためであれば、正規化も結構なことじゃないかと思います。

このように、大勢の非正規の女性たちが存在することは、女性に対する、ある意味では間接差別につながるんじゃないかと思います。44%の非正規の方がいらっしゃって、そのうちの7、80%が女性ですからね。会計年度任用職員の正規化に関して、町当局としてはどのような考えをお持ちでしょうか。現段階では、なかなかできにくいという返事が当然来るんじゃないかと思いますけど、いろんな考え方を含めて、述べていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

現時点で、国のほうからなどの正式な通知等は出ておりませんが、報道等で報道

されておりますが、会計年度任用職員本人の意欲や能力に基づく正規雇用化を促す仕組みの検討は、国のほうでも始まったようでございます。ただし、現行の職員採用の仕組みの中で、会計年度任用職員を正規採用するには、「地方公務員法」で定められております競争試験又は選考によるものとされておりまして、他の職員を目指す方と同様に競争試験を受検いただいて、結果として合格していただいて、採用するというような流れになるものと考えております。

以上です

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私は、九大におる時に、実際に非正規雇用の方を正規雇用にしてきました。やはり、今、豊福課長がおっしゃられたように競争試験をやるわけですね、簡単な。大体、教育的な一般的なもの。これは人事課のほうでやります。その資格については、今までの人事評価、働かれた人事評価が適当かどうか、そのことを評価して、採用されて、人事院のほうからも認められてきました。だから、それは可能じゃないかと思っておりますので、検討がいただけたら幸いなことだと思います。

じゃ、次に移ります。現在、地域を基盤とする団体の衰退、消滅が顕著である。そうした組織の再建のために、社会教育団体等の研究集会等への研修のため、関係職員の派遣はできないかということです。

それでは、最後の質問です。私は、永らく地域活動してきましたんで、青年団や婦人会やPTAやもろもろの地域組織が衰退していくことについては、寂しさを感じています。再三、申し上げるんですけど、人権連の女性の方の発言だったんですが、「北関東のほうでは、青年団も婦人会も潰れたし、農協も力を失ってきていると。活動しているのは、人権連だけだ。」こういう発言もありました。北関東のほうは、米の販売も、農協を通さないで、自己の販売が多いそうです。米所がそういう事態になっている。組織はいろいろな地方と交流し、いい活動を学び、自分の組織にも取り入れて、組織を拡大強化し、発展させていくものだと思います。私も篠崎前町長や長隆幸元町議から薦められて、青年団の全国研究集会に推薦されて行ったんですけど、それが日本の広さ、活動の在り方、物事をどう捉え判断していくかなど、そこで勉強してきました。

以前は、青年団や婦人会やいろいろな団体、私たち人権連の全国研究集会にも、社会教育課の職員だけでなく、いろいろな職員さんたちが出席されていました。質の高い職員を作るには、職場だけでの仕事だけでなく、いろいろな場を踏み、研さんしていくことが大事じゃないかと思っております。人間的に成長していくことが、大事

じゃないかというふうに思うんです。

社会教育課の職員で言えば、例えば夏に、1か月ぐらいで、九大が主催している社会教育の主事講習会が開かれています。また、図書館主事の講習では、確かこれ、別府で1か月ぐらい開かれてるんじゃないかと思います。職員にキャリアを持たせる意味では、コミュニティーを理解し、地域組織の発展の知識を付けさせるためにも有意義じゃないかなと考えます。

先ほど農業問題でも言いましたけども、全国では、新たな農業の発展を目指している若い人たちが頑張っています。農協青年部の全国弁論大会とか、各営農分野の研修会なども盛んに行われているようです。商工会においても、商工団体においてもそのことは報じられています。それらの所へ派遣、実経験してもらうことは、我が町の農業や商工業やコミュニティーの発展に寄与するんじゃないかと思います。どうでしょうか。箱田町長の答弁をお願いします。2分間しかないのです。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正に、私が就任当初から、地域に飛び出せ公務員と言っております。その趣旨は、何でもいいんですよ。本当に先ほど議員が紹介された農業関係の団体でもいいんです。実は私事でございますが、私も農協青年部として、先ほど弁論大会にも出場しました。残念ながら実力不足で落ちましたけれども、そういった経験は、非常に自分自身の糧となっております。職員にもそれは常々申し上げております。

そういった中にありまして、社会教育課関係では、例えば、子ども会の育成連絡協議会、あるいはスポーツ協会、スポーツ推進委員会等に、社会教育課の職員ではなく、様々な部、課に所属する職員が積極的に参加をしております。これ社会教育関係だけではなく、紹介しました、農協青年部辺りにも参加をしている職員がおりますので、機会あるごとにそういったことは推進してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

石川課長、何かある？

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

今、町長申し上げたとおり、特にございません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

(9 番 川口 晃君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を13時とします。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後 1 時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号 8 番、鞭馬直澄議員。

(8 番 鞭馬直澄君 登壇)

◎8 番（鞭馬直澄君）

それでは、私は、昨年12月の定例会でも質問させていただきました、防災・減災に対する質問に対して、町長は「令和7年度に合同の総合防災訓練を実施する。」と答弁をされました。令和7年の町政運営方針の重点施策「安心して生活できるまちづくり」の中に、総合防災訓練を実施すると取り上げてあります。箱田町長の、この件に対する強い意欲を私は感じております。

まずは、箱田町長のお考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員おっしゃるとおり、私も、施政方針の中でこれを強く述べております。私の本当の本意としては、こういったことをしなくても、本来は地域で本当に真剣に考えていただいて、地域から自助、共助そして公助というようなつながりを、関連するような防災意識を高めていきたいというふうに考えておりましたが、なかなかこれは地域の御事情があるんでしょう。そしてまた、様々な社会的条件が整わなかったということから、なかなかこの粕屋町においては、そういった防災組織、そしてまた防災意識の向上が図られておりません。

そういった中であって、今年度は防災元年として、令和7年度に地域合同の総合防災訓練、これを開始しようと思って発案したところでございます。ただ、これは単なるイベントで終わらせてはいけません。これが飽くまでスタートラインです。このスタートラインから、それぞれの地域、そしてまた我々行政との結び付きの中で、そしてまた企業との結びつきの中で、粕屋町の防災を真剣に考えていく元年になればと思っております。

ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

20年前に福岡西部でしたか、大地震が発生して、あの時も直接の地域は相当な被害を受けられたってことです。長期にわたる避難や何かを強いられておりますので、そういう面では、頻発する大地震、いつどこで起きても分からないということで、町長おっしゃるように、それに対する備えをやはりしっかりと町民の皆さんにさせていただくという、そういう意識改革、意識向上のための取組の一環だろうと、私は必要なことだろうと思っております。したがって、総合防災訓練を実施する背景について、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

防災を所管しております協働のまちづくりから答弁をさせていただきます。

昨年12月議会の鞭馬議員さんの一般質問の中で、令和6年2月に経営政策課が実施しました、第5次粕屋町総合計画進行管理のための町民意識調査結果の中で、日頃から災害用備品を「準備していない」、「あまり準備していない」と回答された方、合わせまして65.7%あったことから、災害全般に対する住民の方の危機意識が低いものというふうに認識していると答弁をしました。今、鞭馬議員さん言われたように、災害は、いつどこで起こるか分かりません。災害発災時には、罹災された方に公助の手が届くには数日を要するため、日頃から災害用備蓄品の準備や自主防災組織が実施する防災講座・防災訓練に参加するなど、自助・共助の意識を高めることが必要になります。町民の皆さまが当事者意識を持っていただくために、災害に対する危機意識・防災意識を醸成させる機会を創設することで、防災・減災につなげたいと考えています。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

多少重複するかもしれませんが、次の質問、今回総合防災訓練を実施することについては、どういう新しい目的を持っておられるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

冒頭、町長のほうが申しましたように、本来であれば、こういう機会を持たなくても、それぞれの皆さまに危機意識を持っていただくのが、一番よろしいんですけども、なかなか進まないという現状がありまして、まず一番には、先ほど申し上げましたけれども、災害に対する危機意識や災害意識を、町民の皆さまが、持っていただくことを第一に考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは次に、今回の防災訓練は、どういう災害に対して訓練を実施するのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

町内を流れる河川の影響により、浸水想定区域内にある地区とそうでない地区があるため、風水害を想定した訓練としますと町全体が対象とはなりません。そこで、町全体を対象とした防災訓練とするため、地震を想定した訓練をするように準備をしております。地震は、いつどこで起こるか分かりません。特に、日頃からの準備が必要になりますので、今回の防災訓練につきましては、地震を想定した訓練というふうに位置づけております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは次に、実施する具体的な日時について質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

今年の粕屋町の防災の日であります、令和7年6月1日、日曜日に実施をしたいと考えております。午前9時40分に地震が発生したと想定し、正午までには訓練が終わるように準備を今進めているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

参加される対象者の方は、今回は総合ということですので、町民の方全員の方かなというふうに思っていますけれども、その辺はいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

町民の皆さまはもちろんのことですけれども、町が参加協力を依頼しております自主防災組織、粕屋町消防団、粕屋南部消防組合、粕屋町職員ももちろん参加対象としております。そのほか、粕屋警察署であったりとか、九州電力様などの関係機関にも御協力を頂き、通報訓練等が実施できればというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

粕屋町24区ありますが、24区に対しての、この合同訓練をやりますよっていう御案内と、それを聞いて積極的につつうのはおかしいんですけども、参加されますよっていう手を挙げてる区は幾つあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

先ほども答弁しましたが、防災訓練について、全ての自主防災組織では実施されてない状況にあります。それで、今回、御参加いただくのは、五つの自主防災組織になります。詳細は、長者原上区・中区・下区、それから長戸区、内橋三区の五つとなります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

参加されない区については、どういうふうにお考えになってるんでしょうかね。区、そのものがね。自主防災組織があっても、やっぱりまだ、意識がそこまで高くないということなんでしょうか。ちょっと不安になりますよね。その辺は何か分かりましたらお願いします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

協働のまちづくり課が、全ての防災訓練に参加しているわけではございませんので、全ての自主防災組織の状況というのを分かっているわけではありませんが、先ほども申し上げましたとおり、防災訓練を実施している自主防災組織っていうのは、限定をされています。中には恐らく、自主防災組織が設立されたものの、十分な活動がされていない自主防災組織もあるのかなと思います。今回、自主防災組織で御参加いただく五つの行政区につきましては、過去に防災訓練を実施されてあって、そういうノウハウがございますので、今回、御参加いただけない自主防災組織におかれましては、例えば、今の備蓄の状況を確認していただくとか、若しくは、どこかで起こってるこの自主防災組織のこの五つのどこかの訓練を御覧になっていただくなど、今後、そういう取組が進んでいけばいいなというふうに所管課としては考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

たくさんの方が、今回参加されないようですけども、やっぱりそこに対しては、積極的に防災についてのアピール、御案内を引き続きやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、今回実施される訓練の内容について、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

まず、答弁に入る前に、この地震の訓練について想定しているものが何かということ、もう一度答弁をさせていただきたいと思います。

今回、先ほど南海トラフの話がありましたが、ちょっと皆さん記憶に新しいところと言いますと、昨年8月8日に日向灘沖で巨大地震が発生しまして、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。粕屋町は太平洋側に面していないため、関係ないんじゃないかなと思われる町民の方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、内閣府が発表しております想定によりますと、最大震度5弱が見込まれております。ただ、津波の影響は想定されていないということで、南海トラフが起これば、それ

が九州に近い側で起こる場合には、粕屋町でも一定程度の被害があるというふうに考えています。

今回、具体的に訓練の想定とするために、平成24年3月に福岡県が公表しております「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき、粕屋町に最も被害を及ぼす警固断層帯南東部を震源と想定した、訓練としたいというふうに考えております。この地震における粕屋町の被害想定は、最大震度6弱から6強。亡くなられる方が、4名いらっしゃる、負傷者の方が、273名。避難される方が、228名という想定になっております。

今回、訓練の内容としましては、この午前9時40分に、この警固断層帯南東部を震源とする地震が起こる想定をしまして、地震発生の訓練について、防災行政無線を使って放送を流したいというふうに考えております。先ほど申し上げました五つの自主防災組織におかれましては、訓練参加者に、あらかじめ定めていただきました一時避難所へ集合し、それから、各公民館等へ避難を呼びかける放送を午前10時に実施をしていただきたいというふうに考えております。その後、粕屋町消防団、それから中部消防署による救急救命講習等を実施しまして、残りの時間については、各自主防災組織で備蓄されております備蓄の食料品の試食を行う予定というふうにしております。

あとは、今回、実際に自主防災組織全ての自主防災組織が参加されるわけではございませんので、参加されない自主防災組織に所属されております町民の皆さま、これはその自主防災組織、限定するものではございませんけれども、全ての町民の皆様に対しては、あらかじめ広報かすやにおいて、御家庭で実施できる訓練内容をお示ししまして、この防災について考える1日としていただきたいというふうに考えております。また、粕屋町の職員も参集訓練を行いまして、災害対策本部の設置訓練を実施したいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

より災害発生に対する訓練というふうに今思ってお聞きしておりました。粕屋町の町民の方、住民の方は、平日はお仕事に行っていて在宅はしてないと。それから、夜は帰ってきて就寝されてるんでしょうけども、それ以外に、やはり多岐にわたり多方面へ、お仕事であったり、レジャーであったりということで、例えば、宮崎に行くとか鹿児島に行くとか、そういう機会も相当あるだろうと思います。そこへ行っても、今回の防災訓練を経験して、例えば、宮崎市に行ったら、このホテルだ

ったら津波が来たらどこまで逃げればいいのかいう、まず、我が身を守るようなことを考えられる防災意識を、是非、私はこれを機会に、少しでもたくさんの方に持っていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、合同の総合防災訓練を実施することの期待、効果についてはどういうふうにお考えですか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

期待する効果ということでよろしいですかね。ちょっと先ほど答弁いたしました内容とちょっと重複してくる所あるんですけども、まず、町民の皆さまが、この総合防災訓練を通して、少しでも災害への備え、自助の重要性を認識していただければと考えています。今言われたように、いつどこで災害に遭うかっていうのは分かりませんので、例えば、出張先であったりとか宿泊先であったときに、まず行ってみて防災マップを確認するだとか、そういうこともやっていただければと思うんですけども。

その次に、粕屋町では現在、24行政区のうち23行政区が自主防災組織を設立しているんですけども、先ほど答弁しましたように、なかなか十分に活動できてない所もあるのかなというふうに思います。やはり定期的に、区の役員の皆さまが交代されることがありますので、なかなか活動の継続が困難だろうと思いますけれども、どうしても災害時には、やっぱり共助というものが必ず必要になってきますので、今回の総合防災訓練が、各自主防災組織の活性化を促せるような機会となればというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは次に、これも以前、質問の中で何度となくお話をさせていただきましたけども、学校関係だとかそういうことも含めて、子どもたちの防災意識の向上については、どのような取組を考えておりますか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

私たちみたいに、ある程度年齢を重ねていきますと、これまでの経験に基づく正常性バイアスが、思考や行動を阻害するために、災害に対して不安を感じにくくな

る傾向にあるかと思います。その一方で、若い皆さまは、災害に対して意識を向ける傾向にあるように感じています。

第6次粕屋町総合計画の策定に当たり、町立の中学校3年生487名を対象に行いました「かすや未来創造プロジェクト」のアンケート調査では、「粕屋町に将来どのようなまちになってほしいと思いますか。」との問いに対して、「災害に強く、治安が良い安全・安心のまち」と回答された中学生は、有効回答数1,369件のうち268件と最も多い結果が出ているようです。また、先月、NPO法人「はあとスペース」様が主催されました「飲酒運転根絶フォーラム2025」の中で、代表の山本美也子様と歌手の川島あいさんが対談をされましたが、お二人共、若年性に対する教育の重要性を説かれていました。

このようなことから、協働のまちづくり課としましては、今回の6月1日の総合防災訓練には、一緒にはすることはできませんけれども、小学生・中学生に対しても授業の一環で行える防災訓練、例えば、防災行政無線を通して10時に地震が起きましたよってというような放送を流しまして、それを聞いた児童・生徒の皆さまが机の下に隠れる、いわゆるシェイクアウト訓練と申すものなんですけれども、まずやっていただく。そのシェイクアウト訓練の目的としては、まず、地震から頭を守るために「まず低く、頭を守り、動かない」ということを身に付ける訓練なんですけれども、それを実施して、それを通じて防災について考える機会となればというふうに考えております。

保護者から子どもに対する防災教育も大事なことでありますが、子どもたちが、自分の言葉で防災・減災の必要性を保護者に訴えることはとても意義のあることだと考えておりますので、どこかの機会で実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

非常に大事なことだと思います。どこかの機会で実施ということではなくて、学校教育課のほうと、そこら辺はよく打合せをしていただいて、やはり子どもであれ、いざそういう災害に遭ったときには、まずは、自分はどうしたらいいんだろうっちゅうのが、そんなにまごまごしないでやれるような、そういう訓練をして、意識を持っていただくというのが非常に大事なことだろうと思います。

今、課長おっしゃるように、子どもたちから親へ、そういう防災訓練やったよってということを報告、話をするってのは、これまた、家庭内の防災意識の向上には、

非常に大事なことだろうと思っております。その件については、町長も前回の私の一般質問の中で、最後のほうでそういう話もされておりましたので、そここのところは一番いい方法だと思いますので、是非、具体的に進めていただきたいというふうに思います。

それでは、今後の防災訓練の実施については、どんなふうに今後はやれる予定なのか、お聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

まずは、6月1日の総合防災訓練に向けて今準備を取り組んでおるところなんですけれども、今鞭馬議員さんおっしゃられましたように、子どもたちに対する防災訓練っていうのは、必要性は感じておりますので、なるべく早期に、教育委員会のほうと打合せをして実施をしてまいりたいと思います。

今回の防災訓練につきましては、粕屋町では初めての試みとなりますので、まず、実施することに重きを置いてやっていきたいと思いますが、次回以降につきましては、もっと多くの方が実動訓練に参加できるように、例えば、小学校区単位であったりとか、そういう形で避難訓練を行うなど、様々な形で実施ができるような検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

大変よく分かりました。私も質問で度々、いろんな災害があるんですけど、やはり地震はいつ来るか分かんない。これほど、分かんないものはありませんので、やっぱり備えをしっかりといきましょうよと。これが一番大事でしょうと。よく言われてる、自分の命は自分で守るということを、しっかりとやっぱり町民の皆さんに自覚をしていただくというのが非常に大事な話だろうと、そういうふうに思っております。そのためには、やはりこういう訓練を、どうしてもやっぱり繰り返し繰り返しと。これで終わりっちゃうことは絶対ありませんので、子どもたちが毎年毎年、生まれてくる話ですし、だんだん大きくなっていく話ですので、そこはやっぱり本当に細かく話して分かってもらうというようなことが、今後取組の中では一番大事なことだろうというふうに思っております。

ようやく総合防災訓練ということの実施になりましたので、今後については、冒頭申し上げましたように、箱田町長が非常にこの辺については、防災・減災強い意

識を持っておられるというふうに思っております。箱田町長の更なる強い取組を期待いたしますが、町長、何か最後に。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この訓練というのは、先ほど課長のほうから目的について言いました。もうとにかく意識を高めることなんですね。先ほど冒頭に、3分の2ほどの大人が災害備品、あるいは災害備蓄品すら用意してないと。これが現実なんですね。本当に現実。ということは、意識がないということです。災害が起こったときに慌てたりとか、あるいはその公助に期待する。これはなかなか、回答の中でも言いましたが、なかなかすぐには動けないという状況。まずは、自分自身で自分の命を守る。家族を守る。そしてまた地域を守るという、この意識を高めるための訓練であろうと思います。正に防災元年として、今後、地域と家庭と、そしてまた企業も一緒になって取り組むような、粕屋町は防災については非常に意識が高いと。こういった町にしていくのが、私の役目だろうと思っております。

ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは、これをもちまして私の一般質問を終わります。

（8番 鞭馬直澄君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を13時35分とします。

（休憩 午後1時25分）

（再開 午後1時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号12番、久我純治議員。

（12番 久我純治君 登壇）

◎12番（久我純治君）

議席番号12番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

2問共、以前質問したのですが、今日は私にとって議員最後の質問になりますので、どうかよろしくお願いいたします。

おかしなもので、昨年夏頃、私が次回の議員に立候補しないと伝えたと、いろんな人たちが訪問したり、電話を掛けてきたりしました。なぜ辞めるのかに始まって、地元の方は、辞めるなら後継者を作ってくれとか、その他九大農場跡の件とか、水鳥橋を架けるのかとか、少子化が進む中、近隣町との合併又は福岡市の合併の話はないのかとか、議員定数の件では、16名では多過ぎるのではないかと。辞めるという私に、何で今更言うんですかと。私はよく言いましたが、辞める人間やから言いやすかったかもしれませんが、そんなことを言われました。ただ、私の心の中で一番心残りなのは、ぼた山の件なんです。私は、これは自然活用型ということずっと立ち会ってきたからです。

では、質問に入らせてもらいます。

1 問目、駕与丁公園周辺の開発は。2019年12月議会で、駕与丁公園周辺にIT産業誘致をと要望していましたが、その後について質問します。駕与丁公園の将来像は、にぎわいのある公園。今までは、スポーツだけにとどまっていたもったいない。自然資源で粕屋町の重要な宝だと思う。調査を行いながら、総合的に考えていきたい。国内外、外国のほうも含め、企業誘致を考えています。情報収集するようなルートもあります。ボーダーレスで誘致・立地を進めたい。役場内に企業誘致の係か部を作ってはとの問いに対し、専門セクションを作ります。最終的には、海外企業に向けた誘致も含めた組織を図りたいとのことでした。

まず第1番に、サウンディング調査はしたのでしょいか。したならば、その結果をよろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

サウンディング調査につきましては、駕与丁公園の更なる魅力向上、また、にぎわいある公園を考え、民間活力で公園内に飲食店や売店等、そういった便利施設が設置する可能性について、飲食事業者を対象にアンケートやヒアリングを行うサウンディング調査を、令和2年度に行っております。その令和2年度を行いましたサウンディング調査の結果について、御報告いたします。公園内への出店に興味があると、アンケートに答えました事業者からヒアリングを行いました、やはり公園利用者が未知数であり、収益面で見通しが立たないということで、なかなか出店には前向きになれないという御回答が、当時、事業者のほうからあっております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

そしたら、2番目の専門セッションができたのかについて、よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

御質問の専門セッションの件でございますが、都市計画課の都市計画系の事務事業として、企業立地対策事業を令和2年度より、実施をしております。現在のこの企業立地対策事業の業務といたしましては、企業立地に関する講習会、あるいは九州経済調査会等が開催しますセミナー等に参加をいたしまして、九州全体の経済状況などの情報収集のほか、あるいは立地希望の問合せ等に対しまして、現在、計画等がございます土地区画整理事業の計画内容等の情報提供、そして、福岡県企業立地セミナーにおいて、福岡県と県内市町村が連携して、企業立地に向けたアピール活動等を行っております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

その結果、誘致結果っちゅうのは全然来てないんですか。それとも何件か来てるんですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

企業のほうから、いろいろと御相談等がございますが、なかなか実際の事業に進んでいくというところまでは、まだ至ってないところでございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

内容的に私たちは全然分からないんですけど。一緒に、ぼた山もそうやったけど、公表しませんよね、いつきは。だから、どんなとこが来ようか全然私たちに耳に入らんわけですよ。だから、いつも進んでないってしか思っていないんですよ。陰で動きようらしいけど、そんなふうで、こんなとこが来ましたというのを議会で言うわけでもないし、どっかで話出るわけでもないしですね。だから逆に言うと、私にしたら、全然進んでないっちゃんないかなっちゅう思いなんですね。それでこんな質問させてもらったんですけど。

3問目に入る前に、私がこの粕屋町に来て50数年たつんです。当時、粕屋町は

もう田んぼばかりで、それこそ粕屋町の言う、太陽と緑のまちそのものやったんですよ。もう周りも全部田んぼばかりやったですもんね、私が来た時は。ところが50年たって、今現在は約65%田んぼが、のうなってる。そして、今後また10年先ぐらいには、区画整理とか、何ですか、門松からこっちのほうの物流関係の倉庫になるというような話出ましたが、それで、大体約90%近くの田んぼが、のうなるんじゃないかなと思うんですよね。それも私に言わしたら、町で考えてやったように思えないんですよ、私いつも言うけど。要するに地元の農家とか、業者が入ってきて、こんなふうに進めていきようと思えんもんだから、3問目の質問になっていくんですけどね。

だから、この最終的に粕屋町としての計画的開発するのか、企業としての話合いで、開発するのかというのは、粕屋町の今公園がありますよね。粕屋町の管理棟のほうから志免に行くところの道がありますよね。駕与丁の脇ですよ、左で丘陵地になって民有地がいっぱいありますよね。それと今度、橋渡っていったら、今消防で練習してるとか、それとか、焼却場跡の土地が、町有地がありますよね。結構広い土地があると思うんです。だから、私今言うたように、区画整理とかそれはいいんですけど、とにかく粕屋町で、青写真を作って、ここは何の地区、ここは何の地区、これは何地区というのが、私の中の都市計画とかマスタープランの感覚やったんですよ。ところが、私がこの議会入ってからずっと見ようけど、それが無いもんですから、思えんからこんな質問しよるんですよね。

だから、今から先、今言ったように消防団の練習跡の町有地、左側の焼却場、それとか民有地の丘陵地んところはどするとかよく言われるけど、どんなふうな進め方やられるのかを聞きたいんですよ。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町には、14平方キロの中に、確かに緑は非常に多ございます。特に、粕屋町の東側については、駕与丁、そしてまた大間周辺に非常に多いグリーンゾーンがございます。その中に、議員が御指摘の町有地もあります。そこは、若干縛りがあるんですね。やはり緑という部分、自然環境保護的なものがあります。だからそういった縛りは、取り除きながら開発をしないといけないということがございます。

全体的には、総合計画にのっとった都市計画マスタープラン、連動しながら、この粕屋町をどう発展させる計画になるのかどうか。正に誘導なんですね。民地であっても、ここは都市計画マスタープランで、例えば住宅ゾーン、あるいは商業ゾーン、そしてまた物流ゾーン、そういったことが、粕屋町が考えている計画なんです

よ。今議員がおっしゃるように見えないというのは都市計画マスタープランでは、それは大枠ですけども示しております。ただ、一部、町有地についてのことは触れておりません。ただ、これは今言うように、緑のゾーンという一つの部分であって、なかなか規制の緩和を解く必要がございます。事務的な手続がございます。

しかし、私もその広大な町有地がございますので、その横の民有地と一緒に、やはり本当に非常に宝となるべき町有地でございますので、これは粕屋町の発展のためにも大きな起爆剤として考えているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

粕屋町と志免町っちゅうのは、福岡市の傘の下っちゅうたら悪いけど、要するにそれで規制が厳しいと聞いたんですが、それでいいんですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

いや、福岡市の、都市圏関係は、規制というよりも、線引きをしてるとこは、やはり住宅地と企業、あるいは物流とこの線引き、ゾーニングと言うんですけども、これを必ずしないといけないんですね。ですからそういったことでは規制はあると思います。ただ、それについては、5年後10年後の見直しによって、県との協議の上、それは成り立っていきます。ただ、今は、やはり具体的な大きな開発計画がないとなかなか動かせないというのは、現実的な問題としてあります。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

それと、この前ちょっと話出とったんですが、原町から長者原にぎわいのあるまちっていうことをちょっと話してありましたよね、議会の中でもちょっと。あれを私はどんなふうな計画なのか、私も前から興味あるんですけど、地価が上がってますよね、特に粕屋町っちゅうのは。だから今、粕屋町の人口減になってる証拠が、今須恵町のほうに全部引っ越してあるんですね。やっぱ土地が安いし、規定が無いから、縛りが無いからいうことで家がどんどん建ってるんですよ。

結局、今、私よく保育園の先生から相談を受けるのは、5年生、年長者が引っ越すのが多いらしいんです。そしたら、聞いたら、結局、志免とか須恵とかじゃない、行った所で、1年未満に保育園に行って、小学校1年からその学校に行くために家を建てて引っ越すらしいんですよ。だから今、粕屋町では、建て売りで

6,500万とか7,000万というんですよね。須恵町なんか半分なんです。だから、やっぱり人口が伸びるのも当たり前やなと思うし、今から先の、私は開発がいつも私気になってしょうがないんですよ。もう私自身は80になりましたから、先は無いんですよ。やっぱり私は、糸島っちゅうふるさとを持ってますけど、私の子ども、息子たちも、孫たちも、ひ孫たちもここがふるさとなんですよ。だから、私よくしたい、その気持ちが一生あるんですよ。だから、逆に私はいつも言うように、地元の人以上に私、粕屋町好きでやりたいこと、いろんなことをやってきましたから。開発にもかけてるんですよ。

だから、私今言うように、町有地やらこの左側がですね。なぜかいうと、今この右側にある、何ですか、岩田屋産業跡地ったら、いまだに赤字、お金払ってますよね、いくら。結局、買った土地が安うしか売れんやったからということで、公社のお話なんですけどね。あれなんか、もう終わったんですかね。ただそんなふうで、やっぱり開発を町指導でやってほしいとが私の願いなんです、業者から言われんで。

やはり、さっき町長がおっしゃったように、ここは何ゾーン何ゾーンという決めて、大きな計画で、左側のゾーンちゅうか、今緑のどうのこうの言わっしゃる焼却場跡とか、あの辺は本当の町で、やっぱ誇れる駕与丁と連携した、まちづくりをやってほしいんです。そのために、私はここ前言ったようにIT産業は静かでいいし、やはり、頭脳の関係やから一番いいんじゃないかなと思って、前に質問しとったんですよ。だから、町長がおっしゃるように、これから先、計画あるっておっしゃったけど、どんなふうな計画があるんですかね。ちょっと聞きたいんですけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

計画があるのではなくて、開発をしていく気持ちがあるということです。具体的な計画は、それはいろんなところからも持ち上がったりますが、やはり粕屋町に適したような計画をやはり考えていかなくちゃいけない。どこでもここでも開発されればいいということじゃないんですよ。やはり、生活者との関係性とか交通事情。大きなトラックが通る、開発どんどんしたけど、もう人間が生活できないような交通事情になってはいけません。生活環境になってはいけません。

だから、その辺を粕屋町として、町として、ちゃんと言葉は悪いですが、規制をしながら、誘導しながらやっていく。だから、やらないんじゃないんですよ。するんですよ。そういうことです。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎ 12 番（久我純治君）

町行政として、どんなふうなまちづくりをしてみたいんですか、まず。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

多分この話をすると、都市計画マスタープランに沿ったようなことになると思います。正に、粕屋町の中で、これ私も再三しておりますが、やはり北のほう、粕屋町の北のほうについては、九州自動車道、そしてまた福岡市が持ってます都市高速。そして、香椎アイランドシティにつながるような、非常に地の利があるような距離感、これを大事にするためには、物流ゾーンがやっぱり適しているということで、そういった都市計画マスタープラン上も位置づけをしております。今度は反対に南側のほうについては、住宅ゾーンを中心とした、正に生活者にとって便利な商業ゾーンとか、そういったことを位置づけてやっておるところです。これは都市計画マスタープランにそういったことは全て書いております。今後、今策定に取り掛かります総合計画の中にもそれは触れていきたいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎ 12 番（久我純治君）

私は見る時間が無いかも分らんけど、いい町にしてやってください。お願いします。

そしたら2問目に移ります。これももう何回も言って、4回目ぐらいと思うんですね。長者原下区の公民館の水路について。防災時の避難場所になっている長者原下区公民館の水路について、度々道路が冠水するが町としての危険と思わないのですかっていうのが、もうこれも嫌というほど聞いてるから、嫌っっちゃうほど答えないかとでしようけど。もう単純でいいです。思わなかったら、思わなかったって言うてください。

◎議長（小池弘基君）

黒田上下水道課長。

◎上下水道課長（黒田道明君）

お答えいたします。

最初に、1番目の御質問の中の公民館の避難所指定についてでございますが、長者原下区公民館につきましては、洪水浸水想定区域内にはありませんが、内水の危険性があるため、洪水の際の指定緊急避難場所及び指定避難所には、指定はされて

おりませんので、前提として申し上げます。

次に、集中豪雨による被害防止対策につきましては、町としましては、被害軽減のための取組をこれまで行ってきたところです。具体的には、調整池の整備や洪水調整容量を持つ公園整備、古大間池による雨水調整の実施、また、長者原下区公民館前の冠水対策としましては、平成30年度に上流におきまして、既設水路を改造いたしまして、雨水を分水させ、一部を多々良川に放流する工事を行いまして、下流となる長者原下区公民館側への流入量を減らすという対策工事を実施したところです。しかしながら、雨の状況によりましては、町内で道路冠水が発生することもあり、長者原下区公民館前におきましても同様でございます。豪雨により冠水した道路では、路面が見えづらくなり、道路と水路の境界が判断できなくなり、そのような場合は危険であると思われます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

もう何回も私も聞いてるんですけども、ここは危険と思ってあるんですか、それとも危険と思ってないんですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

長者原下区公民館前につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、豪雨により冠水した道路、この場合路面が見えづらくなります。その際に道路と、長者原下区前は開渠（かいきょ）になってますんで、その境の判断ができなくなる、そういう場合が、やはり危険になってくるのではないかと考えます。そのような状況でございますので、この長者原下区の公民館前の開渠（かいきょ）の水路の所には、水路の周囲にフェンスを設置しておりまして、それで道路と水路の境界、こちらが、判断がつくような安全対策を採っている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

フェンスは分かるんですよ。間が開いてますよね、30センチぐらい。だから言うんですよ。だから、私全部掛けれっていうんじゃないんですよ。冠水するあその20、30メートルぐらいを蓋してくださいというだけなんですよね。だから、この前部長も見て分かったとおり、あれを全部下までフェンスすると、今度は水利組合

がやかましいんですよ。駄目って言いましたよね。部長も知ってあるとおり。だから言うんですよ。私、全部せれと言うんじゃないんですよ。冠水する間だけのあそこだけを、蓋せんなら蓋せんで、逆に網目なんかネットのかけるのありますもんね。

だから、お金が高いからと言うて、最初から言ってるみたいだけど、昔の因清範町長の時は、何か研究して予算付けて補助金やら取ってどうのこうの言ってる返答があったんですよ、最初の時は。だから、みんな期待したんですよ、私たちも。その次は、金が掛かることはせんと言われました。だから私が言うのは、私の足元で、危険なとこなんです、ここは。子どもたちの遊び場になってるから。冠水したときだけやないんですよ、あそこは。公民館の所、子どもたちの遊び場なんですよ。だから、なお言うんですよ。

それは地元の議員の人、言わっしゃれん。確かに、だけど、私が質問たびに、どげんなるとって聞きますよ、必ずまた。私は危険な所が足元にあるからこそ、何回も何回も言うんですよ。だから、万が一、この3番目の質問になってしまうんですけども、もし万が一、これで人災事故とかあったときには、前の以前の部長の時は、「行政が責任取ります。」って、はっきり言われました。残ってると思いますけど。今度もそれでいいんですかね。私はもうそれ以上のこと言いませんけど。取るか、取らんかだけはっきりしてください。それだけです。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎◎道路環境整備課長（吉村健二君）

事故が起きないように、フェンスの設置をいたしておりまして、また冠水注意の喚起の看板を行っております。また、引き続き豪雨時には、重点的にパトロールを実施し、事故防止に努めてまいります。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私言うのは、万が一って言いようでしょ。だから万が一、1回でも事故があったらするんですかって言ってるんですよ。今までどおり私どもすぐ出ていってますよ、あそこは雨が降って冠水したら。だけど、事故っちゅうのは何であるか分かんやないですか。だから言うんですよ。まして私の足元なんですよ、あそこは。だから言うんですよ、私。

安全な町っていう割には、そんなふうでいろいろ言い訳するけど、ほかにしたら何か、フェンスがあります言うて、その前は違うとったですよ。私、水路の設計

が悪いつちやないか、まで言って、部長たちも来てもらって見ましたよ。今でも私、水路の設計はおかしいと思ってます。だから言うんです。危険だから。危ないから。心配やから言いよんです、私ずっと。水路を全部上までせれというんじゃないんですよ。あそこの30メートルぐらいの量の公民館に行くとこの間んどだけしてくださいっていうのをずっと言いよんですよ。

確かに金が掛かると思いますけどね。それこそ役場で言うよう、その補助金じゃないんじゃないのがよく、勉強してどうのこうの言われますよね。それでしますとか。清範町長の時はそれ言われたんですよ。だから、私がよそやったら、私はこんな言わんとですよ。本当の話、仲原ぐらいやったら。それ地元の人が言うから。地元の足元やから、地元の言うはずなんですよ、自分がたの目の前がそうになったら。だから、私の目の前でしょっちゅうあるから、ここ10年ぐらいずっと言いよんですよ、私。だから、危険やないとですかつちゅうたら、いろいろ政策してますって言うけど、それが役に立たんから言いようわけです。万が一なったときに責任取りましかっていうだけなんです。私その返事を後々残したいんです。はっきり言って。ただそれだけなんですよ。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

そのときの雨の状況や、現地において町が対策している内容など、ときにいろいろな状況が考えられます。これまでも、町としても、被害がないように、そのような対策を講じてきているところでもございます。ですので、一概に町に責任がある、無いということは、この場ではお答えが難しいところでございます。

◎議長（小池弘基君）

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

フェンスを、私じゃないと前の上野専一さんの議長の頃の話なんですよ、あれ、作ってもらったのは。あれもどっちかいうと、川口學さんに頼んでしてもらったんですよ。無かったんです、前は。あれからものすごい時間たってる。そのままなんですよ。何か解消したっていうわけでもなんでもないんですよ。そのままです、昔のまま。だから、おたくの言わっしゃあ、部長が言うように、何かそのあと、フェンスをどうかしたとか、何か努力したとかいう形が見えれば、私言わんとですけど、何も変わってないんです、昔から。だから言うんですよ。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

今、おっしゃられたフェンス以降についても、先ほど上下水道課長が申し上げましたように、上流部の雨水・排水、こちらの分水等の工事も実際しております。また、古大間池等の上流にあります池の雨水調整、定数管理なども、御協力を農区のほうにいただいて、しております。そういういろんな対策をフェンス以降もさしてもらっております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

上のほうは、もうそれはいいんですけどね。実際この前、ここに今おらっしゃれんかな。しましたから、冠水しませんって言われたんですよ。次の次の日冠水したんですよ。だから実際、上やら工事して知ってるんですよ。だけど、それじゃいかんから、冠水したから、言いよんです。

今は、集中豪雨でどんな水害になるか分かりますよね、今。火災はむちゃくちゃになってますけど、水害も分かりませんよね。だから実際、前の答弁の時、それはメモ引いたら分かると思いますが、しましたから、冠水しませんと言われた2日後に冠水したんですよ。だから、確かに上もしたかもしれんけど、それでもやはり冠水するんですよ、あそこは。

そして、冠水するだけやないんですよ、あそこは。子どもたち遊びやから、水量が多いときには、次なんかはもう危ないんです、あそこは。遊び場ですから、だから言うんですよ。だから、その努力はしてあるっていうのは知ってます。だけど、それでも冠水しようから、私言うんです、ずっと。そのあと何か別に、この前の部長やら見に来られた後、何か変わったかっちゅうと、全然変わってないし。だからまた、こんな質問なったんですけどね。だから、私の最後やからと思って、心配なんです、この土地のこと。この溝のことがですね。

やっぱり、小っちゃい子どもたちいっぱい遊んでますから、ボールを拾いに入ったりなんてするんですよ。だから確かに、親のしつけが悪いとか誰か言わっしやった、私に。だけど、その原因は、あること自体が悪いことでしょ、私に言わせたら。やっぱ悪い危険なところやったら直すべきと思うんですよ。だから、その蓋するのが、金が掛かるなら、ネットか何かありますよね、歩行者用のネットのごたあとあるんですよ。それはもうおたくたちが知ってあると思うんですけど、あそこにずっと置いていけばいいんですよ。金掛からんように、上からがぼっとかぶせて。そしたら、幾ら掛かるか知らんけど、むちゃくちゃな金掛からんと思うんですよ。そしたら、私も安心しとっていいんです。何か方法を考えますか。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

そういったカタログみたいなのを手に入るんなら、それを執行部に提示して、それでという話のほうがいいと思いますが、まとめていただけますか。

◎12番（久我純治君）

私はもう、とにかく言うように、してもらうか、してもらわなかだけという話と、責任取るか、取らんかの話でよかったんですけどね。ただ、私はもうこれで質問して、する人おらんと思うんですよ、この質問は、私が最後で。ほかの人は絶対しませんから、これは。ただ、みんな期待してるんですよ、ここに蓋かかるの。だから今おっしゃるように、議長が言うように、確かあるんで、どっかで見たことあるんですよ。ネットのごたあってスチールのような、あれをずっと引いたところ。そんなとあるから、そんなとしてもらえばいいんですけどね。ただ言ったように、上したここしたって言わっしゃあけど、そのあと冠水したから、私もこんなことしよんですけど。私の足元でやっぱり危険な所は無くしたいっちゃうのが一心なんです。そんなふうで、議長がおっしゃったように、私も勉強させてもらいますので、お互いによろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

執行部のほうから何かありませんか。

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

今、久我議員さんがおっしゃいましたように、お互いに、いろいろ勉強をさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

そしたら、期待して私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（12番 久我純治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を14時20分といたします。

（休憩 午後14時10分）

（再開 午後14時20分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎ 11 番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。

通告書に従い、一般質問を始めます。

今回は1問にまとめております。その前にちょっと二つ、喋らせてください。

一つ目は、私、物価高ということで、ちょっとこれ私個人的に、かなり本当に物価高だっているのが実感しております。もう数年前から、大体月1回、とんかつの定食屋、某チェーン店、全国チェーン店に、私はあるコミュニティーの方たちと行ってます。定食屋っていうのは、白米とキャベツと赤出し、これおかわり自由なんです。私は白米派なので、御飯がないと満腹感を感じないという派なので、必ずおかわりをしていくというタイプです。去年ですか、去年の12月頃から、大体1プレート、大体直径20センチぐらいのプレートなんですけど、そのプレートの中にとんかつを頼めば、とんかつとキャベツが、こうドカッとついていくんですよね。そのキャベツの量が、明らかに減っていったというのが実感してます。前はもう20センチのプレートが、恐らく隙間がないぐらいに埋め尽くされたんですけど、今本当にプレートが見えるぐらいのキャベツの量しか盛られてないという感じです。御飯の量も、明らかに減ってるなという感じです。先月も行きました。その時に、キャベツが高騰してるな。400円とか言われてますよね。東京に行けば、もう3桁になってるとかですね。米の値段もかなり高騰してます。その中で、事情も大体分かって、こういうことなんだなということで、おかわりがかなりしにくいなという雰囲気、その時に実感した次第です。これだけ食料品の物価がかなり進んでると。賃金は、一部の大手企業は賃上げがなされていますけど、それ以外の方たちにとっては、賃金が全然上がってない。ということは、要するに、自由に使えるお金、可処分所得、これがかなり落ち込んでいる。エンゲル係数がかなり上がっている。ということで、豊かさを実感できることが、かなりもう低くなってるんじゃないかなというふうに私は感じました。

もう1点は、私は民間のある企業で働いてます。その企業は、乗用車の燃料を供給するというような会社です。で、物流関係の方たちがかなりいらっしゃいますが、かなり燃料が高騰、もう2年前から高騰しており、廃業される方たちも出てきております。先週お話ししたある経営者の方に聞くと、大事に至らないときに辞めたほうがいいのかという話を、一応しました。もうこれ以上、恐らく、企業からの直請で入れる所は、まだ、荷主さんのほうが、値段上昇分を見てくれるという所

もあるみたいなんですけど、直請から孫請みたいな感じで降りる業者にとっては、かなりきついということらしいです。らしいですというか、かなり燃料代が上がってますので、それはもう私も実感としてすごく分かるなど。恐らくこれから、今年度からも、恐らくかなりのトラック業界の廃業が進んでくるんじゃないかというふうに、私も見てます。そういうことをまず、2点申し上げまして、私の質問に移ります。

今回は、行政サービスについてということで質問をいたします。日本全国の地方自治体は、2024年10月1日現在、1,741。内訳は、東京都の特別区が、23。市が、792。町、743。村、183。また、福岡県内に至ると、60。内訳は、市、29。町、29。村が、2というふうになっております。先日、新しく就任されました村上総務大臣が、2月13日に、これは個人的な見解という断りが入っておりますが、このような発言をされてます。「人口減少を踏まえ、現在1,700近くある地方自治体は、300から400で済む。」2月14日、翌日にこの件について国会で、野党議員の質問に対し「人口が急激に減少した状況において、今のシステムを前提として、様々な自治の在り方を考えていくことも必要。次の世代が生き残るために考えていかないと間に合わない。」と答弁をされております。

1 問目、総務大臣の発言に関し、粕屋町の運営者として何か考えはありますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員おっしゃるように、個人的な見解ということで、後ほど訂正はされましたし、重ねて70年後の話なんですということもおっしゃってました。これは大臣であっても個人的な見解を持つことは全く自由ですので、私は、それは否定はしませんが、後ほどの、次からの質問にもありますけども、その自治体が少なくて済むというのは、多分、合併等にもらんだところではありますが、その辺の功罪についての検証は、正にされてないということもありますので、私はその次の質問にもありますが、やはり、できるものについては広域的な行政運営、広域的なサービスの拡充辺りですべきだろうと個人的には思ってます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

総務省がホームページで、我が国における総人口の長期的推移ということで出しております。これ2004年がピークですね。今後100年間で、100年前、明治時代後半の水準に戻っていくっていう統計というか、未来の予測図を出しております。

2004年の12月が、人口は1億2,800万人ぐらいで、高齢化率が、19.6%。100人に大体20人が高齢者ですよという感じです。2030年、人口は、1億1,500万人。高齢化率が、約32%となっております。2050年、ここまで行くと人口が、9,520万人。高齢化率が、約40%というふうになっております。先ほど、村上総務大臣が未来の100年後のこと、みたいことを言われましたが、2100年、そのときが、これは3段階に分けて予測されてるんですけど、これ中間を取りますね、中間取ってみますと、人口が4,700万人というふうになるみたいです。今回のこの大臣の発言は、私はもっともな発言だと思うんですよ。分かり切ったことを言っていくべき。今から考えていかないと、それも遅過ぎるという感じで、私は考えてるんですよ。

その中で、2番目の質問行きますね。近隣自治体との合併の必然性とはということ、ちょっと質問させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども触れましたが、平成の大合併、福岡県はそんなに合併はあってないんですが、各地方の合併状態で、様々な声をお聞きします。例えば、行政サービスの低下がある。遠くなった。あるいは、合併する前にあった、みんなが受入れられるような公共サービスを受けられるような公共施設が無くなった。これは正に合理化だろうと思います。そういったふうな功罪の罪のほうですね。功的には確かに、財政的には合併することによって、自治体運営が効率化、良くなったというふうになると思いますが、大きな目で見ると、将来的には一定の必然性はあるだろうと思います。

じゃあどうしたらいいかということで、今総務省のほう、内閣府のほうでもありますが、DXを利用した公的サービスの提供についてもうちょっと進化しよう。大々的にAIを使ったようなサービスで、幾ら行政範囲が大きくなっても、誰でも、どこにいてもいつでも受けられるようなサービスを享受できるような社会にしようということで、日本全体、これは向かっているところでございます。ただ、粕屋町を含む、この近隣自治体については、まだまだ都市圏の一員としての発展を続けておりますので、今の時点では、合併の必然性はないと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

一緒に聞けばよかったですね。広域サービスの拡大という、それ以上に何か答えありますか？広域サービス、もうなければ私のほうからちょっとまとめてちょっと。ありますか、じゃあ、はい。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと触れましたけれども、こういうサービスの中では、例えば、スポーツの振興とか観光の振興、これ共同事業でよくやってるんですが、うちにありますかすやドームあるいは図書館、そういったことも広域利用については相当進んでおります。正に、かすやドームが、この糟屋地区のスポーツの殿堂化してる状態にはなっております。また、デジタル革命によりまして、各種証明、これはもう広域的にも、マイナンバーカードを使ったコンビニサービス発行サービス等もございます。こういったことを、広域的な観点で、更に事業拡大を進めてまいりたいと思っております。新聞発表もしましたが、今回、予算でも上げておりますオンデマンド交通、これも長い目で見れば、広域的なサービスにつながるようなものというふうに感じております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

そうですね、オンデマンドももうやってるとのことと、複数の自治体で運営してますね。箱田町長が、NHKからインタビューを受けた、福岡放送局から。確かに今おっしゃいましたように、福岡県、特に粕屋町に至っては、合併の必然性とかは今のところないだろうと。これは、NHKのニュースの中でも、増加率1位の粕屋町というふうに明記されてますので、箱田町長のコメントも載せられてますので、これは間違いないだろうと。ただ、私が申し上げたいのは、やはり行政運営のかぶる部分が、かなりあるんじゃないかっていうところですね。例えば、今私たち、この議会の中にいますよね。この近隣にも同じような議会がありますよね。地方自治体の中には、首長部局、それから教育委員会部局とか、例えば、複数の広域的な自治体で運営している、例えば、消防とかごみとかありますよね。そういうのを見ていくときに、いや、これは同じような事業をしてるよねとか、同じようなことを話してるよねとか、かなり。

私が、例えば民間の経営者若しくはその株主だったら、いやいや、一つに統合しなさいよっていうふうに言っていくはずなんです。だから、一つ一つの運営を同じようなことをやってる運営を別々にやってると、行政サービス、行政のコストって相当掛かるよねと。今、住民が求めているのって何だろうかと。行政サービスの低下？私ちょっとそれ首をかしげるんですよ。住民が求めているっていうのは、自分が

払ってる税金から、そこから行政サービスというのが生み出されていくんですね。ということは、自分が払ってる税金が少なければ少ないほど、うれしいよねっていうふうになりませんかねっていう話なんです。

今現状は、かなり小さい自治体が同じような仕組みで行政運営されて、その中に議会というのを構成してます。ただ、やってることっていうのは、ほんの少し違いかもしれないけど、大多数はもう同じようなことをやってますよっていうことであれば、一つの大きい固まりにまとまって、行政コストを減らしていく。税金を払ってる住民のほうに税の還元をしていくという、そういう考え方が必要じゃないかなっていうふうに、私は考えてます。

粕屋町の現状、これはかなり、地理的にもものすごく仕事がある所には、人は集まってくるんですよ。福岡市にかなりの企業さんありますので、通勤圏内、大体1時間以内で行けるような所と言ったら、やっぱり粕屋町。かなり魅力的な所なんですよ。だから、人が集まってきます。ただ、今現在は、確かに必要はないかもしれないけど、そういう行政コストを下げるのであれば、今後、広域化っていうのもまだまだ進めていくべきであろうし、例えば、行政の運営に関しても、いや、これ行政がやることかなとか。ちょっと一歩立ち止まって、首をかしげるような、そういうところを考えていって、今、町民税というのを取ってますよね。住民税、福岡県民税と粕屋町民税というふうに、所得の10%ぐらい。粕屋町が、6%とかですね。そういうところを減らしていくっていう、そういうところを考えていって運営してもらいたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正に、住民全ての方、税金安いほうがいいです。ただ、今、日本が抱えている問題、高齢化少子高齢化という前提で言いますと、例えば、高齢者が増える。障がい者の方も本当に最近多くなっております。そういった福祉的な面のサービスは、やはり低下させられないというのが、大きな日本の流れでございます。本当数十年前に比べたら、相当の福祉の手厚さではございます。それとまた、教育の関係でございしますが、これは少子高齢化とはいえ、やはり建物については、本当に老朽化していく。これは、福永議員がおっしゃるように、合併していけば確かに数少なく、子どもの数に合わせて、公共施設を減らしていくことは可能でございしますが、距離的なものとか、そう言うと多分、バスを出せばいいじゃないか。そのバスの基準も関わってくるんですよ。だから、どちらがいいかというのは今結論が出る問題ではなくて、時間の流れとともに、その都度その都度柔軟な考え方で方向を定めていく必

要があろうと、私は個人的には思っております。今現在、粕屋町については、ひっ迫した問題はございませんが、これは必ずやってくる問題だというふうに認識はしております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

時代は相当変わってます。今は、これからAI、人工知能。これが、ますます恐らく進んでいくというふうに言われてます。2010年ぐらいですか、まだスマートフォンというのが、まだ無かった時代。Appleの創業者のスティーブ・ジョブズさん、この方が日本にデモンストレーションに来ました。Tシャツとジーパン、周りはいもう全てスーツを着た起業家ですよ。その時に、このスマートフォンを見て、こういうものがあるんだというふうにやりました。その映像を見て、私はその当時、いや私はこういうのは使うことはないだろうっていうふうに言っていました。ただ、今現在はこれがないともう生活できないねっていうぐらいの進歩なんですよ。これ1台でも全てのことが正直完結できる。いろいろな支払い、今行政サービスの税の支払いもスマホでできるようになりましたよね、PayPayとかで。バーコード読み取り決済とか。これ本当便利だなと、だから、そういう時代がもう来ます。今回、ソフトバンクグループの孫正義さんが、トランプ大統領と会談しましたよね。先行投資でそういう時代がもう来るだろうと。そういうのを見据えて、行政のほうも、その波に乗り遅れないように進めていってほしいなというふうに進言して、私の一般質問を終わります。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の一般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時41分）

令和 7 年第 1 回（3 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 7 年 3 月 4 日（火）

令和7年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月4日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	3番	杉 野 公 彦	議員
7番	議席番号	7番	案 浦 兼 敏	議員
8番	議席番号	14番	山 脇 秀 隆	議員
9番	議席番号	4番	宮 崎 広 子	議員
10番	議席番号	13番	本 田 芳 枝	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古 家 昌 和	9番	川 口 晃
2番	田 代 勘	10番	田 川 正 治
3番	杉 野 公 彦	11番	福 永 善 之
4番	宮 崎 広 子	12番	久 我 純 治
5番	末 若 憲 治	13番	本 田 芳 枝
6番	井 上 正 宏	14番	山 脇 秀 隆
7番	案 浦 兼 敏	15番	安 藤 和 寿
8番	鞭 馬 直 澄	16番	小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長	臼 井 賢太郎	議 会 局 係 長	松 永 泰 治
---------	---------	-----------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	新 宅 信 久
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	田 代 久 嗣
教育委員会次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司

経営政策課長	吉 田 勉	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	道路環境整備課長	吉 村 健 二
社会教育課長	石 川 弘 一		

(開議 午前 9 時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。今日朝から雨が降って、本当に寒い朝を迎えましたけども、今週 1 週間はまた冬みたいな寒さが続くのでしょうか。早く春になっていただければと思いますけども。

それでは、ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号 3 番、杉野公彦議員。

(3 番 杉野公彦君 登壇)

◎ 3 番（杉野公彦君）

おはようございます。

議席番号 3 番、杉野公彦です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回はというか、今回も、になりますが、昨年の 9 月に引き続いて事業系のごみですね。それと、遺品整理等のごみに関して、一般廃棄物収集運搬許可、この件について質問をさせていただきます。前回なかなかちょっとかみ合わない部分もありましたが、その中でも僕のほうで、最後にちょっと言わせていただいたことがありましたですね。事業系ごみとか遺品整理等のごみ等に関しては、臨時ごみについては、収集料金の決定について町は関与してない、関与せずということですね。許可業者と排出業者、ごみの排出業者双方での協議に委ねられていますという御回答を頂いてます。要は、これは自由競争というような状況下で行われているということです。にもかかわらず、町は既存の 2 社のみに許可を与えているという状況ですね。

このようなことから、昨年 9 月の質問時には、事業系ごみや遺品整理系ごみ、これらについては別枠の許可とすべきであるという、要は進言ではないですけど、そういう御意見を町側にお伝えをさせていただいております。そしてその後なんです

が、この件に関して、所管課なりのほうで調査、あるいは検討等の作業は行っておりますでしょうか。まずこの点についてお伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

お尋ねの件につきまして、9月の質問の際に、福岡市の限定許可の話がありましたので、調査を行いました。福岡市の事例は、遺品整理及び引っ越し時に発生する家庭系のごみについての一般廃棄物収集運搬業の限定許可であり、事業系ごみについての限定許可は出されておりました。なお、この遺品整理に関する許可につきましても、特別な事情がある場合を想定されているということでした。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

今、特別な事情というお話がありましたが、具体的にどういう事情の場合というふうになってるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

ごみの定期収集にごみを出せない、粗大ごみで排出することができない、自らごみ処理施設まで運搬することができないと、やむを得ない場合に限り出されているっていうことでした。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ということは、遺品整理系ごみなんで、当然遺品整理ごみ、住宅内での分別とかそういう作業をされて、最終的に処分場まで持っていくという、その一連のことについて、認めているという理解でいいのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

そのとおりです。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

福岡市では、家庭系の臨時ごみに関して、遺品整理系ごみも含むということですが、別枠で許可を出されているということですね。はい。分かりました。

利便性の向上とか価格比較ができるという点を考えると、住民視点、排出側の視点に立って考えるのであれば、これってやっぱり比較できたほうがいいですね。皆さんも、いろんなネット通販とかで買うにしても、価格比較ってされるじゃないですか。これ、経済原理の原則としてそういうことになると思うんですけど。そういうことであれば、この点についても、住民視点第一という視点に立って、これ別枠の許可を出して参入業者増やして、競争の下に置くべきじゃないかと思うんですが。また、これ事業系ごみについても一緒だと思うんですよ。同じことですね。前回、町の施設関係のごみについても聞きましたよね。その時も見積りは取ってないっていうか、取れないんですよ。実際私が知ってる方、これ事業者の方ですけど、出そうとして見積りを取ろうとしたら、出さないっていうんですよ。もうそこは自分しか取れないからということですね。相手業者も比較見積りも出してくれないという話を聞いたことがあります。

そういう点では、やっぱりそう、今言ったような別枠許可ですよ。町が価格決定に全く関与してないっていうのは、回答でおっしゃってるので、これは本当に何回も言いますが、自由競争下のお話です。であれば、ここは許可についてもある程度の自由は認めるべきじゃないかと。僕は、町内企業は守るべきと思ってます。町内で生まれた税収は町内で消費するというのが原則だと思いますんで、その点について、ほかの町外の業者を入れてまで価格を下げるような圧力をかけるべきだとは思わないんですよ。だけど、最低やっぱり比較検討ができないっていうのは、ちょっと普通に考えてもおかしくないですか。僕は、粕屋町でもこういう同様の許可っていうのは可能だろうって考えてるんですけど、この点について、町はどのようにお考えになりますか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

住民の利便性という点におきまして、本町の許可業者2社は、遺品整理及び引越し時に発生する家庭系ごみについて、特別な事情がある場合には、臨時収集という形で対応しておりますので、このため別枠での許可は必要ないと考えております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

すみません、論点ずれてます。僕は、価格比較とかそういう点の話をしてるんですよ。そこについては、今一切お答えになってないですよ。そこはいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

価格比較につきましては、遺品整理業者のほうに見積り取られて、あとはうちの許可業者の2社に見積りを取られれば、価格の比較はできると思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

そこにフェアじゃないことでしょ。一般の遺品整理系ごみの業者は、収集運搬の許可が無いんで、別枠でどうせ頼まないといけないでしょ。そうすると、人件費がそこで余計に掛かるわけですよ。分かります？言ってる意味。その遺品整理ごみ、今遺品整理をする業者は、整理まではしても搬出できないわけですよ。収集運搬許可がないから。いわゆるイコールコンディションでないものを比較したところで意味がありますか。そういう比較ができないから、そこを許可出すべきでしょって話してるんですよ。飽くまで、遺品整理系ごみ、今既存の業者ができるのは、宅内での選別作業だけです。それを表に出して、今のうちの収集運搬業者に連絡して別で取り来てもらうっていう。二度手間ですよ。だから、そういう比較をするためにそこ許可出しましょうという話をしてるんで、今、見積り取ってるからいいでしょうという話じゃないと思うんですけど、いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

遺品整理業者は整理したときの見積りで、その後は収集運搬業者に頼む見積りで、遺品整理業者がした場合は二つ発生しますが、うちの許可業者が遺品整理をした場合は、うちの許可業者の見積りだけで遺品整理と収集運搬の見積りが出るようになります。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

もう何回も言いますが、それがイコールコンディションで比較してないでしょって言ってるんですよ。片方は、両方できるんですよ。そしたら人件費安く済みますよ、車両代も安く済みますよ。もう片方は頼まないといかんでしょ、外注しない

といけないんですよ。その分のコスト掛かるじゃないですか。それを比較して、こっちがいいでしょっていう話にはならないと思うんですけど。それは公正な競争と思われませんか？

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

うちの許可業者の2社は両方共できて、その2社の見積りは取れますので、それで、そういうことになっております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

その2社でできると言っているんですか。このうちの今既存の2社があるから、この2社で見積りを取れという話なんですか。今言われてるのはそういうふうに聞こえるんですけど。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

一般廃棄物は許可業者の2社でないと運べませんので、一緒に整理と運搬を頼まれるということになれば、既存の2社の業者から見積りを取るようになります。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

だから、だからそれが公平公正ですか。一般の、例えば遺品整理なんかを行う業者さんにとっては、そこができないから頼まざるを得ないですよ。そうすると、当然ながら今の許可されてる2社ができるけど、その人たち、既存の遺品整理をやっている業者さんは、その分の機会が奪われますよね。当然比較すれば、それは両方許可持ってる分が安いでしょう、人件費少なくて済むんだから。僕そういう問題を言ってるんじゃないんですよ。だから、現状はそうですよって言われてるとおり。現状はそうだから、それが公平公正じゃないから、まずはそこを公平公正にしましょうよっていう話なんですよ。その比較の後にどちらを選ばれるか、それは個人の自由ですよ。今はそこを比較できる状況にないから、まずは、そこを広げませんか、お互いにできるようにしませんかって言ってるんですよ。そのこのとこ、どうなんですか。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員にちょっと確認ですけども、今、町は2社でやってるところを、もっと窓口を広げたらどうですかといったような趣旨ということをお願いわけですよ。

執行部の方は、その辺、質問と答弁がかみ合うように答弁していただくようお願いします。

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

一般廃棄物の収集運搬の許可は、2社にしか出てませんので、その2社で比較してもらいようになります。

◎議長（小池弘基君）

吉村課長。杉野議員の質問は2社だけでも、それを、窓口を増やすような考えはありますかというような質問に対して、どうですか。その辺がかみ合わないんで。

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

要は、課長が言われてるのは、できないって言ってるんですね。はっきり、結論として。でしょ？許可できませんと。じゃあ、そのできない理由は何なんですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

まず、一般廃棄物処理業者の許可を与えるのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難な場合に限られています。そして今、一般廃棄物の許可の本町のごみの発生量に対して、既存の許可業者で適正かつ安定的な処理体制が整っているということから、新規の許可は必要ないと考えております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

適正と言われましたよね。この適正が意味するものは何でしょうか。適正にかつ安全は分かりますよ、それは技術持ってるっていうことでしょうか。町が考える適正って何なんですか。住民の側に比較検討する機会を与えないのが、適正ですか。僕はそうは思いませんよ。いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

すみません、私のほうから少しお答えをさせていただきます。もう議員も重々御

承知だと思いますけども、この一般廃棄物処理の関係につきましては、やはり市民生活と言いますか、住民に欠かせないものでありまして、やはり安定的にその事業を継続していく必要があるということから、余り過当競争というのは、やはり想定余りされてなくて、安定的に行っていることに重点を置いて、それぞれ各自治体、運営をしておるところでございます。これについては、もう議員も十分御承知かもしれませんけども、そういうふうな、最高裁、裁判所の司法関係の判例もございます。安定的に運営をされておるならば、新たな許可は必要ないというふうな判例だったと思います。そういうふうなことで、やはり私ども今粕屋町においては、今の2業者で、安定的に業務が行われているということから、新たな業者の指定の必要はないというふうに私ども考えておりますし、福岡市の例もそうでございますけども、あと、糟屋郡内の他の市町村につきましても、同様の取扱いをしているところでございます。

以上でございます。是非、御理解のほうお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

今副町長が言われたのは、一般家庭ごみで収集している委託の分も含めたところのお話をされてますよね。そこが脅かされるのであれば、確かに安定を阻害する要因にはなるでしょう。ただ、事業系ごみと遺品整理系ごみを別枠の許可にして、この安定が崩れるとお考えですか。

じゃあ確認しますが、この遺品整理系ごみとか事業系ごみでどれぐらいの収益が上がっているかというのは、把握されてますか。要はそういうことでしょ。その問題があるから許可できないんだって言うんだったら、まだ納得はできます。町の可燃ごみ、不燃ごみの通常の委託による一般廃棄物の収集運搬、課長に聞きますけど、年間幾らお支払いされてます？

◎議長（小池弘基君）

いや、通告書にないからちょっと準備に。

はい、杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

頭に入れとってください。多分、1社1億以上払ってますよね。これ前回の質問の中で確かそういう話になったんで。1億以上、2社合わせたら2億以上あるわけでしょ。それと、この事業系ごみ、例えばこの間も聞きましたけど、町内何事業所やってますって聞いても、事業所数も分かんなかったし、収入金額も分からなかったじゃないですか。この分からない状況で、何をエビデンスにして安定が崩れると

おっしゃるんですか。そこがそもそも論理的に矛盾してるでしょって話は前回もしたんですよ。

福岡市に関しては、許可出されましたよね。最高裁の判例は出てるでしょうけど、福岡市、別枠で許可してるんですよ。粕屋町でできない理由はどこにあるんですか。何なら東北のほうに行ったら、通常の委託の分ですら一般競争入札にしてる所、幾らでもありますよ。日本全国探せば。はっきり言えば、もっと田舎のほうが過当競争になりうるじゃないですか。人口も少ないんだから、収益がそもそもでいう収益が少ないんだから。それから比べると、うち人口5万人近くいるわけですよ。何をもってこの安定が崩されるという話になるんですか。

基本的にこういうものって公平公正で、多分入札なんかもそうじゃないですか、公平公正で。でもその中で、地場を守りたいから指名競争入札とかされてるんですよ、条件付一般競争とかね。であるならば、この二つの別枠を設けたところで、年間に、町から1億以上の委託収入をもらってる事業者のどこが崩れるおそれがあるんですか。そっちのほう不思議でならないんですよ。明確にそこにエビデンスがあるなら教えてください。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

先ほど来、繰り返しになりますけども、今2社で安定的に運営しているこの状況を特に、町として変える必要がないというふうに判断してるところでございます。エビデンス、科学的根拠があるかというのと、そこはもう判断ということになりましょうけども、今のこの現状、あえて変える必要がないというふうに私どもも今現在考えております。

そして先ほども申し上げましたけども、遺品整理に関しましても、福岡市は特例で、規模が全然違いますんで、許可をいたしておりますけども、糟屋郡の1市6町他につきましては、遺品整理についても許可を出しているような状況ではございません。

是非、御理解のほうよろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

なかなかこれを理解しろと言っても難しいですよ。いや、じゃあ町の安定より事業の安定性を守るために、一般住民とか業者は甘んじて今の状況を受入れなさいって意味に聞こえるんですよ。でしょ。価格比較もできない。言われたとおり

の金額を払う。ていうことですよ。そこに町が絡んで価格設定なりをしてるんだったらいいですよ、粗大ごみのようにね。そういうものも何もせず、業者に任します。相対で決めてください。みたいな話ですよ、これって。それは、排出者からすれば、疑問には思いませんか。これが、一般の遺品整理系ごみとかを、何て言うか、整理をやってる、宅内とかに入ってやってる業者さんが、同じように処分場まで運べるんだったら、僕はこれ全然いいと思うんですよ。そこは、企業の大きさとか云々がいかにあろうが、そこには公正なルールがあるわけですよ。今、大きいほうにわざわざハンデ与えてるようなもんじゃないですか。それを入れることによって安定が阻害されるっていうのが、何かいかにもそこは。

じゃあ、そうですね。難しいな。今、本当言うと、この事業系ごみの許可を出して、事業系ごみ集めてる分と、遺品整理系ごみの年間の、本来は、収集量であるとか、そういうのも本当は出していただきたいですね。そこがあって初めてこれ影響があるんだねっていう話はできると思うんですけど。その辺の調査も別になされてるわけではないし、事業系の一般廃棄物については、家庭系と混載で運んでますもんね。だから、具体的な重量は出ないっていうのは、分からんでもないですが、袋数とか回数とかその辺は出るんですよ。それが幾らによって、やられてるかとかね。そういうのは調べるべきじゃないですかね。

僕これ不思議に思うのは、一般家庭ごみの委託を出すときに仕様書組まれますよね。この仕様書上で、いわゆる収集運搬車の経費按分がどのようになされてるかっていうのは、非常に気になるんですよ。そのどこ分からないのにどうやってこれ按分してんだろう。按分してないとすると、許可分に関しては、丸もうけて話になっちゃうじゃないですか。

その辺の、今のごみの収集運搬のルールというか、その辺がちょっとやっぱり曖昧。独占でずっとこの2社がやってきたのでね。そういう事業やる所が無い時代からしていただいてるっていう、良い点はあるんですよ、してもらってるって。誰もそういった事業なかなかやりたがる人が、当時はいなかったかもしれないし。その中でやっていただいて、すごいありがたいんですが、だからといってそこに公平公正さが無いと、ちょっと僕はどうなのかな。譲って、家庭系のいわゆる町が委託として出してる分は、それは基本的な料金設定なりは町がしてるわけですから、そこはいいとしましょう、譲って。だけど、この事業系ごみと遺品整理系っていうのは、もうまるっきり町絡んでないし、把握もしてないし、自由にやってください、じゃあそこによって収益幾ら上がってるんですかっていうのも分かってないわけでしょう。それが公正では、とは思えないし、一般の収集、遺品整理系なんかをやる事業者さんって、結構小さいとこばかりですもんね。僕はそこを入れて、安定

が崩れるっていうのは、全く理解できません。その点については。福岡市がやられてるし、全国これ調べてみてくださいよ。どれぐらいの所がこういう許可やってんのか。その上で、また話をしないと。

僕は、町の安定も大事だけど、住民の利便性ですよ。納得感がすごく大事だと思うし、お金払うんですよ、これちゃんとね。お金を払うんだったら、皆さんもそうじゃないですか。何か買い物に行くにしたって、値段見てするやろうし、何ならネット通販するときいろんな複数の比較を多分されると思うんですよ。今、もうそんな価格比較するようなウェブサイトいくらでもあるじゃないですか。旅行にしたって何にしたって。そういう比較ができるように、やっぱり消費者も守られるべきだと僕は思うんで。事業者ばかりを守るとなると、少し僕はそこには異論を唱えたいくなります。

ということで、ちょっとこれ以上多分押し問答になるんでしょうが、福岡市やってるわけですから、規模が違う云々は別として、これ検討されませんか。多分、福岡市も特例で認めたっていう、さっきの最高裁の判例で基本的に認めないってなって、認めたところ損害賠償かけられてますよね、確か。じゃなかったかなと僕は思うんですけど。でも、そういうリスクがあるけど、福岡市したんでしょ。粕屋町、何でできないですか。できない理由ないと思いますよ。ですから、その部分はやはり1回福岡市さんにも話をよく聞いて、せつかく副町長、福岡市から来られたんですから、その辺の人脈をお使いいただいて、福岡市さんとちょっとお話、ざくばらんなお話を聞いて、多分恐らく業者さんを納得させて入ってるはずなんです。最高裁の判例まで出てるにもかかわらず、こういうことをするんであるというのは。そこは納得感なんですよ、お互いのね。だから、その努力を、僕はまずやるべきだとは思いますが。こういった話は、最高裁の判例は今出てますけど、僕、この判例自体もちょっとすごく疑問を感じてるんですけどね。これ将来的に最高裁判例だって変わる可能性はゼロではないので。世の中の状況によっては変わる可能性があるのかな。

昔は、入札にしたって、一般競争入札なんてすることほとんどなかった、全て指名でしたよ。それがやっぱり状況変わって、一般競争入札になって、でも地場も守りたいから条件付きが付いてとか、そういうふうにとんどん時代が変わってきてるので、確かに最高裁の判例はこうだけど、実際変えてる所が、変化をさせてる所は日本全国にはあるので、そこはやっぱり調査をして、うちの町にベストにはまるものをやっぱり探すべきだと思うし、既存業者が全て守られるっていうのは、ちょっと僕は、なかなか納得はいかないかな。最低委託の部分は、守る必要があるというのは理解します、そこは。だけど、そこと直接関係しないところは、やれる、やって

いただくべきだと思いますが、もうこれ最後にしますね。町のほうとして今後どうされるか、お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

今まで杉野議員のほうからいろいろ御意見頂きましたけども、今現在、私ども粕屋町といたしましては、今の現状の安定が保たれ、廃棄物の運搬収集に関しましては、我が町内で安定が保たれているということから、新たな許可をするという考えはございません。

しかし、今議員がおっしゃったような調査を少ししてみろということでございますので、日本全国調査することはできないと思いますけども、福岡市とこの糟屋郡内は今現在調査をしておりますけれども、もう少し幅広に調査もしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

以上で質問を終わります。この続きができるかどうかは分かりませんがね。また機会があれば、その続きを質問させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（3番 杉野公彦君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を10時15分とします。

（休憩 午前10時03分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

（7番 案浦兼敏君 登壇）

◎7番（案浦兼敏君）

皆さん、おはようございます。

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従いましてから質問させていた

できます。

私はこれまで、予算編成の編成方針の公表、予算編成の見える化、新年度施政方針の早期提示などを提案してきました。箱田町長はこれらの提案について、着実に実施されてきており感謝申し上げます。毎年この時期になりますと、各市町村の新年度予算の特色や目玉事業が、新聞などで紹介されています。粕屋町も、新年度において積極的に様々なことに取り組んでいると評価しています。そのことをもっと積極的にアピールしてほしいと思います。また、福岡市などでは、記者発表と同時に、予算の特色や概要をホームページで発信しています。粕屋町でも、ホームページなどで発信していただき、議会でそれについて議論していくと、町民の関心も高まり、議会の傍聴者がもっと増えるのではないかと思います。どうか町長、前向きに検討して、情報発信について考えていただきたいと思います。

それでは第1問、令和7年度施政方針について質問いたします。昨年に引き続き、今年も2月中旬に一般質問の通告期限前に、令和7年度施政方針の初校が示されました。税収の堅調な伸びに伴い、一般会計は、前年度比プラス6.9%、14億7,600万円増加し、227億3,200万円と過去最大の予算規模となっています。また、歳出では、令和7年度が、第5次総合計画の最終年となることや市制を目指しての投資を行う必要があることから、積極的な予算が組まれています。その中で、これから数年間は市制を目指して、「新生・かすやプラン」の実行に向けた投資の時期であるとの認識を示されておりまして、私も全く同感であります。やっと、町長も、市制に向けて本腰を入れて取り組まれるものと期待いたしております。

そこで質問ですが、この「新生・かすやプラン」、ちょっと聞き慣れなかったんですけども、これの目的とか主な内容、その計画期間、また、現在改訂作業が進められております第6次総合計画との関連や位置づけについて、どう考えておられるのか。これについては、「新生・かすやプラン」については、私の後に山脇議員のほうからまた詳しく、内容について質問があるみたいなので、私の質問としては、主な目的、主な内容、計画期間など概要について、町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は、後ほど担当のほうからお答えしますが、まず概要と言いましょうか、何で今「新生・かすやプラン」かということなんです。ちょうど令和7年度、これ総合計画マスタープランの最終年度です。それが終わって、今から次の10年の総合計画を立てる時期でもあります。その準備期間ということで、過去粕屋町がたどっ

てきた様々な歴史がございます。正に合併時には1万ちょっとぐらいの人口ですが、今や5万人に迫る勢いです。

ただ、そういう成り立ちの中で、粕屋町が、例えば物流ゾーンを中心に、江辻中心に様々発展してきました、商業施設もできました。今振り返ってみて、これから先の成長のためには何が必要かということを鑑みますと、まず経済発展、これが非常に大事になってきます。正に競争社会です。自治体も例外ではなく、競争社会です。勝ち残るためには何が必要かということを考えますと、やはり、常々私言ってますが、人口増だけでは駄目だと。企業立地をして、雇用の拡大を図りながら、企業を呼び込むことで税収の増加を図り、そしてまた、それが地域の全体的な経済の活性化になって、税収が上がると。そして、それを住民サービスに還元すると。住民サービスというのは、もう本当に広範囲にあります。投資的なインフラ整備もありますが、福祉的な住民サービスもあります。

全てのことに對しての原資となる得るような、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むためのプランということで、これは単年度でできるものではございません。今から先の長いスパンの中で考えていくプランでございます。そういったことを、今、総合計画に関連づけて、検討している段階でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ということは、これは総合計画と計画の期間等もありますけども、総合計画との兼ね合いと言いますか、そこら辺は、この「新生・かすやプラン」の計画期間もやっぱり10年ぐらいで考えてあるのか。そこら辺はどうなんですか。今から独自の総合計画を作りますけども、そこは。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

誤解があるようなので申し上げますが、飽くまで総合計画が町の最上位計画でございます。総合計画というのは、それぞれの分野において、縦の列で、もちろんその横串の関係ありますが、それらを一つ、それは飽くまで一つのプランなんですが、そういったことを大きく、図示すればいいんでしょうけど、その大きな図として描きたいということで、「新生・かすやプラン」という名付けをしました。これ施政方針の中にもうたっておりますが、今後、予算のこの議決を頂きましたら、住民の方にも、お配りするパンフレットの中に、そういったことは明快に図示してお示ししようかと思ってます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。私の理解としては、今、第5次総合計画の重点プロジェクトってありますよね。それと同じような考え方で、理解しとってよろしいんですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

別に二つのプランがあるわけじゃないです。はい。包含して「新生・かすやプラン」ということです。これマスタープラン、総合計画もありますが、あと、都市計画マスタープランもあります。様々なプランが、町にあるんですね。それを総称することによって、全体の大きなうねりを生じさせるのが「新生・かすやプラン」というふうに御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今、第6次総合計画の策定作業が進んでますけども、いろんな統計とか人口推計とか見ますと、やはり、今の状況じゃ、2025年の国勢調査はちょっと5万人超さないんじゃないかということで、2030年を目指した形での考え方で進んであると思いますけど。私ちょっと心配したのが、逆に国勢調査のほうは、別に住民基本台帳に載ってない人もいらっしゃいますよね。特に西部の柚須とか、福岡市に近い方は半分福岡市民というような形で、住民登録されてない方、そういう方も、もし国勢調査で住んでであると分かれば、人口でカウントされますんで、ひょっとしたら上ぶれるんじゃないかという期待感があるんですけど、そうなれば、もしそういう5万人を超すようになったって、そういう仮定の問題は、この前石破首相がトランプさんと、会談のところで、仮定の問題については答弁しないというのが、ルールだっという言い方してあるんで、仮定の問題を聞いても、それについては答弁できないと思いますけども、私も気持ち的には、そういうふうにやっぱり住民登録してない方も結構おられるんじゃないかと思って、そういうことで、国勢調査で若干上ぶれることを期待しているところでございます。これはちょっと余談でございすけども。

次に、令和7年度予算編成方針が昨年11月中旬に示されました。この中の基本的な考え方として、1番目が、第5次総合計画の着実な推進。2番目が、持続可能な財政基盤の確立。3番目が、先ほどの「新生・かすやプラン」の実行とあります。また、重点施策として、多くの事業が挙げられておりましたけども、これらの事業は全て予算化できたのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

予算編成方針で重点施策として掲げた事業につきましては、費用負担が発生しないもの、要は、予算計上が必要ないものを除きまして、全て予算化のほうはできております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そしたら、重点施策にあった仲原幼稚園の小規模保育園化改修工事とか、公共施設への電気自動車充電設備の設置について、これについても予算化されてるのか、ちょっとお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

仲原幼稚園の小規模保育園化改修工事の着手につきましては、委員会のほうで説明があるとは思いますが、予算化のほうはさせてもらっております。シェアサイクルでしたか？すみません。公共施設への電気自動車充電設備設置ですか、こちらのほうは、予算化が必要ないものということになっておりますので、町が直接するものではございませんので、予算化が必要ないものということになっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そしたら、公共施設等への電気自動車充電設備については、これは事業者が行うから、町の予算措置が必要ないということで、この予算に上がってないということですね。はい、分かりました。

次に町長公約の「住みやすいまちづくり」に関する事業についてお尋ねいたします。まず、「将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築を進めます」とありますが、その手法、スケジュールとか、具体的なイメージをどのように考えておられるのか、町長の考えをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

持続可能な公共交通体系の構築についてですが、粕屋町地域モビリティ検討調査から、粕屋町の地域公共交通をどうしたらよいか、ふれあいバスの課題を整理して、ふれあいバスの拡充やコミュニティバス、AIオンデマンドバスも含めた比較検討を行ったところ、粕屋町の地域交通の課題解決には、AIオンデマンドバスが最適であるということを、昨年9月の総務建設常任委員会にて報告をさせていただきました。AIオンデマンドバスは、一般旅客自動車運送事業に該当するので、運輸局の運行許可が必要になります。また、運行許可の前に、交通事業関係者を交えた地域公共交通会議や運賃を決める運賃会議を開くことになります。そして、車両は新たに購入をして、バスの運行は事業者へ委託することを考えております。今年の秋頃の実証運行を予定しております。また、西鉄バスとJR九州を含めまして、公共交通の乗り継ぎ利便性向上や、西鉄バス停やJR駅の発展的活用に向けた検討などについて、持続的な公共交通体系の構築に関する協定を結びました。AIオンデマンドバスのバス停については、ふれあいバスのバス停を活用し、それ以外の地域については、公共施設や利便施設、乗り継ぎ利便向上のため、JR駅や西鉄バス停付近を予定しております。イオンモールにつきましては、ふれあいバスのシャトル便、バス停を活用することで、町内バス停から乗換えなしで行くことができるようになり、さらに、西鉄バスとの結節強化が見込まれております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に聞こうと思った、イオンモールまで一緒に答弁していただいたんですね。はい。先日、2月ですか、先月、JR、西鉄と4者で協定を結ばれましたんで、この辺の公共交通体系が、やっぱそこら辺がなかなかJRとか西鉄とか連携がいろいろ難しいところがあったんですけど、やっぱそこら辺のバス停なり駅を、いかにしてうまく結ぶかということで、これもまた、AIオンデマンドバスの関係の業者も一応入っての連携って聞いてます。

そして、イオンモールも都市計画マスタープランの中で、さっきおっしゃったように、公共交通の結節点ということであるんで、なんか特に別にイオンモールも入ってもらって協議するとかそういうあれはないんでしょう？それとも、そういう協議会なりで、いろいろする場合に、イオンモールのほうも参画してから、いろいろイオンモールのほうにも施設整備とか何かするとかそういう考え方はないんですかね。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

先ほどお答えしましたが、AIオンデマンドバス、バス停を今ふれあいバスのバス停がございますが、そこを利用して今度する利用計画をしておるんですが、そういった変更に伴いまして、イオンモールと協議しまして今まで以上に使いやすいようにっていうことの話はする予定にしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それじゃあ次に、九大農場跡地について、「まちづくりの方針の具体化を図る」、また、「原町及び長者原駅周辺の将来ビジョンを確立し、利便性向上とにぎわい創出を目指す基本構想策定に着手する」とありますけども、これについても、どのような手法、スケジュールで進められるのか、まず、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

最初に、九州大学農場のことなんですが、九州大学農場跡地のまちづくりの方針の具体化ですが、昨年11月の総務建設常任委員会にて報告をさせていただきました。九州大学農場跡地のまちづくりの取組としては、都市計画マスタープランに公共公益施設、商業、業務、住宅などが複合した新しい市街地と雇用の場の創出と、阿恵官衙遺跡をいかした遺跡公園の整備を重点として定めております。その内容を具体化し、農場跡地を購入した後に、まちづくり事業の方針にしたいと考えております。

次に、原町駅、長者原の件なんですが、原町駅及び長者原駅の利便性向上とにぎわい創出を目指す基本構想なんですが、原町駅及び長者原駅周辺は都市計画マスタープランでは、粕屋町の中心拠点として位置づけをしております。交通結節点として、駅の機能を充実させて、通過点だけでないにぎわいが創出できる所とし、原町駅及び長者原駅周辺の活性化につなげていく基本構想を考えていきます。また、地域の方と連携して、JR駅を中心としたにぎわいづくりをテーマとしたまちづくり活動団体を募集する予定にしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それではまず、九大の農場について、まちづくり方針の具体化を図るってしてま
すけども、これはもう、例えば、コンサルと町のほうでそこら辺をされるというの
か、それとも、そういう何か地元を入れたそういう協議会みたいな形で、そういう
ことで、具体的なプランを作るというのか。また、駅周辺の将来ビジョン基本構
想、これも、コンサルか何かに委託してから作るんですか。それと、どういうスケ
ジュールっていうか、何年ぐらいかけて、そういう基本構想策定をするのか、そこ
ら辺もう少し、スケジュール的なものが分かればちょっと教えてください。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

最初に、九大農場跡地のほうの説明をいたします。

まず、基本的にコンサルタントのほうに委託をして、基本的な内容を作ること
になります。その後、内容ができたところで総務建設委員とかの方を通じて、議員さ
んのほうには御報告しようと思っております。

次に、原町・長者原駅周辺の件なんですけど、こちらのほうにつきましても、基本
的にはコンサルの方に入っていていただいて、計画を作ることになりますけど、こちらの
ほうは、かなり長期に及ぶ計画になりますので、そういったところで考えておりま
す。それで、地域の方ともそういったところを詰めたいと思っておりますので、先ほ
ど言いましたが、粕屋町でまちを中心としたにぎわいづくりをテーマにしたって
いうことで、まちづくり活動団体を今度募集していることにしております。そう
いった団体を通じて、こういった所にしていこうかという基本的な考えを決めてい
こうかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

結論としては、両方共コンサルを使った検討を行うということで、九大農場も、
ずっと前ですか、事業化の可能性について、昭和というところでしたか、コンサル使
ってしてはみたけども、余り何か成果が出てないようなふうに受け止めております
けども、やっぱり、コンサル任せじゃないと思いますけども、やっぱりもう少し町
の実情を踏まえて、そしてまた町民の方の意見も踏まえた形、やっぱり町民が、特
に九大農場のとも皆さん方、地域の人は非常に期待してあるんですよね。だから
やっぱり、そういう周辺の方の気持ちを盛り込んだプランができることを期待して
おりますし、原町・長者原駅周辺のほうも、なかなか難しいところはあると思うん
ですよ、ハードルの。まあいろいろな規制を緩和するとかそこら辺もあります

し、高島市長やないけど、規制を緩和することによって、民間の資金を導入してから民間にやってもらおうとか。そういう手法は当然必要になってきますと思うけど。だから、原町、長者原だけでいいかなという、心配なのは柚須駅のほうも非常に厳しい状況にありますよね。だから柚須駅も含めて、乗降客が多いし、やっぱり周辺にそういう空地とか無い所を、何とか駅に皆さんが利用しやすいような形で考えてほしいなというふうに、これは要望しておきます。

それでは、次の質問に参ります。次に、総合計画策定に伴う調査の結果とそれに対する対応についての質問です。総合計画の策定に向けて、町では将来人口予測とか、他市町との比較など、基礎的なデータについての調査が、昨年10月に調査結果の報告がありました。以前、人口について、私も町長に聞き、ちょうどコロナの頃だったから、コロナが終われば、外国人が戻ってきたらもっと増えますというようなこともありましたし、社会減があったときに、総合窓口課長のほうに、その転出の理由を聞いたかと言ったら、ほとんどが転勤でしたということでしたけども。私はある研修会で、RESASの活用などによる政策立案をするための研修会等に議員の有志と参加しまして、そこら辺で見ましたところ、やっぱりこうすごいですね。社会減について、2023年から何か潮目が変わったみたいですね、何か。社会減が極端になってますし、それを地域別に見ますと、ずっと周辺の須恵町とか近辺に、それも0歳から14歳児のほう結構多いんで、多分、子育て世帯のほうが、粕屋町は土地が高くなったから、住宅を、戸建てを建てるために、須恵町とか近隣町のほうに転出されてるんじゃないかというふうに思ってます。その中で私は、持続可能な財政基盤の確立という町の大きな命題がありますけども、それでちょっと不安を感じた3点についてお尋ねいたします。

まず第1点は、小中学校の児童生徒数と学校数に関する調査結果であります。調査結果では、粕屋町における小学校数当たりの児童数は、816人であり、近隣町や人口規模が同程度のベンチマーク都市の中でも、最も多い。児童数に対して小学校数が少ないことが推察される。次に中学校ですけど、粕屋町における中学校数当たりの生徒数は、825人であり、ベンチマーク都市の中で最も多い。生徒数に対して、中学校数が少ないと考えられるとの方向で報告がありました。

そこで質問ですけども、町においては現在、当然5年先10年先の児童生徒数をどのように見込んでおられるのか。粕屋町は、町内5か所の開発計画とか、九大農場の開発もありますし、また一方では、先ほど申しました0歳から14歳の転出というのも増加してます。こういう中で、それぞれ小学校・中学校の児童生徒数について、5年先なり、小学校は、10年先は難しいと思いますけども、やはり中学校10年先の児童生徒数をどのように見込んでおられるか、それについてお尋ねいたしま

す。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、児童生徒数の将来見込みでございますけれども、現在の住民基本台帳によります0から6歳の子どもの数、それから、現状の小学校の児童数のほうから、今後、小学校中学校に入学進学をしていく子どもたちの数を推測いたしますと、年により増減はございますけれども、あと数年は横ばい、それからその後は減少に移っていくというふうに考えておるところでございます。一方で、児童生徒数の推移とは別に、特別支援学級数、こちらが近年ずっと増加傾向にございます。

以上のような傾向を踏まえますと、大がかりな増築と、これまで数年ちょっと増築を重ねてまいりましたけれども、今後は、増築等を行わず、既存の教室の改装、普通教室を小さい二つの教室に分けるとか、そういったような対応をしていくことが、現実的に妥当な対策であるかなというふうに考えておるところでございます。もちろん、大規模な宅地開発などがありましたら、当然今申しました前提が変わってまいりますので、その辺りについては、都市計画関係の部局と連携をして情報を把握しながら、今後の対応に反映をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

しばらくは横ばいで、その後減少ということで、私が心配しましたこれ以上の増築っていうのは、今のところ予定していないということで、特別支援学級の増加に伴う改装がということで、そういうことで、財政負担の面ではちょっと私も聞いてほっとはしてますけれども。ただ今後、開発によってどれだけ、開発も地域によってから、仲原とか中央とか西小のところは、結構児童数が結構多いんで、そういう所に大型の開発で家が増えれば、また学校が厳しくなってくると思いますけれども。今のところそういうことで、横ばい後、減少ということで理解していいですね。

そしたら次に、社会体育施設数のほうですけども、社会体育施設数を人口当たりで見ると、ベンチマーク都市の中では比較的少ないほうである。粕屋町における社会体育施設の整備については、検討の余地があると考えたとの調査報告です。

そこで、私は、粕屋町は近隣町やベンチマーク都市と比べてから、本当に社会体育施設が少ないと思われてるのか。また、社会体育の施設の整備となれば、多額の

予算が必要になります。もし、社会体育施設が少ないと考えておられるのであれば、近隣の町と連携し、社会体育施設の共同利用を行うなどの対応策を講じる必要があるのではないかと考えますけども、町の考え方をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

基礎調査結果にあります社会教育施設数は、文部科学省の社会教育調査を基に記載されております。この調査の範囲といたしましては、町の施設では、粕屋町総合体育館（かすやドーム）、駕与丁公園グラウンド、中央スポーツ公園が対象ですが、そのほかに、一般の利用に供する目的で民間が設置したゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブなども対象となっており、調査時点で回答がない事業所は記載されないため、施設数の実態を必ずしも正確には反映していない可能性があります。

仮に施設の数では少なかったといたしましても、当町のかすやドームは、バレーボールコート3面を有する大きな施設でございますし、プールも近隣町には無く、いずれも、他の市町からも利用される方が多い誇れる施設でございます。

なお、社会体育施設の共同利用につきましては、福岡都市圏では、住民のスポーツ活動の場を拡大し、生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的といたしまして、平成17年4月より、スポーツ施設の広域利用を開始しております。このことから、福岡都市圏17市町にお住まいの方なら、福岡都市圏内の140の施設を共同利用することができるものでございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

分かりました。ちょっと調査の方法にも問題があると思いますけれども。そういうことで、私も本当に粕屋町少ないのかなという疑問がありましたけれども、そういう社会体育施設の共同利用も平成17年度から福岡都市圏のほうで利用されてるということですから、そういう町のほうで社会体育施設を今後整備するという必要はないんじゃないかということで、これも安心いたしました。

次に、粕屋町の65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合、これが16.4%。これは、古賀市や宗像市、福津市などを大きく上回っている。また、粕屋町の65歳以上人口10万人当たりの介護費用は、約260億円であり、福岡市、春日市に次いで3番目に高い。粕屋町と古賀市では約40億円の差があり、粕屋町の介護費

用の負担は、比較的高いと考えるとの調査報告です。

粕屋町の65歳以上は、これは令和2年（2020年）を見ますと、約8,500人ですが、これが、令和27年（2045年）には、1万3,000人を超えるということが推計されています。全体人口の4分の1になることが見込まれております。

そこで、こういう指摘を受けましてから、粕屋町単独の介護保険では、その介護費用の負担が、財政的に大きな負担になるんじゃないかということで心配です。そこで、要支援・要介護認定者数の割合が高いこと、介護費用が高いことについて、その要因をどのように分析されているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

介護認定者数の割合につきましては、総合計画の基礎調査結果において、粕屋町のデータと比較対象のため設定したベンチマーク都市、これは、糟屋地域が、7市町。あと、福岡都市圏が、8市。それと、同規模の町が、1町。それと福岡市の計17市町であります。その中で、議員が言われますとおり古賀市や宗像市、福津市に比べると、大きく上回っているとされていますが、この3市は県内でも認定率が低い保険者でございます。

介護福祉課では、都道府県、市町村における介護保険事業計画等の策定実行を総合的に支援する国のシステムであります「見える化システム」、これを活用いたしまして、常に全国や県の情報と比較しながら、事業にいかしておるところでございます。令和6年10月末における「見える化システム」の粕屋町の認定率は、県内28保険者中、高いほうから20番目となっており、全国でも1,573保険者中、1,158番目と、介護認定の割合が特別高い状況とは考えておりません。

また、同システムによる介護費用額につきましては、令和6年8月末現在でございますが、県内28保険者中、高いほうから17番目となっており、若干介護保険費用が高い結果となっております。この要因につきましては、要介護認定をお持ちの方の要介護度の分布において、重度者、要介護3から5でございますけれども、この割合が他の市町と比べて高いというのも、要因の一つではないかというふうに考えております。

今後の対応につきましては、介護予防や高齢者の日常生活を支援するという視点から、ゆうゆうサロンやサポーター育成、介護予防教室などによって、高齢者の皆さんが生き生きと生活できる仕組みを深化させていけるよう、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。また、一方では介護認定や介護給付の、より一層の適正化を図っていくとともに、介護給付費の適正化事業のケアプラン点検において

も自立支援、重度化防止に向けた観点から助言を行い、ケアプランの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

はい、ありがとうございます。これもちよつと調査の取り方等もあってから、確かに今後、やっぱりこう、また、ちょうど私は75歳になりまして、後期高齢者になりまして、団塊の世代が全て、後期高齢者になってます。だから、これから先は、健康寿命を伸ばすことが、この施策が大事だとは自分のことながらも思っております。それで町のほうでは、今後そういう介護予防、健康寿命を伸ばすための施策、これの充実についてどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

健康寿命を伸ばすというところでございます。まずやはり、健康づくり課、また今、後期高齢者のほうと、あと介護福祉課のほうと3課で、共同でやっております高齢者の一体化事業というのがございます。こちらのほうでも様々な取組をしておりますので、そういうところを活用しながら、また先ほど申しましたゆうゆうサロンとか、あと、サポーター育成とかそういうところを充実させてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでは、私の心配が、き憂だったことが分かりまして、今後、持続可能な財政基盤の確立が図られますことを望みまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時10分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

14番、山脇秀隆でございます。

令和7年度施政方針について質問いたします。

先ほど、案浦議員がこの施政方針について質問しました。施政方針を読んでいくと、同じような疑問というか、質問したいなっていう項目が出てくるので、同じような質問になるかと思えますけども、詳しくまた別の視点で答弁していただけたらというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度施政方針において、まず、町長は所信表明の一端として、経済基盤の強化と行政サービスの拡充を挙げられ、新しい考えに基づく地域の特性や資源をいかした利益を生み出し、町民に還元する仕組みづくりを構築するとして、「新生・かすやプラン」を展開するとしています。先ほど答弁の中で、この「新生・かすやプラン」について、全体のプラン、総合計画であるとか都市マスであるとか、そういう総合的にこれを推進するものだというふうなちょっとお答えもあったかと思えますので、この「新生・かすやプラン」はどのような計画なのか、真新しい言葉なので、詳細について説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどの案浦議員のお答えと若干かぶることもありますが、別の言い方でお答えしたいと思います。

私はよく、この町に住まれる方にウェルビーイングな暮らしをお届けしたいということを、ここ数年お伝えしています。正にそれが目的なんですね、全体的な目的。今粕屋町には、九大農場跡地の活用を始めとして、数箇所の開発計画が持ち上がっております。どれも民間がもちろん主導してありますが、粕屋町についても、町からも技術支援という形で様々な支援を行い、一緒に開発を成功させようということで計画をしているところでございます。

正に、そういった開発を契機に、人口そしてまた企業など、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むことによりまして、地域経済を活性させ、税収などの生まれる利益を、福祉や教育、インフラ整備。先ほど言いましたけれども、ウェルビーイングなまちにするための、そういった町民の皆さまの生活の質の向上、そして住民サービスの充実などに還元する。こういったことを循環させる仕組み、これを「新生・かすやプラン」と名付けをさせていただきました。これは、単年度の取組では

もう、絶対に成功しないと言いましょか、成就できないものでございます。複数年度をかけて、こういった本当好循環を生みたいということでございます。そのためにも、7年度の年度当初に、受皿となるような仕組み、となるような機構改革、そしてまた積極的に打ち出ていけるような、粕屋町側の行政の機構の組み直しも考えていることでございます。こういった様々な取組を、「新生・かすやプラン」というふうに、あえて言語化を行って、粕屋町の更なる発展につなげていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

当然、機構改革も施政方針の中にはうたわれてますけれども、この辺のコントロールする立場っていうふうな感じにちょっとなるのかなと今お話聞いてたんですけど。これを、全体を監視していくっていうか、そういったものに「新生・かすやプラン」というのはそういうふうに感じ取ったんですけど。この機構改革において、この「新生・かすやプラン」を推進していくようなそうした部署というか、そういうのはどこが掌握していくようになるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

「新生・かすやプラン」担当というのはございません。ただ、やはり総合計画、これはもう町の最上位計画ですので、そういったところを中心に、それぞれのこれが有機的に作用しているか、あるいはリンクされてるかどうかのチェックはさせていただいております。最終的に、そういったことを本当に効率的に回ってるかっていうのは、私を含め副町長等、トップとなるべき立場の人間が最終的にチェックするつもりでございます。また、指導もしていくつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、町長は、人口戦略会議の分析結果において、粕屋町は将来的にも安定した人口構造が見込まれることから、「自立持続可能性が高い自治体」として分類されたことは、継続的な発展を遂げていることの証であるとしております。人口動態における粕屋町の幸福度調査においても、客観的指標は、大方平均的な偏差値の円を描き、主観的指標は、客観指標を囲うように上回っていて、二重丸的グラフ図

を表しております。粕屋町が住みよい、暮らしやすいまちであることが確認できます。今の段階でも、選ばれた町だというふうに言えます。令和7年度は、第5次総合計画の最終年度であり、今後10年間の粕屋町の方角性を示す最上位の計画を進めるための「新生・かすやプラン」というふうに言われておりました。これは、第6次総合計画の出発点として礎になっていくというふうに感じております。

しかし、町長も指摘しているように、少子高齢化の波は、粕屋町も例外ではないようであります。粕屋町における2040年の高齢者人口の伸びが、平均な自治体と比べて急激に増加していることが認められております。先ほども、介護支援、高齢者の件につきまして、先ほど案浦議員のほうからもありました。15年後、20年後の粕屋町が、高齢者にとってウェルビーイングな町なのかちょっと不安になってきます。何らかの手立てを今からでも講じる必要があります。「新生・かすやプラン」では、これをどのように見ているのか、計画しているのかを聞きたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

高齢者にとってと言いましようか、必ず日本全体がもう高齢社会に進んでまいります。例外なく大都市も小都市も進んでまいります。そういった中であって、高齢者が生き生きと暮らせる。これは正に健康的な人生の歩み方をするのが、最大の人生の喜びではなかろうかと思ひます。健康であれば、様々なことにチャレンジし、様々な趣味、そしてまた社会的な貢献もできるという人生の達成感、これを享受できるということになろうかと思ひます。そういったことで、健康づくりを中心とした、そしてまた介護の担当とも連携し合いながら、そういった社会を構築したいなと思ひております。今、正にその辺の下ごしらえ作りをやっている最中でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

下ごしらえっていうふうな言い方して、施策として具体的にどういった手を打っていくかっていうのが、これからは大事だろうというふうに思ひてます。

ちょうど選挙活動で、いろんな方にお会いしてお話を聞いていく中で、高齢者の方っていうんですかね。年金生活者の暮らしぶりは、ほかに収入が無く、今日の物価高騰のあおりで非常に厳しいものになってますと。低所得者には3万円の給付が実施されますが、恒久的な施策ではなく、一時しのぎでしかありません。高齢者が元気で働ける社会を創出すること。今、町長が述べられました。以前に……。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

ちょっとほかの方もそうですけども、選挙活動ではなくて、後援会活動。

ちょっと訂正して……。その件でわざわざして。

◎14番（山脇秀隆君）

すみません。ありがとうございます。それでわざわざしてたんですね。後援会活動ですね、すみません。まだ告示あってません。言い間違えました、訂正させていただきますと思います。ありがとうございます。

以前に、高齢者のハローワーク的な事業を提案しましたが、福岡市の事業があるとのことで積極的ではありませんでした。商工会と行政が連携して、元気高齢者に働く場をつなげることができるようにする時期に来ているんだというふうに感じています。やっぱり、福岡市にあるからとか、ほかの利用、県にあるからとかいう話ではなくて、やっぱり身近な所で高齢者の方は働きたい。高齢者の方に聞くと、今働いてるところを辞められないって言うんですね。辞めてしまうと、もう次の働き場所が無いというような状況なので、そう思ってる元気高齢者の方がたくさんいるんじゃないかと。だから、やはり商工会と連携して、地域の事業者と連携をして、要するに高齢者と行政がそこをつないであげるというシステムを作っていくっていうことが、大事だというふうに思ってます。

今回、町長は「新生・かすやプラン」で仕組みづくりっていうのを訴えてますよね。これから仕組みをどんどん作って、利益を上げて、それを町民に反映させていくんだみたいなことを言われているわけですから、やはりこういった将来、怖いんですよ、本当に。人口動態見てもらったら分かるんですけど、先ほども言いました、2015年からいきなり右肩上がりです。普通の自治体では、人口とともにゆっくりならだらかに落ちていくんですよ、高齢者も。

ところが、うちの町だけ人口も減っていくんですけども、高齢者は右肩上がりです。突出してるんですよ。これほかの自治体で見られないです。だからもう、危機感をここに持っていただいて、高齢者に対する何らかの取組。ただ、ゆうゆうサロンであるとか、健康寿命を延ばすとか、目的もあると思いますけども。そうではなく、働きたい高齢者のためにもやっぱり手を打っていただきたい。元気高齢者のためにも手を打っていただきたい。そういう思いであります。この件につきまして、町長の見解を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も共感します、それは。以前、山脇議員がおっしゃった、今、シルバー人材センターはあるけども、働けるその分野ではないということで、正にハローワーク辺りとの連携を取りながら、働きたいんじゃなくて、働ける。そういった高齢者の行き場所を探してくれと。これについては、今検討してる段階なんですけど、セクションとしてはあります。私の構想の中にあります。そういったことは、展開をしてみたいと思います。

ただ、何でしょうか、働きたいけども働けない方の、そういった行き場所というのも、先ほど申し上げましたように、自分の健康、あと、残りの人生を本当にゆっくり楽しく過ごせるような、そういった施策も大事かなと。正に2本の路線で働ける方、また、ゆっくりされたい方。そういった高齢者対策を今後打ってみたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、予算編成につきまして聞きます。歳入不足の一因として、ふるさとづくり寄附金の減少を挙げております。昨年の国の方針変更によって、令和6年度のふるさとづくり寄附金が大きく減少しました。その詳細につきまして聞きます。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

ふるさとづくり寄附金事業を所管しております協働のまちづくり課から答弁を行います。令和6年度のふるさとづくり寄附金は、前年度比3億7,000万円減の7億5,000万円を見込んでおります。減少の主な要因としましては、令和5年度ふるさとづくり寄附金額の8割を占める返礼品提供事業者が、昨年の6月に別の自治体で新工場の操業を開始したため、粕屋町内にあります工場が減産体制となり、返礼品の提供数が減少したことによるものです。令和6年度は、町が主催するイベント以外でも、ふるさとづくり寄附金返礼品のPR等を積極的に行ってまいりましたが、この主力返礼品の減少分を補填するまでには至りませんでした。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

厳しい要因があったということで、今回の予算編成にも影響しているというふう

な感じですが、いずれにしても、対処していかなければいけない部分だというふうに思っておりますし、この納税額を増やす手立てっていうのは、新たに何か考えることはありますか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働まちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

今後も引き続き、新たな返礼品提供事業者を発掘するとともに、既存の返礼品提供事業者にも、新しい品目を提供できないかというような提案を行っていきたいと思います。また、広告の掲載など、積極的なPR活動を行ってまいりたいというふうに考えております。あわせて、長期にわたる取組とはなりますが、企業誘致の部署もごございますので、その部署と緊密な連携を行いまして、返礼品を提供できるような企業が誘致できないか、そういうことを働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今お話を聞いてると、どうも、よその力っていうか、それを借りてるようなイメージがあります。やはり、知恵を使って、職員が、できたら知恵を使って、地元になにかあるかっていうのをやっぱり考えていけば、おのずと何か答え出てくるような気がするんですね。どうしても、大手とか今までの企業の流れでやってるとかですね。町のブランド力っていうのは、人だというふうに考えてます。

ふるさと納税の返礼品として考えられるものということで、施政方針の中にもパンマルシェを開くというふうなことがございましたね。これは全国のパン屋さんを集めてというよりも、地域のパン屋さんを集めて開きますっていうお話だろうと思います。うちの町に、これ宣伝なるといけないと思うんですけど、名前言っちゃっていいんですかね。「1954」というパン屋さんありますよね。パンをふるさと納税で、ふるさと返礼品で出してることもあるんですね。こういう所と連携してやっていくっていう手もあると思うんですね。

あと、ブロッコリーは何回も言ってます。やっぱブロッコリーが特産品として、粕屋町のブロッコリー、ブランド化として、そして他の指定野菜なり特定野菜を含めて返礼品とするっていうやり方もあると思うんですよ。

それとあと、長者原には「長者原饅頭」って有名な饅頭屋さんあるんですよ。知ってます？酒粕饅頭は、これ午前中に売り切れるんですよ。酒粕饅頭、町長食べた

ことございますか。結構人気なんですね。だから、生ものだから返礼品ならないだろうと思うかもしれないけれども、真空パックとかそういうアイデアで、返礼品にもなりうるんですよ。ブランド化できるんですね。

だから、こういったものをしっかり頭を使いながら考えれば、たくさんアイデアが出てくると思います。町長は、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込み、利益を出す仕組みを構築するとしてます。ふるさと納税制度もです。これも利益を生み出す仕組みだというふうに考えます。

施政方針では、過去最大の積極的な予算編成として、「新生・かすやプラン」の実行に向けた投資の時期としてます。先ほども、ここ数年はそういった形で仕組みづくりをしていくようなお話でございました。新しい考えに基づく、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むための投資と言われ、その第一歩とした予算編成であるというふうに感じてます。地域の特性を活かしたイノベーションを推進する。いわゆる、これまでにない新しい考えに基づく考え方で推進するとしています。このイノベーション、新しい考え方っていうのは、町長はどういうふうに考えているのか聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正に、そういった好循環についての認識が、なかなか生まれなかったんです、今まで。それぞれの分野で、ブツッと切れたような考え方、それを集約すべき立場は我々だろうと思いますが、そういったことを職員にも一人一人理解してもらおう。正に今、ふるさと納税の件もありましたが、私は朝礼とかでそういったことも常々言ってるんですよ。私が第一の営業部長ということで、自称営業部長ですので、出て行って、様々なふるさと納税の返礼品についての営業もやっております。

ちょっとその中でも、実は先日も、こうしたらいいかですね、こういったポーズの柏を売ってるところもあるんですが、そういった方とも親しくなって、どんどん出してくださいと。売りますよと。町で売ります。そういったことをこの職員一人一人に、徹底してお願いしなくちゃいけない。これ強制するとなると、なかなかハラスメントになりますので、それは粕屋町の一営業マンとして、職員の方々に一品でもいいからそういったことを紹介してくれと。何なら自分で営業してもいいよというようなことも、今後図ってまいります。そういったふるさと納税の担当についても、今回、機構改革の中で、重点的に配置をしていながら、今後の粕屋町の、正に自主財源の確保に努めてまいりたいと思ってます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎ 14 番（山脇秀隆君）

町長の力強い言葉で、やっぱり自分も一人の職員という形でやっていくっていうことだったんで、すごく期待を持って見ていきたいというふうに思います。

次に、運営方針について聞きます。町長の公約に沿って重点施策が述べられました。国の施策に対応した形で、子育てに関わることを重点に助成がなされ、町独自の施策も盛り込まれました。町長が、最重要と考える施策は何なのか。また、理由があれば聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

重要な施策は全てでございます。ただその中で、あえて最も重要なものと言えば、正に子どもたちを含んだ家庭と言いましょうか、が、この粕屋町に来ていただける、これが将来の粕屋町の発展につながっていくものと思います。

先ほど、高齢化が粕屋町については、もう特徴的に進むと言われましたが、子どもが増えれば、それは比率としては少なくなります。やはり、子どもが自然増だけではなくて、やっぱ社会増も施策としては打っていかなくちゃならないということで、その中でも今回、子ども医療費の助成拡大を今回、当初予算でも計上しているところでございます。医療費負担の軽減、これはもう本当に子どもの子育て家庭を支え、子どもの健やかな成長につながる重要な施策であります。こういう施策をはじめ、今後も多様な子育て支援を進め、子育て応援都市「かすや」の実現に向けて、安心して子どもを育てられる環境づくりを推進していきたい。これが最も重要な課題、そしてまた施策だと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎ 14 番（山脇秀隆君）

子育て応援都市「かすや」、子どもも真ん中の施策ということが、最重要施策であるというような答弁でございました。

ウェルビーイングなまちづくりのための運営方針として、ハード面、ソフト面と239事業の施策を打っております。令和7年度は、「新生・かすやプラン」を実行するに当たり、投資的時期に当たるとして、何回も町長のほうから答弁ありました。持続可能な行財政基盤を構築するとしております。町長が言われる「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込み、利益を出すための仕組みっていうのは、どこに、どのように反映しているのか聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

仕組みと言いましょか、全体ですね。様々なプランの中で、プランを住民の皆さんにお示しするっていうのは、今までの行政の考え方では、もう本当に堅苦しいんですよ。それを、例えばイラストとか、ちょっとした漫画的なものでもいいと思います。そういったことで示す。そしてまた、グラフ。棒グラフ、円グラフ、様々なグラフを使いながら、町民の方々に示して、そういったことを広報だけではなくて、ホームページでももちろんしますが、Instagram、あるいはFacebook、そういったSNSを使いながら示していくことにしております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

次に、市制の移行も視野に入れた町の機構改革を令和7年6月に実施し、機動力を高めて、「新生・かすやプラン」を実行していくと結ばれております。先ほど説明がありました「新生・かすやプラン」を広く町民に周知していくことが求められます。案浦議員の答弁の中でも、大きな図を描いて、広報等で町民に示していきたいというふうな、パンフレットを作って示していきたいというふうな答弁でございました。

町長は、積極的に町民参画の機会を設けるとしております。これまで以上の周知の機会をどのように設けるのか、聞きたいと思ってます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今まで当町は、この議会において当初予算のあらましと言いましょか、7年度はこういったことをやるんだというようなことを、議会の前にお示しをしてきました。正に町民の方々は、早く知りたいというようなことがあります。これは今後、議会の皆さんと協議をしながら、やっていきたいんですが、そういった、まだ案ではございますが、7年度はこういったことをやりたいんだと、していくよ。これから先、こういった粕屋町の発展のために「新生・かすやプラン」を含めた様々な施策を展開していくということを議会前にお示しできればと思います。これは今後、議会の方々と協議しながら、早い時点で分かりやすく、そしてまた非常に皆さんが理解できるような形で、お示しをしたいなと思っております。これは今後、議会の皆さんと協議をさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

それでは、先ほど案浦議員のほうからも、人口動態についてのお話がありました。国勢調査の件がございました。本方針では、市制に向けた予算編成であるとうたっておりますが、本年7月の国勢調査では5万人の人口に達するのが難しくなってきました。ある人に言わせれば、次の国政調査時でも5万人に達していないと言われる方もおられます。これまで議会でも幾度となく、市制に向けた取組を訴えてまいりました。既に4年を経ても、人口増加は見込んでいません。このことをどのように町長は考えているのか聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それは、今後の施策としてどう捉えていくのかという意味で理解したいんですが、どうもやはり、戸建ての住宅が町内、大きな箇所も含めて建設はされておりますが、なかなか100%それによって効果が得られてないんです。よくよく調べてみますと、やはり住替えが多いんですね。今までアパート等におられた方々が、そういった子育ての住居に住み替えられると。時期を待って住み替えられるようなことが多ございます。町内移動という、一言で言えばそういうことですが、そういったことだけではなくて、今後、例えば福岡市から住みよい粕屋町に来られる。そういった要因をするためには、環境も大事ですが、やっぱり値段なんですね。もう本当に、先ほど案浦議員もおっしゃいましたが、地価が相当粕屋町は上がってます。これはこれで喜ばしいことなんですが、やはり、自分の持家を持ちたい方は、手頃な値段と言いましょか、手が出るような値段で住むためには、マンション系の要するに立体的な建物のほうがやはり安価でございます。戸建てよりもですね。そういったことを、今開発があるようなデベロッパーあるいは地権者の方々、地元の方々にも、マンション建設をとにかく推進してほしいということを訴えながら、そういった住宅政策も今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

同じような考えで安心いたしました。

もう町長の答弁は、もう頂きませんが、最後に、町長先ほど、いみじくも一職員と同じだっていうふうな言い方をされまして、すごくそこに、自分が最後言おうと

したことがあるのかなと思って。言いたいのは、自動車メーカーのホンダについて、ちょっと言いたいんですけども、自動車メーカーのホンダは、一時期、トヨタの下請になりましたが、本田宗一郎は、自分の夢を叶えるため下請から脱却し、新たなイノベーションを起こし、現在の世界のホンダを築きました。「行動なき理念は無価値である。」これが本田宗一郎のイノベーションでした。ウェルビーイングなまちづくりを「新生・かすやプラン」で自立継続可能な町を目指していく上でも、町長自身の理念を明らかにしていく必要があります。「会社の社員は上も下もない。皆同じ。仕事の役職によって給料が違うだけだ。」これは本田宗一郎の言葉であり、いみじくも町長が感じていることと一緒であります。この理念で、社員と分け隔てなく接し、社員の得意分野を引き出しました。その結果、社員が団結して、現在のホンダを築いてきたのであります。まねしろとは言いませんが、イノベーションとはこういうものだというふうに感じます。町の行財政運営において、新しい考え方で利益を生み、町民に還元していくことが、町長の考えるイノベーションだというふうに私も感じました。町民の皆さまが理解できるよう、広く考え方を周知していくことを訴えて終わりたいと思います。

以上です。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今山脇議員の一般質問が終わりました。

これで午前中の一般質問3名を終わります。

ただ今より休憩いたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午前11時42分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

◎4番（宮崎広子君）

議席番号4番、宮崎広子です。

通告書に従い質問いたします。

今回の私の質問は、子どもたちの安心安全について、学校におけるいじめ問題について質問いたします。

昨年、文部科学省の10月に公表された2023年度の調査では、いじめ認知件数が、

5万620件。重大事態が、387件と、増えていますという報告がありました。都道府県別では、福岡県では認知件数が、1万7,183件。前年度より596件増えているという結果です。福岡県のいじめ認知件数約31.6件、これは1,000人当たり、全国平均は、約62.8件ということです。

いじめは、もう本当に長いこと、学校教育の中では課題で、なかなか減っていきません。現在のこの報告では増えているという状況ですが、分析すれば、教員が積極的に、これはいじめだと認知して報告した結果とも言われています。

そこで、質問します。粕屋町のいじめの実態とその把握方法について問います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、いじめの実態でございますけれども、いじめの認知件数、全国、福岡県とも増加傾向ということで、議員言われたとおりでございます。文部科学省の調査によりますと、令和5年度、全国では過去最多となったということで、報道のほうもあっておるところでございます。粕屋町でも同様の傾向でございますが、これも議員言われましたとおりなんですけれども、文部科学省がいじめの認知に対して、その解消に向けたスタートラインに立っているということで、非常に肯定的に捉えておりますとおり、粕屋町においてもいじめは、いつでも、どこでも、誰にでも、起こり得るということで認識しております。積極的な認知を推奨しておりますので、これも増加をたどってる影響によるものであるというふうに考えておるところでございます。

把握方法といたしましては、各校における日常的な子どもの様子の観察は初めとしまして、被害、児童本人からの訴え、そして見聞きした周りの子どもからの報告、大体月1回必ずアンケートを採っておりますので、そのアンケートによる調査結果、そして保護者からの相談。各校で定期的に教育相談日というのを設けて実施をしております。その中での把握という形でございます。把握した事案につきましては、共有化シートというのを各校で作っております、それに文書化して、記録・報告・早期対応ということで活用しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

積極的認知を学校のほうでも進めておられるということで、よかったなと思ってるんですけれども、これは周りの郡の自治体で、共通認識と言いますか、例えば、

遊ぶふりしてるけどたたかれてるとか、冷やかしたり悪口、嫌なことをされてるとかいう、そういう共通にこれは認知しましょうというのが、申合せのようにあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

周辺の自治体と、何ですか、こういうことを共通認識しましょうねという話は特にしておりませんけども、ただ、いじめの捉え方、定義というのはもうこれ法律で定義をされております。「いじめ防止対策推進法」というもので、児童等に対して、同じ学校に在籍している、関係のあるほかの児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為。その行為に対して、受けた児童のほうに苦痛を感じていれば、全ていじめでありますよということは、もうこれ法律上の定義でございますので、これは当然、どこの自治体も同じ認識をしておるものと思います。

また、いじめであるという判断に当たっては、決して表面的・形式的にならないように、いじめられた児童生徒の立場に立って判断しなければならないというふうに粕屋町では考えておるところでございます。これも、恐らく教員一般、皆さん同じ考えであると思います。一見、喧嘩とかふざけ合いに見えても、隠れた所で必ず被害が生じていないかという心配はしております。考え方、また背景にある事情とかを調べたり、児童生徒の感じる被害性のほうに着目をしまして判断を行うようにしており、少なくとも教育委員会、町内の学校では共通認識をしておりますし、周辺自治体も基本的に同じ認識だろうというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

福岡県ではこのように実態を公開してありますが、粕屋町及び周りの自治体って公開してあるんでしょうか。いじめの認知件数や重大事態に対しての公開。皆さんに分かるよう、分かるようにというか、周知と言いますか、情報公開されていますかっていうこと。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

県のほうに毎月報告するようになってますので、私たちのほうは把握してるんですけど、保護者のほうにそれを公表するということの意義っていうか、価値っていうかな、それはちょっと見受けられません。むしろ、変な誤解を招いたりすること

があると思いますので、今後も無いかと思いますが。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、先に進めます。いじめがあったときの対処や防止についてです。

私、22年前ですか、粕屋町いじめ防止基本方針というものを読んでおります。これに同じような考えの下に、各小中学校がいじめ対策の学校内の方針をきちっと出してあるんですけれども。どのように学校でいじめがあったときに対処するかというその組織とかも書いてあって、いじめ連絡協議会ですか、これは昔からあったなあとと思いながら読んでおりました。この度の質問は、特に、この度変わったスタートラインに立ったということですから、特に具体的にこうしましたと、対処をこうしてます、今大体おっしゃったので、大まかその辺かなとも思いますが、こんなふうに防止しておりますとか、いうところがあったら教えてください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

認知に関しましては、先ほど申し上げたような内容になりますけど、認知した後のお話ですね。認知をした場合には、まず、この被害児童の安全確保というのが、最優先というふうに考えております。認知をしました教職員単独ではなく、学校の管理職、それから養護教諭、担任はもちろんとしまして、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーなどなどなんですけども、チームで対応するということを行っております。教育的な配慮、そして被害者の意向への配慮、こちらもちろん前提としながらですけれども、学校・家庭だけでなく、学校外の関係機関とも情報を共有しまして、児童生徒の心理面や家庭環境など、多方面から問題解決を目指すようにしておるところでございます。

また、認知しました事案が、児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害を生じた疑いがある段階。また、被害児童が長期間の欠席を余儀なくされているという疑いがあるといったこういう段階では、もう重大事案というふうに捉えます。こうなりますと、町長へももちろん報告することが義務付けられておりますし、町立の小中学校や、教育委員会、それから町のほかの課などの関係機関、関係各課、それから心理の専門家、児童相談所、警察署、そういったもので構成をいたします、議員の言われまいたいじめ問題対策連絡協議会、こちらを招集して対応を協議し、またその下に附属機関が設けられるんですけれども、弁護士・医師・心理士・学識経験者等の第三者で構成をします、いじめ問題専門委員会というのを作りまして、事実関

係を明確にするよう調査を行うということになっております。

この調査や対応に当たりましては、必要に応じて警察とか児童相談所、それから医療機関、また法務局、そういった関係機関との連携も行う前提となっております。対応そのものは、児童、また事案によりましてケースバイケースになりますけれども、まず、被害者を守ること、そして再発を防止するためにはどうすればいいかというのを、それぞれの事案に応じて、考えて対応を行うことが必要であるというふうに考えておるところです。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、先に進みます。「粕屋町学校教育・社会教育施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」っていうのがありまして、令和5年に適用と書いてありました。実際、防犯カメラが、目的が違うかなとも思いますが、学校のどのような所に設置してあるか。目的についても教えてください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

学校と社会教育、それぞれ一遍でよろしいですかね。

まず、学校施設のほうからでございますけれども、主に不審者の侵入事案等の防犯目的ということで付けておるものになります。敷地あるいは校舎の出入口付近に設置をしてございます。具体的な設置場所ですとか、録画の保持機関等を付けていることの情報を言いますと、付けてないことの情報も分かりますので、ちょっとセキュリティの観点から、そこら辺の公表は避けたいと思いますが、基本的には議員が言いました要綱のほう、こちらにのっとって運用されておるところでございます。なお、いじめの抑止とか調査に対する利用は想定しておりませんので、飽くまで教室廊下等の校舎内の撮影というのは行っておりません。

次に、社会教育のほうでございますけれども、こちらも要綱に記載されております社会教育施設、総合体育館、生涯学習センター、それからフォーラム、こちらのほうに設置をしておるところでございます。こちらも要綱にのっとって運用しておりますけれども、飽くまで防犯を主目的とこちらもしておりますので、犯罪発生を抑止する効果があるとともに、万一の犯罪発生時には証拠確保という形でも役立てるかというふうに思っております。来館者の方が安心して施設を利用いただけるよう環境整備に資するものとなっていることでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうだろうなと思いながら、防犯カメラが設置されているんだなと思いながら、質問いたしました。

次の質問に進めます。インターネットでのいじめ被害の実態とその対応についてです。学校の小中学生、インターネットっていう、まあタブレットは、そんなことは起こらないように最初から設定してあると思うんですが、スマホっていうのは、個人個人の持ち物なので難しいだろうなと思いますが、どのような対策を立ててあるのか。小学生、中学生またそれぞれ違うと思いますので、もしこの辺、学校でこうしていますよということが分かれば教えてください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、SNS等のインターネット上で行われるいじめにつきましても、把握の仕方につきましては、それ以外の場合と大きく変わりません。被害者等からの相談であったり、アンケートによる把握であったりという形になります。実際に発生している事例も確かに確認をしております。把握した後、対応につきましても、これもまた、ほかのいじめと同様でございますけれども、なかなか事案の把握の難しい部分になってもまいりますし、また、防止という観点では、このいじめというものを把握してるかどうかにかかわらず、インターネットの適正な使用について、児童生徒への指導を行うとともに、保護者のほうにも御家庭で指導していただけるように、情報共有を行っているところでございます。小学校・中学校、議員の言われましたとおり子どもさんの成長度合いによって使い方は変わりますんで、指導の内容につきましては、子どもさんの成長に応じた指導内容で行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

これは、それぞれに対象者を呼んでお話をするという形なのか。学校の授業として、例えば、スマホの操作がこういうことがあって、人権学習的なことを取り組んであるのか。そこら辺いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

今も授業の中でタブレットを使いますので、まず、タブレットの使い方を説明する段階で、その説明は当然なされます。また、人権学習とかの中でも、御家庭とか個人で使うスマホの部分もございますので、そういった中でも触れるという形で、1回だけではなく複数回にわたって、特に問題が把握できれば、子どもさん個々呼んでお話しすることもあるかと思いますが、基本的には、皆さん相手にという形がメインになるかなというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

見えないだけに大変難しいだろうなと思います。高校生のほうですけれども、高校生がネットで、いろんな今スマホのことで問題が事件化していることもあります。ネットでいじめに遭っているというとき、町に相談する、高校生のいじめに関する対応、どこかありますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

高校生の被害について、こども家庭センターではどう対処しているかというところになるんですけれども、高校生の被害ということですが、今のところ、こども家庭センターに対して相談してくるという案件はあっておりません。相談があった場合はどうするかというところにはなるんですけれども、インターネットのいじめというのは、やはり匿名性がものすごく高くて、加害者の特定というのは、かなり難しいものになってます。

まずは、被害者の方、被害生徒の方から相談に、まず傾聴するところから始まりまして、必要に応じて、ここはもう専門機関である警察等の相談窓口を紹介したり、関係機関と調整を行って、心理的な不安とかを除いてもらうような形をとって、支援体制を整えていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

こども家庭センターのインターネットから調べると、どうしても乳幼児関係が多くて、何かそこでもう高校生は違うんだなあって、相談するところじゃないんだなあって思ってしまうような感じを受けたので、そこが相談窓口ですよという案内があったらなって思うんですが、いかがでしょう。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。それで、学校、高校生まで含めたところですが、学校外からの立場での支援ということで、福岡県のほうが設置をしております福岡県いじめレスキューセンターというのが、今現在設置されております。こちら、令和5年度の時から既に活用されておまして、こちらのほうについて、周知のほうを行っていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私もこのいじめレスキューセンターというのがあるんだと調べました。これ、ここに連絡すると、話を聞いていただいて、例えば、ブランコをぶつけられたという子どもの保護者が相談した事案。学校は、そのような事実は確認できなかったとしていたが、センターが調整活動に入ったことで、学校が再度調査し、加害児童が行為を認め謝罪というふうに、外から学校内のトラブルやら、放課後のトラブルやら、そういう相談事を聞いてくれて、それをまた、学校等に返してもらえるというところですけども、これがまだ町としてはいかせてないんですね？

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。まだ周知が進んでないかとは思っております。ただこちらのほうも県のほうではかなり使われているというようなことも把握してますので、こちらについて、積極的に周知を図っていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

よろしくお願いします。

次に、学校外に置かれているという相談ポストについて伺います。ていうのが、先ほどお話ししました「粕屋町いじめ防止基本方針」っていうものの、これの10ページに、学校外に相談ポストが置かれていますと。サンレイクかすや内の相談室があるということで。また、11ページには、町内公共施設内に相談ポストなどの設置と書いてあります。

まず、相談ポストが、これは昔のなので、現在、相談ポストがあって機能してい

るかかどうかというところを伺います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

相談ポストでございますけれども、現状は、小中学校6校全校に置いてございます。運用の詳細は学校で若干違いはございますけれども、校長室ですとか、保健室の前などに設置をされておりまして、少なくとも週に1回程度、学校で決められた担当の教諭等が確認をしておるということでございます。中身が投函をされていた場合には、その内容に応じて適切に対応を行っておるということで報告を受けております。校内の設置と利用でございますので、ちょっと広く町民への周知まで行っておりませんけれども、もちろん、校内では子どもたちに周知をして、実際に投函されてることは少ないかなというように聞いておりますけれども、運用を行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

とても使いにくいかなって感じております。町のほうにあれば、そうですね、学校から出て、やっぱりおうちの方に相談して、どうしようってなったときに、そういう学校じゃない所の相談窓口があれば、そこに困ったことを書いてポストに入ると。そこで町の行政が拾ってくれるっていう形になるので、もっと何か悩み相談が、学校以外でできやすくなるんじゃないかなあって感じてて、ちょっとこれは期待してたんですけど。分かりました。町民にはだから周知しにくいですね、学校関係だけですからね。やっぱりそういういじめは駄目ですよっていうことを、町民の皆さんも理解するというか、当然なんですけど、みんなで子どもを見守るっていうことに関しては、町民みんながそういう目で子どもたちを見て守っていくということが大切なんじゃないかなあと思っております。だからもうちょっと相談ポストの在り方を考えていただきたいと思います。

それで、5番目に行きますが、行政が関わることについて問います。いじめの解決に、積極的に介入している自治体があります。例えば、大阪寝屋川市には監察課っていうのが行政の中であって、毎月1回、いじめを通報するチラシをまいて対応しています。その課が聞き取り対応していく仕組みで、教育的なアプローチと行政アプローチと二つのアプローチをしており、行政に頼むか、学校で解決するのか、二つのコースを選択できるようになってます。例えば、これネットから出せたんですけれども、こういうチラシをまいてあります。これは、これ小学校の低学年用

で、あと高学年用、中学年用ってあるんですけど、「あなたが感じる「いじめ」について、お手紙で教えてください！」と、「もとめます、あなたのゆうき！」っていうふうにあります。小っちゃい子どもでも、例えば隣の子どもにたたかれたとか、嫌なことされたとかそういうあだ名で呼ばれたとか、そういう小っちゃなことでもいいんです、出して。悩んでるので。ここには、名前と学校名とクラスと電話とか面談どれがいいですかとか書き込んだり、それから電話番号等も書くようになってます。そして、いつ・どこで・誰が・誰を・どうしたっていうのを具体的に書くようになっていて、そして、送り先がちゃんともうこんなふうに、子どもが書かなくてもいいように、市役所に行くように、これに挟んで、困り事を挟んでポストに入れば、ちゃんと市役所に届くようになってるんですね。この市役所に監察課というのがるので、そこで受けて、それをどうするかということで行政が出動するという形になっております。

それから、長崎県とかでは、いじめ撲滅週間として、役所の皆さん、これは県から県庁なんですけど、2月に全員がピンクのTシャツやグッズを身に付けて、啓蒙啓発活動を行っているところもあります。何でピンクなのかって言ったら、カナダの学校でピンクのシャツを着て登校した生徒がいじめに遭ったことから、ほかの生徒が抗議するため、みんなピンクを着ようということで、小物を身に付けたりして登校したことから始まったそうです。これに関連するかどうかちょっと分かりませんが、長崎県の取組なんですけど、最初に申し上げた認知の低さ、一番低いのが長崎県でした。やはり、子どもにとって大人が味方してるんだよってということを明らかにすることは、とても大切なことだと思います。粕屋町としても、何かこう手を打ってはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

すみません。町としてのお考え、お尋ねでございますで、私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

いじめにつきましては、議員おっしゃるとおり地域で見守る、子どもを、そういうふうなことが大変大切かなと、そういうような観点も必要かなと思っております。ただ、いじめにつきましては、重大な事案でございます場合には、先ほど答弁いたしましたように、町長へ報告することとされており、町以外の関係機関、専門家が関わるいじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題専門委員会が、調査や対策の検討に携わることとなっております。

さらに、専門委員会の調査結果について、重ねて必要であれば、外部の専門家か

ら成るいじめ防止等調査委員会を設置することとなっております。いじめの防止やいじめ事案の対応につきましては、一個人や一組織が単独で当たるのではなく、プライバシーへの配慮、教育的配慮を行いながら、複数の異なる視線を取り入れることが必要であると考えており、町と教育委員会のしっかりした連携はもちろん、関係各機関との連携の強化も図ってまいりたいと考えております。いじめに関しましては、重大な事案が発生した場合には、町としては、き然とした態度をとって対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。そうですね、町として何か取り組むということをお聞き、防止についてでございますけども、今現在答弁いたしましたように、教育委員会との連携は、しっかり今のところ取れておりまして、教育委員会において防止関係は、取り組んでいただいていると思っております。今のところ、積極的、そう今議員がおっしゃいました、二つの市の事例おっしゃいましたけれども、そういうふうな取組まで、今のところ考えているところではございません。ただ、いじめに対しては先ほど申しましたとおり、き然とした態度で、私ども町としても臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

いじめ問題にかかわらず、学校教育、社会教育の問題につきましても、やはり町長のほうにはその都度報告をしながら、現在こういうふうになってますという、途中経過も報告してるつもりではございます。だから、情報は共有してます。

それとあと、行政がどう関わるかということでしたけど、今大阪の話をされましたかね。実は福岡県も、法務省の範囲になるんですけど、いじめSOSレターというのがございまして、これ各学校にレターを配るんですね。必要な子どもっていうか、書きたい子が自由に書いていいわけですが、書いて、宛名が付いてますので、福岡県の法務局のほうに、そちらのほうにその手紙が行って、電話で回答したらいいですか？それとも、SNSのメールのほう、無料のメールがありますよね、ちょっと名前は言えないんでしょうけど。あれで返したらいいのか？とか、手紙で返したらいいのか？ということも、そこでチェックする欄がありますのでそれで返るんですよ。

それと、その中で少しやりとりがあってます。少し難しいかなとか、少し改善したなっていった段階で学校のほうに連絡が行くとか、意外と私たちは、そういう助けていただいている部分があります。先ほどおっしゃってありました、相談ポスト。

10年前の話で、それちょっと見直しがちょっと遅れとるんですが、今現在はもう電話相談若しくはメール相談又は粕屋町においては直接、町のほうにメールで相談するという、町長への何とかっていうのがありますよね。ああいった所を使っていたりとかいうのがあってますので、僕は間口は広いのかなあという気がします。対応については、やはり学校の教員が関わるというのは基本ですので、そこはやってるかと思いますけど。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

よく分かりましたが、先生たちってすごい忙しいんですよね。それで、分かっていますよね。それで、私が教員の時は、もう授業が勝負だっていつも言われてました。だから、先生たちは、次の日の授業のために一生懸命教材作りしたり、計画したりして進めている。その中に、いじめってあるわけですよね。その子どもたちもどんな顔してるかなあとか、朝の観察しながら、元気に過ごせてるかなあと顔色見ながら、先生は本当にその観察から始まって、授業の中でもどんなふうに参加してるかなあとか見ながら、そこでいろいろ保護者から連絡いただいたりする中で、これは聞いとかないかんよねと思いながら、空いてる時間に子どもと話をしたりするわけですよ。そうするともう放課後って、そのことでいっぱいになるんじゃないかなあと思います。

だから、私としてはっていうか、私の考えは、学校に全部行くのではなくて、できるところは、できれば外のほうで解決したほうがいいのではないかなと。それをお知らせするって言っても教育長までとか、そんなに担任のところまで一つ一つ下ろさなくてもいいような事例があると言いますかね。そこで、外で解決できることなら解決したほうが、先生たちも元気になるのかなと。子どものことを全部いじめから何から抱え込むっていうのは、とても大変かなっていうふうに感じております。

そうですね、町民に周知するっていうことも課題もあると思いますので、そこは是非お願いして、基本計画ですか、総合計画のアンケート、今議会のほうでやっておりますそのアンケートに、中学生が粕屋町にずっと住みたいとは思わないっていう子が、130人ぐらい。そのアンケートの回答であったんですよ。だから、それは私がいじめだとは言いません。もしかしたら、道が暗いとか帰りが怖いとか、いろんな理由があつての130人のアンケートだと思うんですが、やはり町ぐるみで、子どもを見てるよっていう安心感を与えていくっていうことが、これからのまちづくりの長く住んでねって、子どもたちに送るエールじゃないかなあって私は思

います。是非、進めていただきたいなあとと思いながら、今日の一般質問をこれで終わります。

(4番 宮崎広子君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩いたします。

再開を13時45分といたします。

(休憩 午後1時33分)

(再開 午後1時45分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

通告書に従いまして、今から一般質問をいたします。

13番、本田芳枝でございます。

今日は、3問用意しております。オンデマンドバスの導入について、それから放課後児童対策パッケージ事業の導入について、そして最後に、子どもにつながる不登校保護者支援について、この3つを用意いたしました。よろしくお願いいたします。

まず最初は、AIを活用したオンデマンドバスについて質問いたします。昨年11月に発表された令和7年度の予算編成において、重点施策として、AIを活用したオンデマンドバスの導入が挙げられています。昨年9月定例議会で計画の公表がなされているので、それを基に質問いたしますが、今回予算書を発表された中にこれが入っていましたので、そのことも含めて、説明をお願いしたいと思います。それに対していろいろ質問をさせていただきます。

最初に、導入を実施する主な要因はということで、質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

お答えします。アンケート結果を踏まえた粕屋町地域モビリティ検討調査を基に、これからの粕屋町の地域交通として何が最適であるかを、コミュニティバスへの転換、タクシー利用の助成、ふれあいバスの拡充、AIオンデマンドバスの導入の四つの方法で比較検討いたしました。粕屋町の地域交通の課題として、「ふれあいバスの便数が少なく好きな時間に乗れないこと」「乗換えがしにくいこと」「バス

停が近くにないこと」「大型免許の運転手確保が難しいこと」がありますが、AIオンデマンドバスでは、「好きな時間に乗れる」「乗換えが不要であること」「大型車両が入れなかった住宅街へバス停を設置できること」「小型車両であることから、運転手が比較的求人しやすくなること」また、「駅やバス停との結節点を強化することで、町外へ出掛けやすくなること」そして、「鉄道やバスへの乗り継ぎが便利になること」などから、粕屋町の地域公共交通の課題を解決できる方法として、AIオンデマンドバスが最適と考え、導入に向けて現在準備を進めているところです。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

一応今回導入を進めているというお話でございますが、現在、福祉バスを利用して満足しておられる方もあると思います。そうした中で、なぜ今この導入をされるのか。いろいろ課題があったと思います。ただ私、この20年間議員をしてますけど、この福祉バスに関しては、本当にいろんな問題があったのを、運行協議会などを作っていただいて、それはもうこちらからお願いしたんですけど、少しずつ少しずつ改善して、今、シャトルバスも一緒に同時運行されているので、利用者も結構増えているんですね。それにもかかわらず、今これを実行なさるという意味は、今の説明ではちょっともう一步足りないなとは思っているんで、その辺を踏まえた返答、導入の要因をお願いいたします。なぜ、今なのか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日のほかの議員さんの御質問にもお答えしましたが、確かにいろんな問題点を解消しながら、ふれあいバスの充実を図ってまいりました。まずその最たるものが、イオンモール福岡に行くシャトルバス。これは確かに、多分年間では、2万人ぐらいの利用者があろうと思います。しかし、やはり乗り継がなくちゃいけない。福祉センターに来なくちゃいけない、若しくは粕屋町役場の庁舎の前に来なくちゃいけないという問題点。そしてまた、それ以上に大きな問題点が、昨日もお答えしましたが、相互交通ができない。行って戻ってくるのに、また一周しないといけない。そして細部に、狭い道路と言いましょうか、生活道路まで入り込めない大きさのふれあいバスですので、そういった不便性を非常に感じてある方がものすごく多ございます。これ運行協議会の方もそういった発言をしてあります。そういったことを根本的に解決するために、AIオンデマンドバスの状況を調査しながら、こ

のオンデマンドバスの試運転と言いましょうか、に踏み切った訳でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

現時点で満足しながらも、逆方向に進むことができないっていうのは、非常に乗客の皆さんの強い要望があっただろうと思います。それでは大体分かりました。

次に行きます。今まで福祉バスということで、無料だったんですね。ところが、今回昨年9月に発表された計画書によりますと、料金が発生するというような流れになっています。それで実際、まだ説明を受けてないんですね、料金体系とか。そういったものは、議会にもまだ説明受けてない。総務常任委員会では、ひょっとしたら説明をされたかもしれないんですけども、その辺のことで、料金についてお尋ねいたします。それはどういうふうな考えで、どういうふうなことを想定してありますか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

料金についてですが、AIオンデマンドバスは、一般旅客自動車運送事業に該当するので、運輸局の運用許可が今後必要となります。許可申請の前には、交通事業関係者を交えた地域公共交通会議や運賃を決める運賃会議を開くことになります。一般旅客自動車運行事業のAIオンデマンドバスは、タクシー、バス、JRなど他の交通事業者からは競合相手となり、民業を圧迫する恐れがありますので、運賃を決める際には、運賃会議で協議することが必ず必要となってきます。運賃は、その過程の中で定まるということになります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

この計画書には、運賃が掛かるということで、200円程度というふうに書いておられますが、それは、昨年の9月の発表の段階だったと思いますけれども、今は、それはどういうふうになっていますか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

糟屋地区の近隣では、志免町、宇美町が既にAIオンデマンドバスは事業を運行開始しておるんですが、そういった所は、今200円という料金設定になっておりま

す。ですので、そういった所とか福岡県のそういったオンデマンドバス、そういった料金を参考にしながら料金を設定していくかと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、どのくらい経費が掛かるのかということからの設定ではなくて、近隣の自治体、あるいは先行自治体の事例で、200円程度というふうに考えておられますか。そこ確認いたします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

AIオンデマンドバスを運行するには、もちろん事業に予算が必要です。運行する費用とか委託料とかそういったところは必要になってきます。そういったところも考えながら、参考とするのは近隣自治体で、今運営している所も参考にして、それとあと、先ほど言いました運賃会議ですか、そういったところで他の交通事業者の方とも協議をして決めることになります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私は、料金を設定する場合は、経費がどのくらい掛かる。そして、利用者がどのくらい掛かる。利用者から、福祉バスではないので料金を取る。その料金をどのくらいは必要経費の中から、それを引いて、粕屋町としてはこの辺が妥当かなという流れで決められるのではないかと思っていたんですが、今のお話では、糟屋郡内に二つの自治体、AとBとしますと、その二つの自治体の先行事例を考えて、この200円という数字を今挙げられたのかなあというふうに思いましたが、実は、この数字は非常に難しいんじゃないかなと思います。

なぜならば、今までお金要らなかったんですよ。しかも、1週間のうち何回も利用されてる方がいるんですね。だから、片道200円という、示してある、これで考えていいかどうか分からないんですけど、往復は400円です。そうすると、1週間に400円あるいは2回使うと800円、そういう費用になるんですね。それでちゅうちょなさる可能性もあるわけです。だから、この200円という設定はどういうふうに考えたらいいのかなと思っております。

昨年、このふれあいバスの掛かった費用、結局その福祉センター、福祉協議会に委託された金額は、6,300万円と決算資料で見えております。違う違う。ごめんなさ

い。去年の令和5年度の運行管理費が、およそ3,200万円。これに掛かる費用を、新しい昨年9月の計画が6,300万円。そして今回、運行負担金と委託料合わせて、合計8,800万円ぐらい掛かるような予算の提案をしてあるんですね。このうち5分の1が国からの補助が出るということなんですけれども、その辺の流れの中で、今までの経費とそれから計画したときと、今の状況と、少しずつ流れが変わっているんですけれども、それはどういうふうに考えたらいいでしょうか。ある程度お金が掛かってもやるのか。それとも、町が負担して、町民の皆さんに利用していただくのいいのか。その辺の検討はされたのか。今後もされる可能性があるのか。その辺を教えてください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地域公共交通、これは、この地方自治体が、今から先、高齢化社会に進んで、足として利用していただく。これ民間事業者じゃないですね、我々は。ですから、それによって採算性、要するに儲かる、一言で言えば儲かる必要はないんです。そのために、要するに住民サービスの一つとして、これは捉えているわけです。ですから、先ほど言いました算式を言われましたけど、これを引いてこれを引いて残り分を負担してもらう、そういうことじゃないんですよ。やはりそうは言っても受益者負担っていう大きな原則がございますので、ある程度の負担は、利用者をお願いしたいという考え方で出発しております。

これによって、先ほど言いました民間事業者に対する、要するに民業圧迫というのがありますが、それを圧迫しちゃいかんという考え方もあるんですね。もうすごく低廉な安価で提供すると本当に民業を圧迫してしまうということもございます。その辺の間で国の政府機関とも話し合いながら、先ほどの課長が言いました地域公共交通会議辺りでも協議をしながら、その金額を決めていくということでございます。その大きなファクターと言いましょか、それは、やはり近隣の地域公共交通をやってる所の金額が参考になるということを申し上げた訳です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

AIオンデマンドバスの料金はそういう感じですけど、同じようにコミュニティバス、新宮とか春日市は、100円です。やっぱり同じ民業圧迫しちゃいけないとか、いろんな考えで料金を決めて、それをしてあると思うんですけど、100円と。100円と200円の差はもう本当に大きいと思うんですよ。だから、その辺がどうなのか

を検討、今からはっきり決まったわけではないと思うので、実際に運行されるのは11月、10月かな？なので、まだ時間がありますけど、その料金の設定は、ある程度もう考えてというか、してほしい。それは、町がどれだけこのオンデマンドバスに投資するかということに、私は懸かっていると思います。純粹に福祉バスから出発したので、そういう気持ちで利用しようと思われる方にとっては、高い金額です。だけれども、例えば子どもの送り迎えとか、あるいは買物をするとか駅までちょっと乗ると。その利便性を考えたら、そうでもないと思われる方もあると思うんですが、その辺は、今後は是非考慮していただきたいと今思っています。

次に行きます。次は、運行方針についての予約方法が集中する予約方法、あるいは祝祭日運行などへの課題などはどうなっているのか。4番目が、運営において予約数が集中する場合への対応は。この3と4を併せて御答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

まず、3番目からですが、AIオンデマンドバスは、どこのバス停からどこのバス停まで行くか、事前に予約する必要があります。スマートフォンのアプリにて予約ができます。また、電話コールセンターによる予約方法も検討のほうをしております。祝祭日の運行につきましては、ふれあいバスと同じ時間帯で運行する予定にしております。

次に、4番目なのですが、AIオンデマンドバスを先に導入している自治体から、予約が集中する時間帯では、利用者から予約が取りにくいという苦情があるというお話を聞いております。対応としましては、粕屋町と同規模の自治体で運行している車両数よりも車両を増やすことにより、予約しやすい体制を作る予定にしております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今の福祉バスは、日曜日も運行していますよね。ところが、そこは明確になってない。月曜日から土曜まで運行という、何かその辺をちょっと。それとも日曜日無しで、今の福祉バスと同じように、お正月だけ休むという流れなのか、そこをちょっと明確に教えてください。

それからオンデマンドバスは、実は私、この質問するために先進自治体に行ってまいりました。そしたら、AとBはそれぞれ3台プラス1台なのかな。Aがそういう形で進めたので、Bもそれでしょうと思ったら、やっぱり足りなくなったから、

増やす予定ですよというふうにおっしゃったんですね、担当の方が。この計画表を見ると、ワゴン車5台ということなので、そのバスの予約が集中するときにする対応は、かなりこれで緩和できるのかなというふうに思っています。それで運行の日程、それをちょっと確認させてください。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

基本的には、ふれあいバスと同じ時間帯ですので、土日も運行する予定にしております。

あと、年末年始、ふれあいバスも運行、現在しておりませんので、そちらのほうは外す予定にしております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

日曜日の休みのときが、先進自治体ありますね。だからそういう意味では良かったかと、今お話を聞いて思いました。

それで、次に行きます。住民説明会の予定はどういうふうに考えておられますか。全く新しい方式なので、今のふれあいバスを採用される時に、その説明会をされたかどうか20数年も前のことですし、分からないんですけど、その当時は、福祉センターに行きやすいような形でルートを作っておられたってということで、割と福祉センターを利用の方が中心に思っているんですけど。今回は、全町的にされる形なので、やっぱり住民説明会ってのは必要じゃないかなと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

AIオンデマンドバスにつきましては、実証運行から開始をする予定にしておりますが、その前に、広報やホームページにて利用等について周知を行う予定です。また、ふれあいバス利用者の方にも予約方法を知ってもらうために、バス内でのチラシの配布、役場などでの説明会を考えています。また、粕屋町まちづくり出前講座として、行政区のほうにお知らせをして、依頼に応じて説明会を開催する予定としております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

行政からの依頼に応じてということですよ。今説明の中で。依頼がなかったら、説明会はそこでは開かないということになりますか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

基本的な使い方につきましては、広報かすやとかチラシとか、そういったところを見ていただければ分かるようにしておきたいと思います。それ以外で、どうしても改めて説明を聞きたいと言われる御希望があれば、もちろん説明して、そういった所へお知らせしたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

そのことがうちの町の欠点だと、私は思ってます。先ほど、町長が自ら飛び出すと。だから、こういう事業をするんだったら、どこへでも行きますと。予約がなくても行きます。依頼がなくても行くっていう気持ちでやらないと、私は、成功しないというふうに思ってますね。それは、私の考えかもしれないけれども、実際、一応これは電話であったり、アプリ予約をしないといけないってことなんですよ。だから、そのことをいろんな方、特に高齢者がすんなりそのホームページを見て、あるいは広報紙を見て分かるかっていう気持ちは私の中にあります。実際私も年なので。私も最初、税金の申告で、ほら、メールで、LINEで予約するでしょ。できましたって来るまで、すごく不安なんですよ。そういうことを本当に電話だったら、相手が答えてくれるからいいんだけど、とにかく予約をするっていうことは、本当に画期的なことなので、説明に次ぐ説明が要ると思います。

先進自治体に行くと、各町内会、およそ800人以上の方を説明しておられた、実績として。けども、最初の利用率は低いんですよ。それやっぱり金額のこと、それから使い方が分からないこと。あるいは、集中するからもうそこでやめてしまう。いろんなことがあると思うんですね。だから、やっぱり説明会をできるだけしてほしい。しかも、これは業者に頼めば、今私聞いてないんですけど、委託業者があるんですよ、オンデマンドバス。その業者の方が、ある程度、専門的に説明をしてくださるっていうことも考えられるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

先ほどおっしゃったとおり、AIオンデマンドバス事業を委託できる業者さんが決まりましたら、そういったところから説明会のほうに入っていただいて説明をしていただきます。ただやっぱり、回数にもよりますので、その委託の範囲でできる部分もあれば、それ以上は職員だけでやるとか、そういったやり方は出てくるかと思っています。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

この計画書を見ると、LINEを利用できる高齢者の方もたくさんいらっしゃいますね。私は、これは面白いんじゃないかと思うんですよ。一つの機会ですよ。住民の皆さんが、LINEが本当にいいかどうか分からないけれども、そういうことを利用して行政サービスを受ける、一つの大きな、画期的なことになるんじゃないかなと思います。しかも、実際すぐそれで利用できるわけですから、そういったことも含めて、役場の職員と住民の皆さんが、そこでお互いに切磋琢磨する。そういう一つの提供の場になり、それが、いや実は話は飛びますが、総合計画のアンケートを取るときに、役場に対する住民の皆さんの声って、あんまり信頼的ではないんですよ。どちらかと言えば、遠い存在の結果が出ていました。よくいろんな方にお話を聞くと、あまりいい答えがないときはあるので、いや私はそんなことはないと思っているんですけれども。

だから、こういう職員と、あるいは町の方が、一つのことでよく話し切磋琢磨して交流をするっていうことは、非常に町にとっても、それは活気がつくと思うし、町民の皆さんが、どんどんこう、それによって町に、あるいはバスとか公共機関を利用してどんどん外に出られるということは、活性化にもつながると思うんですよ。だから、これはとてもいい機会と思うので、是非、いろんな所で説明会をして、今、スマホ教室がありますよね。だから、それはお見えになった方だけなんですよね。そうじゃなくて、積極的に地域に出掛けていって説明をする。役場の職員が、それが難しいんだったら、業者の方にも、最初から契約の段階で説明会をどれほど、どういう形でやってくださいという形でお願いすれば、安価でできるんじゃないかなと思っていますので。その辺をよろしくお願いします。

その次、免許返納者への対応ということで、今現在、何かを考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

この御質問のほうに書いてあります免許返納者に配布をしておりますICカードをAIオンデマンドバスでも使用できるのでは、ということの御回答でよろしいですか。免許返納者のほうに配布してますICカードは、西鉄グループで運営しているnimocaというICカードになります。AIオンデマンドバスの運賃支払いに、これは使用することができます。そのほかにも、AIオンデマンドバスでは、現金もちろん使えますし、ほかの交通系電子マネー、そういったところも使えまして、QR決済や流通系の電子マネー、クレジットカードなども、幅広い運賃の支払いが可能となっております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

まだ具体的なことがよく分かってないけれども、クレジットカードあるいは現金で支払うことができると。私は、免許返納を本当にどれだけ進めていいか、私も分からない所がありますが、返納したけれども、その後、ICカードをなかなか使うチャンスが無いと。外にそんなに行かないから返納したので、どうするんだこれというふうにおっしゃる町民の方もいらっしゃるの。こういう形で、オンデマンドバスで利用できる。そして、自分の都合に合わせてバスを利用できるというふうになると、返納者も増えるんじゃないかなというふうに期待してますので、よろしくお願いします。

それで、オンデマンドバスの内容については以上でございますが、やっぱり料金設定と、それから住民説明会、これを是非、重点的に。料金の設定も、是非町民の皆さんが納得していただいて、やってみようっていう思われる価格。それは非常に難しいと思いますけれども、ある程度行政が負担しても、それは。私、昔、給食費の無償化っていうことをすごく思った時期があるんですよ。でもその時は、2億円でした、経費が。でも、この間の町長のお答えでは、今3億円掛かると。そんな金額ではないんですよ。何千万か1,000万か2,000万プラスして、その料金を町が投資する。町民の皆さんが活性化できるような形で、このオンデマンドバスを利用してもらうっていう、それが町の活性化につながる。テクテクシティかすやっていう、何かキャッチフレーズがあったと思うんですけど、このオンデマンドバスと歩いて、この町を本当に住みやすいまちにするような、そういう流れを是非作っていただきたいなと思っていますが、どうでしょうか、町長。先ほどの、ほら何とかプラン。ごめんなさい。新しい、ちょっと私も頭こんなんなってるけど、うん、ちょっ

とおっしゃって。それにこれは絶対、関連があると思うんですよ。どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正にそのとおりなんです。住みやすいまち、ウェルビーイングなまちってこと、暮らしやすいまちなんです。本田議員の提案の一つに、地域での説明会。これは、今粕屋町がやってる、その出前講座というのがあるんですが、なかなか地域の方々が、非常に困難性があるとおっしゃるんですね。やっぱり人を集めなきゃいけない。ただ我々が行って、集まってくださいじゃ、全然その集まりがないんですよ。ですから、区長さんをはじめ、それぞれ行政区の自治会役員の方々が御苦勞をされて、人を集めるということがあります。

ただ、確かにAIオンデマンドバスについて、非常に関心が深まるように、そういった周知を、今から1回じゃなくて何回もかけて、これから粕屋町の地域公共交通がこんなに変わりますよと、その説明会をしますということだったら、ある程度御負担は少なくなる、自治会の御負担少なくなるんじゃないかなということも、一つのヒントとして受け止めました。

それについて、職員が、やはり、例えばそこに住んでる職員が積極的に行って、人集めもするし説明にもある程度加わるとか、そういった手法も考えながら対応してまいりたいと思います。料金につきましては、先ほど言いましたように地域公共交通会議、その中で決まりますので、ここではちょっと差し控えますが、そういうことで頑張りたいと思います。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは、次行きます。放課後児童対策パッケージ事業の導入についてということで、昨年来から共働きの学童保育の皆さんに対する行政サービスの一つとして、学童保育のことをいろいろ取り上げていますが、共働き家庭の増加による学童保育対策について問います。

最初に、今現在、2025年1月末時点において、各学童保育所の待機児童数はどういうふうになっているのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

令和7年度の利用申込みにおける、本年1月末現在の状況でございますけれども、大川小学童のほうは、4月から1クラブ運営開始できるという予定になりましたので、全体の定員数が40名増えまして680名と今なっております。この680名に対し、1月末現在、681名お申込みをいただいております、うち3名辞退された方がおりますけれども、609名の方に今利用承認を出しておるという状況です。なので差引き待機総数が69名という形になっております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、待機が、ちょっとすみません、私暗算が余りできないんですけど、69名。ということは、昨年よりも随分減っているということで有り難いことだと思います。昨年聞いた時は、1月末が116名で、5月現在で104名。そして、夏休み前が86名の待機者があったということで、これは大変なことだと思いましたが、1月の時点でその数字であれば、また4月にちょっと動いたりすることもあるので、少し変わるかなあというふうに思っています。やっぱり、世の中の状況とか、あるいは皆さんの努力とか、そういうことになってるのかなあと思いますが、これまた夏休みが、希望者が昨年、待機児童が86名あったんですね。だから、今年もある程度あるかなあと思いましたが、そういうことに対して今年何か考えておられることはありますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

夏休み期間中の期間限定した学童の拡大増設という形につきまして、これ昨年9月の一般質問でもお答えをしておるんですけども、やはり、それ相応の学童保育に対応した環境ですとか設備、これが無いとなかなか実際の運営が難しいということで、そういった施設が必要不可欠なものというふうに感じております。そのニーズに応える施設が無いという今現状におきましては、ちょっと夏休み期間中の拡大というのは現実的には厳しいのかなと。それに代わる対応というものは今のところないという形で考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私、昨年9月に、何とかできないか、ほかの自治体では、実際にそれをやっておられる自治体がありますよというお話をしましたけれども、そこを調べてみます

と、民間事業者なんですね。そこが委託をしているので、民間は、その辺は柔軟に対応できるのかなと。うちの町の場合、例えば教室一つをそれに充てたとして、人件費もひょっとしたら補助金があるかもしれないけど、その運営が単発なので、臨時的だから難しいだろうなと思いました。だから、ちょっとうちの町には、それは、夏休みは必要でしょうけど、難しいのかなというふうに思っています。

その次の3番、民間の新規参入などへの支援はと書いております。私がこれを頭に置いたのは、保育所ですね。私立の保育所あるいは公立でも、夏休みに特定の期間に毎日でもなくてもいいから、そこを卒園した子どもさんを一時的に預かるとか。そして、1、2年生は学童保育に行けますけど、3年生で半数以上の方がこの間、去年は行けなかったんですけど、何人かはそこで、ちょっと行って、小さいお子さんの面倒を見ることも併せて、子どもたちのそういうことが、ふれあいができるような、そういう流れ。それを一つの、民間の導入という形でやってみられたらどうなのかなあっているというふうに思いました。やっぱり、その学童保育とかいうのは、専門的に子どもさんに対応しておられるような福祉法人とか、あるいは資格を持った方たちが対応しないと、やっぱり難しいと思うのでね。一つにはそういう方法、あるいはもっとほかの自治体でいい方法があるのかもしれないんですけど、何かそういうお気持ちはありませんか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まずちょっと前段として、学童保育所というものがどうしてもその性質上、平日の午後、短時間の開所という形になります。また、保護者の状況とか子どもさんたちが、どうしても発達、成長してまいりますんで、年度途中で退所されるということもかなり多いような事業でございます。加えて当町の場合、従前のほかの一般質問でもお答えをしておりますとおり、秋頃までには待機が解消してしまうという事情がありまして、民間でいうならば、毎年秋頃までには今度は利用者が減ってしまって、獲得が難しくなるというような状況でございます。以上なことを考えますと、民間事業所の新規参入自体が、かなり採算面から難しいんじゃないだろうかというふうに感じております。

町内、民間で学童してる所が全くないのかということ言いますと、なくはないんですが、ただ、例えば私立、議員の言われましたように私立の届出の保育園辺りで、自分の所の卒園児あるいは兄弟児とかに限定をしてとかいう形で行ってあるような、非常に限定的なものが多いようになっております。議員の言われるとおり、非常に専門性が高かったり、子どもさん、慣れるというのに時間かかりますので、

夏休みだけじゃちょっと預かってくれっていうことが可能かどうかというのはいかなりなかなか難しいんじゃないだろうかというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

親御さんは、普通の学校に通ってる間の午後の日も、それはある程度心配な方があると思うんですけど、いろんな方お話しすると、夏休み、朝から子ども一人家においてっていうのが、すごく心配のようです。ある程度大きくなればもうそれでいいんですけど、3、4年生はちょっと心配なのかなあと。そういうときに、自分が、夏休み限定で、卒園した保育所が、毎日でなくてもいいけれども、ちょっと受入れてくれるみたいな、そういうことがあればいいのかなあっていうふうに思いましたので、ちょっと提案してみたんですけど、また、何とか民間の方ともお話をさせていただいて、今後の検討課題にしていいただければいいと思います。

私が特に気にしているのは、やっぱり夏休み、それから放課後。子どもたちの居場所があれば、学童保育で、1、2年生は心配かもしれんけど3年生4年生5年生6年生は、ある程度親御さんも安心して仕事に行けると思うんですけど、今の世の中それがとても難しい。そういった中で、町の話で、この間2月、3月号ですか、これは。広報に載っていた6ページ。地域寺子屋教室っていうのは、とてもいいなあと思っているんですよ。

実際この中で、戸原区と、それから柚須区、上大隈区、長戸区、乙仲原西区で開催されているという話ですが、私、戸原区に実際見学に行ったことがございます。そこは1週間に1度、子どもさんが鞆を持ってそこに来て、そこにボランティアの方がいらっしゃる。1時間か1時間半ほど宿題しながら、あるいはお友達としゃべりながら、1週間に1度みたいですけど、それでも随分、子どもさんにとってはいい場所のようで、ほかにもいろんなイベントをしておられて、これはいい流れだなあと思っていたら、この乙仲西でも、こういうことをされている。それから、上大隈とか柚須区は、毎日じゃない。ちょっとそれ、そこは調べていないんですけど、こういうことが地域に広がっていく。そういう流れも、一つは子どもの居場所としていいのではないかなあと思っているので、これは社会教育の分野になるでしょうか。この記事も含めて、課長さんの何か今の思いを何かおっしゃっていただけたら有り難いと思いますがどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

本田議員さん言われるように、寺子屋教室につきましては、今、五つの行政区で開催されています。でも、上大隈、柚須区につきましては不定期な部分ありますが、基本的には月曜日と木曜日にしていただいているということでございます。社会教育といたしましては、分館の説明会の中でこういうふうな寺子屋事業として行っているということで、区長さんのほうにも周知をしておりますので、社会教育課としては、こういうふうなのを周知して少しでも増えていければいいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

子どもさんが自分の家庭、家だけじゃなくて地域に居場所がある。あるいは、行ける場所があるって。それがもう、いつもじゃなくても、ある程度の1週間に1度とか月に2度とか、そういう形であれば、すごく親御さんも違うんで。今なかなか、子ども会活動も本当にいろんなことが重なって、減っているという状況の中で、地域の中で、大人と子どもが一緒になって何かをするっていう、そういうことを行政が後押し、しかも、その子ども会とか組合がとかじゃなくて、そのボランティアの方で運営していく。やれる人がやれる範囲でやるってこの私、見学に行った時もそう聞きましたし、それから、乙仲西の方のお話も聞いた時にそういう話をしておられました。

そういった中で子どもがすくすく育つような状況を、以前、粕屋町は割とこういうことは盛んだったので、結構地域の流れがあって、親子サロンと言ってちっちゃい子どもさんを持っておられる家庭も、公民館で集まりがあったので、すごく喜ばれていましたが、コロナ以降、何か縮小縮小でその辺が難しくなりました。私の住んでる所も、うちが組合長してる時に、もっと子ども会、地域に公民館を開放できないかということで、夏休みの勉強教室をちょっと提案したんですけど、それが今、うておうて塾という形で進んでいます。だから、それは介護福祉課の担当ですけども、そういった流れの中で、少しずつ地域あるいは公民館を活性化させる。その流れにもしていただいたら、子どもの居場所が家だけではなくて、外にもあるし、そこで知り合った親子あるいは近所の方が声を掛けやすい。そういう状況になると思うので、今後は是非、放課後児童対策パッケージ事業って言って、文科省、こども家庭庁だったかちょっと覚えてないんですが、銘打っているんで、いろんなことを利用しながら、是非、教育委員会でも子どもの居場所という形で、これからの進展をお願いしたいというふうに思っております。

次行きます。次は、子どもにつながる不登校保護者支援についてということで、質問させていただきます。町では不登校の児童生徒に対する支援として、適応指導教室の各学校配置を進め、来年度更に充実する方向で進められているようです。それに対して、保護者支援という別の観点からの研修や交流会などの事業を進めてはと、昨年より提案しております。が、答えは、個別面談をしているので考えていないということでした。しかしながら、不登校対策においての保護者への支援はとても重要となるようで、先進的な取組をしている所もあります。実際私は、福岡市の教育委員会と不登校よりそいネットさんの共同事業、不登校の保護者支援サポーター養成講座を、昨年9月から半年間受講しましたので、その経験も踏まえて、今後の方向性を探りたいと思います。

まず、粕屋町の現段階での不登校児童生徒の現状は、一応、昨年お尋ねした、しかもまだ令和6年が終わってないので、6年度の数字は出てないのかなあと思いましたけど、質問するので確認の意味でもこれを聞きます。どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、現状ということでございます。全国的あるいは福岡県で見ますと、いじめのところでも申しましたけれども、全国的に増加傾向ということで、こちらは、国でも県でも令和5年度は過去最多を記録したということで発表がされております。以前の質問にお答えした時も申し上げましたとおり、粕屋町でも同じ傾向ということでございますけれども、ただ、本年1月現在、不登校児童数というのをちょっと比べてみました。そうしましたら、前年同期と比較しますと、なんと15%以上減少しているということで、減っております。各校での対応が功を奏しているものというふうには思っておりますけれども、これだけを見て判断するわけにはいきませんし、学校という特性上、入学・卒業で子どもたち顔ぶれ変わってまいります。不登校対応については、これを行えば大丈夫だという特効薬というのはございませんので、目先の数字に一喜一憂することなく引き続き、児童生徒一人一人に抱える課題、置かれた状況に注意を払って対応に努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今とてもいいニュースを聞いたんですけど、それを知らない状態で原稿を書いているので、それでちょっとお話ししますけど、私びっくりしたのは、福岡県は日本全

国で5番目に不登校生が多い。粕屋町の不登校生は全国で平均以上なんですよね。結構人数が多いということで、私が去年お話しした数字は小中学校合わせて4.59%、およそ4.6%ですよね。でもそれが少し減ってるのかなと。日本全体では、3.72%が不登校生。私は、このもっと奥に、不登校にならないけれども、それに近いような状態で、家庭で、学校で暮らしている子どもさんや、それを心配してる親御さんがいらっしゃるというふうに思っていますので、このことに対して、もう少し支援ができないものかなあと常日頃思っていますが。今のお答えでは、現状は少し良くなったというお話。それも波があるから、何とも言えないと思います。

次、2番目に行きます。適応指導教室の現状と来年度の施策はということでお願いします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

校内適応指導教室の現状ということ、こちらでも前回12月の議会でお答えをさせていただきましたので、そこから大きく変化はあっておりません。中学校2校については、それぞれ県費の職員が配置をされておりますし、小学校4校については、令和5年度から1校について、町費の会計年度任用さんを配置したところでございます。その後、本年1月からもう一つの小学校のほうにも配置ができております。令和7年度につきましても、人員配置を充足できるように引き続き努めてまいりたいと考えておるところです。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

昨年報告で聞いた時は、職員の方がいらっしゃらないような、そういう内容だったような気がしたんですけど、それは、今はどういう大丈夫な、ちょっとその辺を確認させてください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

何ですか、募集はずっとやっておりますので、なかなか1月にやっと1校に配置できたということで、応募は多いかと言われれば、少ないです。なっただけの方、なかなか見つからないという現状は、変わらずあるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

確認させてください。中学校は2校、前からありましたよね。県の県費で人も配置できましたよね。小学校は、私が聞いているのは1校だけ配置ができてるんだけど、人が足りないということで、私が聞いた時はいらっしゃらなくて。今は、そこには一人いらっしゃって、ほかにも増えたんですかね。そして、じゃあ2校。来年度の予定はどうなりますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

ちょっとまだ来年の話なので、予算を含めて決定的なことが言えませんが、当然引き続きお願いをしたいと思っております、お一人についてはちょっと内諾をいただいている。これも予算が付いての話なので、飽くまで内諾段階だけということ。もうお一方はちょっとまだ流動的という形でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

学校に、中学校あるから小学校に一つそういう指導教室があって、そこに担当の先生がいらっしゃるっていうことは、子どもは普通授業に行ってそのクラス単位で過ごすと思うんですけど、そうじゃない場所があるということは、子どもさんにとってもすごくいいし、先ほどの宮崎議員がおっしゃった、先生が一人でいろんなことを抱え込むっていうことへの解消にもなると思うので、是非これを広げて、小学校4校、適応指導教室があって、そこに子どもたちが利用できる体制があって、そしてこども館のぼろ、ぼとふじゃない、「ぼろと」ですよ。そういう所の連動があって、粕屋町の不登校生に対する支援が充実していけばいいかなというふうに、今思っています。

それで、私が学んだことからの経験で、不登校には様々な要因がある。ほとんど多くの方がこういう場所で話をするときは、とにかく、いじめが原因とか、先生の言葉が原因とか友達のことが原因で、学校に行きたくないっていうことが多いのではなかろうか。それを解決しようとして、周りの大人が一生懸命なって解決して、さあどうぞって言っても、子どもは進まないということをよく見聞きます。そういうケースもあるかもしれないけど、もっとほかのケースもあるということで、本当にいろんな要因があるようです。

私が受けた授業は、50の方が毎回月に1度お見えになってて、もう福岡市は、

ひょっとしたら副町長御存じかもしれないけど、もう10何年、それ続けておられて、受講生は4,000人ぐらいいらっしゃるそうです。そういった中で、保護者の方が、先輩保護者として保護者の今悩みを抱えておられる方にお話をなさる。そういった中で糸口を見つけて次に進めることができる親子もいるそうなんですよね。

だから、私は粕屋町で確かに専門家の方が、対してくれてスクールソーシャルワーカーとか、いろんな方が対応してくれて、そういうのもとてもいいけども、親子、その親同士で話をして、もう今は自分の親、子どもが不登校だからこれを秘密にしておきたいっていうふうな思いよりも、できるだけこの状況を打開したいという親御さんの思いも結構強いみたいで、もう秘密にしないと。公にして相談できる所があれば相談するという、そういう思いを抱えた親御さんも結構いらっしゃるよなので、以前心配されてた、公にされたくない方がいらっしゃるのになかなか親御さんの支援は難しいんですよっておっしゃった経験もありますけども、もともと町がその辺に力を入れて、親御さんのほうに支援をする。それも、片意地張った形ではなくて、何かきっかけを作る。そういう流れを教育委員会でも何かお願いできないかなというふうに思って、今日一般質問したんですけれども、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

内容が4番の質問になってるような気がします、よろしいですか。4番で答えさせていただいても大丈夫でしょうか。議員の言われるとおり、保護者同士ということで、悩みを語り合ったり、あるいはほかの方の事例を知るということで気持ちが楽になるという、あるいはまた相談相手ができるといったそういった良い効果というのは、出る事例もたくさん考えられるかというふうに思っております。ただ一方で、大変やっぱりデリケートな課題でございます。御自分が今まで間違った対応をしてきたんじゃないかなということ追いつめられたりするようなことであつたり、あるいは特に町単位の場の設定では、今、議員、なるだけもう公表してという、保護者の方も多いということ言われましたけど、やはりそうでない方もいらっしゃると思います。範囲が狭くなることで、子どもさんが不登校であることは、望まないのに周囲に知られるというのもやはりリスクとしてあるのかなと。あるいは、不登校のあることだけではなくて、何で不登校になったかという理由のようなものも、これが望むと望まざるとにかかわらず、また不正確でないものであつたりして広まってしまうということも大きなリスクとして考えられます。

また、御自身に合わない内容であるから、そういった親の会だったり、あるいは

講演会みたいなものが、内容が合わないからとか、あるいはお仕事上どうしても都合がつかないというような形で参加されなかった場合に、参加していないこと自体で、何か自分が子どもさんに対して支援を怠ってるんじゃないかみたいなことで、御自身を自責の念を持たれたりだとか、あるいは、中にはちょっと聞き及ぶところによると周囲から、そういうことを言われることがあるというようなことも聞き及んでおるところでございます。

そういったリスクが様々考えられますので、町レベルでの事業実施、狭い単位での実施については、非常に慎重な判断が必要であるというふうに思うところがございます。自由に参加できるような、民間であつたり、あるいはできれば県レベルぐらいの開催のほうが望ましいと思いますので、現状でもそうなんですけれども、保護者向けのそういった御案内があれば、学校その他の関係機関を通して、周知を図っておるところでございます。御希望に応じて、御自身に合ったものを選んで参加をいただければというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今の答弁は、前回も同じような内容でしておられて、粕屋町ではちょっと近過ぎるから、なかなかそういう会を教育委員会が主催してするということは、難しいというお話をされましたね。私もそういう面もあるのかと思いました。ところが、実際自分が、不登校支援サポーター養成講座っていうのを受けてみますと、やっぱりこういう悩みを言える場所があるのが、すごくうれしいしっていうふうに思われる。それは福岡市だからなのか。私は、そこが分からないんですよ。今、次長が、狭い範囲でそういうことがあるのは、非常にいろんな問題があるというふうに思われますけど、親として私が思うのは、何とかここを乗り越えたい。藁をもすがるつもりで乗り越えたいと思っておられる親御さんは結構いらっしゃると思うんです。

例えば、学校でも、高校受験で不登校の方が受験される学校ありますよって、各中学校に置いてありますよね。でもそうじゃなくて、実際そこに行った方のお話を聞くとか、そういうことがお互いの人と人との触れ合い、それはとても役立つということになると私は思っていますんで、不登校は一つのきっかけではないかと。今、半年間自分が受講して、だからそのきっかけを自分の責任だ、学校の責任だ、お友達の責任だっと思うんじゃなくて、これがその子の一つのきっかけで、これにどう客観的に対応したらいいかということを、周りの大人と一緒に考えられるようなことができれば、随分物事は変わるのではないかと。

でもこれは、実際私がしたわけではないので何とも言えないんですけど、今後

そういう形で、私は活動を、自分が養成講座を受けた者として続けていきたい。その中で特に印象に残っているのは、不登校を駄目だと思っている大人が、不登校生を駄目にするという言葉がすごく印象に残っているんですよ。駄目ではないんです。一つのサイン。子どもさんのサイン。それにどう対応するかは、大人の関わり方が非常に影響する。その関わり方をサポートできる体制を、周りの大人あるいは教育委員会、そういう形で進めていけるような流れを作ったらいいなと思います。

今日こういう場で、こういうお話をするのはちょっと予算前のことで、あるいはもう1年間の流れが決まっているので難しいかなと思いますけど、頭の隅にでも、親御さんの支援を粕屋町でもっていう。とにかく人数が多ございましょうが、不登校生の。びっくりするくらい多いですよ。だから、1人か2人とか3人4人ぐらいならそんなにあれですけど、その奥にある子どもさんの親御さん、それから兄弟、周りのお友達。だから、1クラスに何人も今不登校生がいると思うんですけど、そういう子どもさんがやっぱ私はもったいない。学ぶ機会、人と人等をつなぐ機会を奪っているんじゃないだろうかと。そういうことを少しでも無くすために、何とかみんなで頑張っていけたらいいなと思って、ちょっとこの問題を取上げました。

以上でございます。これで私の一般質問終わります。

(13番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

以上で、2日間にわたりました「一般質問」は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時46分)

令和7年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和7年3月17日（月）

令和7年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月17日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 議案等の上程
- 第2. 議案等に対する質疑
- 第3. 議案等の委員会付託
- 第4. 委員長報告
- 第5. 委員長報告に対する質疑
- 第6. 討論
- 第7. 採決
- 第8. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢太郎 議会局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 新 宅 信 久

住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	田 代 久 嗣
教育委員会事務局次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香奈子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開議 午前 9 時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

先週からまた寒さを感じ、春の訪れが待ち遠しいところであります。桜の開花もあと 1 週間ほどで開花するのではないかと予想されています。

さて、先々週は中学校、先週は小学校において卒業式が開催され、別れの季節となっておりますが、今定例会は、議員の任期最後の定例会の最終日となっております。一定例会の最終日ではありますが、4 年間の思いをはせながら、終わりよき定例会としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16 名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日、町長より追加議案の提出がされております。よって、議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、それぞれ追加日程第 1、第 2、第 3 として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第 1. 「議案の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日町から提出されました追加議案は 3 件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

先ほど議長が御挨拶されましたが、正に何か冬にちょっと戻ったような、非常に寒い日にちになりました。間もなく、春が来るということで待ち遠しいものでございます。

それでは、追加で提案させていただきます議案 3 件について、提案理由を御説明申し上げます。

議案第40号は「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、次の議案第41号は「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第40号と第41号は、いずれも「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」が令和7年4月1日に施行されることに伴い、国に準じた取扱いとするため、所要の規定を整備するものでございます。

次の議案第42号は「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、平成17年度に設置した粕屋町防災行政無線について、機器の老朽化に伴い、設備を更新する必要があることから、工事を実施するものでございます。この工事を実施するに当たり、令和7年3月6日に条件付一般競争入札を行いましたところ、ニシム電子工業株式会社福岡支店 支店長 久保山敬介が、工事請負金額5億6,350万1,400円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和8年3月25日となります。財源といたしましては、令和7年度末で事業期間が満了となる、緊急防災・減災事業債を活用して実施いたします。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願いします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3．「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第40号から42号は、付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第40号から42号は、付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今から、追加議案の審査を行いますので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時35分)

(再開 午前10時45分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

ただ今審査を行いました追加議案の討論及び採決は、後ほど行います。

◎議長（小池弘基君）

議案第12号「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第12号「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。また、本件につきましては、教育委員会部局を所管いたします文教厚生常任委員会と連合審査会を行い、審査をいたしましたので、要点のみの御報告といたします。

粕屋町教育委員会教育長の西村久朝氏が、本年3月31日をもって任期満了により退任されます。よって、後任として恵良章治氏を任命すべく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。恵良氏の経歴につきましては、資料の添付のとおりです。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

本案は、連合審査を行っておりますので、質疑はないかと思われませんが、特に質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第13号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、議案第14号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、以上2議案を一括して議題といたします。本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第13号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、議案第14号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告をいたします。

まずは、平成23年10月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております友野和憲氏が、本年3月31日をもって辞任されます。よって、欠員が生じるため、残りの任期の後任として中園二郎氏を選任することについて、議会の同意を求められたものです。中園氏の経歴については、資料の添付のとおりです。

次に、平成19年4月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって満了となります。よって、その後任として山本美由紀氏を選任することについて、議会の同意を求められたものです。山本氏の経歴についても、資料の添付のとおりです。

委員会での審査におきまして、任期について、一人は前任者の残任期間、一人は3年の任期となっている。そもそも委員の任期がばらばらになっているのはどういう事情かという質疑に対し、任期については基本3年の規定になっている。今回、委員の友野氏が、任期満了前に御自身から退任を希望されたため、任期が途中でずれる形となった。このようなことが以前からあり、そもそも任期がずれたものと考える旨の答弁がございました。

慎重に審査いたしました結果、議案第13号は、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

同じく議案第14号も、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを

併せて御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり同意されました。

◎議長（小池弘基君）

人事案件につき討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり同意されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第15号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第16号「粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第19号「粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第20号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、以上6議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎ 5 番 (末若憲治君)

議案第15号から第20号まで、6議案を一括して御報告をさせていただきます。

まず、議案第15号は「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。

人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和7年4月1日に施行となる国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員給与を改定するため、所要の規定を整備するものです。改正の概要は、給料表の初号給の見直しや諸手当の支給範囲や支給額の改定を行うものです。

委員会の審査におきまして、非常に良い拡大の方向に向かっているのだが、扶養手当だけが減額になる点が気になる。これは特別何か意味があつてこういうことになったのか、どういう理由で減額をしたのか、子ども手当を上げたからその裏返しなのかという質疑に対し、国からの通知としては、配偶者に係る手当については、配偶者の働き方に中立な制度に向かうため及び社会状況の変化に対応するための減額という趣旨となっている旨の答弁がありました。

また、管理職特別勤務手当について、管理職手当を支給されている課長以上の方は、基本的には時間外手当が支給されないと思うが、そういう方が平日深夜に、例えば災害等、突発的なもので勤務される場合に支給されるという考え方でよいのかという質疑に対し、対象は、課長補佐以上。ただ、現在粕屋町には、課長補佐級は学校教育課の指導主事だけになっているので、現実的に課長以上が対象となっている。支給実績については、やはり近年、大雨の災害等が発生しているが、その際の平日深夜に緊急招集された場合に支給対象とした、という旨の答弁がありました。

また、今回の改正は、早期昇格に伴う給与の改善だが、職員の中で功績があり表彰等をされた方については、特別昇給という制度はあるのか、また実際にそれが適用されているのかという質疑に対し、現在の状況として、特別昇給に関する運用実績はない。しかし、国では今回の給与表改定をはじめ、特別昇給を積極的に推進する方向へと方針を転換しており、これを受けて、町でも今後は、特別昇給や表彰制度など積極的に活用し、特別昇給を導入できるように取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

また、若手中堅優秀者の早期昇格とあるが、この優秀者という意味はどういうふうに評価するのかという質疑に対し、現在、運用基準というのは具体的に作っている状況にはないが、基本的には人事評価等を活用する部分と、町に対する功績を残

した職員で表彰された場合などが考えられる。基本的には人事評価をベースに考えていきたい旨の答弁がありました。

議員間討議を行いまして、議員間討議でなされた意見としまして、特別昇給について話が出たが、当町ではほとんど行っていない。しかし、これは是非行うべきだ。ただし、これを実施するには、人事評価をしっかり給与に反映させる仕組みが必要で、そのためには、労使間でしっかり話し合う必要がある。頑張っている人をきちんと評価する仕組みが大切だ。

また、判断する材料としてエビデンスは必ず必要。どういうことをやって、どういう成果が上がっているから優秀であるというようなものが当然必要なので、評価制度と連動させるのは当たり前の話だと思う。人事評価をしても、評価者がきちんと同じ基準、レベルでちゃんと評価できているかというのがある。そこが担保されていない。役場内で評価する方の研修なりをして、きちんと公平に職員の評価ができるような体制を作らないといけないという意見がありました。

また、きちんと仕事をした成果に応じて給料に反映されるという当たり前のことである。こういう制度を導入する際には、職員全員にしっかりと説明をし、段階を踏んで実施する必要がある。その後、段階を経て、管理職などの役職に就いた人が評価者になるわけだが、評価というのは簡単なものではないため、評価を行う人に対してしっかりと研修を行い、制度の理解を深めてもらうことが大切である。

また、制度を職員全員が正しく理解をし、頑張ればこれだけ昇給すると明確にイメージできるようにする必要がある。その上で公平な評価が行われ、あの人が評価されるのは納得できるというレベルまで持っていかないと、いきなり導入するのは難しい。人事評価という、どうしてもマイナスなイメージを持たれることが多いが、特に公務員の場合、評価基準が明確に示されず、人によっては主観的な評価がされる可能性があるため、不安や危機感を持つ人がいるのも当然だと思う。そこで私は、部下が上司を評価する逆評価を取り入れたらどうかと考える。このような制度をしっかりと整備すれば、問題を解決できるのではないか。

また、せっかく人事評価を行うのであれば、成績優秀者には特別昇給や報酬を与えるべきだ。しかし、現状ではマイナス面ばかりが強調されているように感じる。評価というのはどうしても下げるというイメージがつきやすい。そのため、お互いに率直に話し合い、公平で明確な評価制度を作ることが必要ではないか。公務員の場合、上司が部下を評価することにとどまることが多く、一方、民間企業では、例えば部下から上司への評価や隣接する部署の課長などによる評価など、多面的な評価を取り入れている。これにより、評価の客観性を保ち、職員が納得できる仕組みになっている。公平で、これなら納得できると思える人事評価が必要である。

この議案に関しては、かなりの数の意見が各議員から出ました。これは、近年の
人材不足を危惧していることの考えである。職場環境も含め、より良い採用ができ
るように、また離職率が低下できるように、しっかり議会としても、背中を押した
いと考えております。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しまし
たことを御報告いたします。

次に、議案第16号「粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
について」です。

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等
の旅費に関する法律施行令」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、国に
準じた取扱いにするため、所要の規定を整備するものです。

委員会での審査におきまして、宿泊費に関して、事前に収集・確認をしないと、
定額支給のようになってしまう恐れがある。例えば、宿泊費が2万5,000円と設定
されていても、実際に2万円でホテルを利用した場合、5,000円の差額が生じる。
このような場合、支出命令書の段階で、飛行機代だけでなく宿泊費についても、領
収書を確認する仕組みがないと不公平が生じる可能性がある。そのため、こうした
確認作業をきっちり行う仕組みが設けることが必要ではないか。今後については、
もちろんこの金額を限度に実費支給ということになるので、領収書等の確認をしつ
かりやっていきたいという旨の答弁がございました。

議員間討議において、意見として、町長クラスの宿泊費が1万4,800円から最大
2万7,000円に上げられるのは、現状に見合った金額だと思う。ただし、場合に
よってはこの額でも不足することがあり、やむを得ず自己負担をするケースも出て
くるのではないかな。でも、実際、現在1万4,800円の定額支給ということなら、現
実相当オーバーしているのではないかな。このような改正は実際に必要な費用を補え
る可能性が高い。この改正はいい方向だと思う旨の答弁がございました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しまし
たことを御報告いたします。

続きまして、議案第17号「粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する
条例について」。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する
法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、超過勤務の免除について、
対象となる職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に
達するまでの子を養育する職員へ拡大するための所要の規定を整備するものです。

子を養育する職員に関して、共働きの場合でも、男性女性問わず適用されるという理解でよいのか。また、職員のほうから申請があれば、その職員には時間外命令を出さないという理解でよいのかという質疑に対し、そのとおりである。請求があった場合には、時間外、超過勤務をさせてはならないということになる。勤務時間が少なくなるということで、それを誰かがフォローしなければいけない状況の中で、職員の数が全然足りていないという現状があるのではないか。そういう場合の対応というか、誰がこの仕事を引き継ぐみたいなどの対応、対処は考えてあるのか。今回の改正について、時間外勤務の制限が主な目的。具体的には、就学前の子どもを養育する職員に対して時間外勤務の命令を出さないという趣旨であり、勤務時間を減らすというものではない。職員の不足という課題については、ここ数年採用が大幅に強化し、少しずつ人数が増えてきている状況であるため、現実的な運用として、現在は、小さな子どもを抱える職員には、時間外命令を避けるよう、管理職から自主的に配慮をしている旨の答弁がありました。

また、意見としまして、仕事の量が多いから超過勤務が必要となってしまう。超過勤務をしないと、その分の仕事が次の日に持ち越されてしまう。誰かがその仕事をやらない限り後回しになってしまい、結果的に対応が遅れてしまうことがある。住民サービスの観点では、やはりスピーディーな対応が求められる。そのためには、フォロー体制や予測に基づいた職員の配置をしっかりと考える必要があると思う。ただ単に職員を増やすだけで問題は解決せず、施策に応じた働き方や管理の方法、職員の配置の仕方の工夫をすることが大事。そのためには、十分な検討をしてほしいという意見がありました。

また、議員間討議において、何かを条例で改正するのは一見よさそうに見えるが、その結果、新たな問題や不都合が出てくることもある。その不都合を誰かが補わなければならないので、改正する際にはしっかりと体制を整え、全体を考えた上で進めることが大切だ。ただやるべきことを進めたけれど、その後の対応が追い付かずに無理を生じるようなことがあってはいけない。現実的に無理が起きないように、しっかり準備や計画をして進めていく必要があると考えている。また、そもそも時間外勤務を生まない体制作りが必要。人を増やすのは必要だが、業務手順の改善やITの導入など、そういったことによって仕事を減らす。文書決裁でもシンプルに決裁ルートの見直しであるとか、そういうことが多分できると考える。人は無限に増やせばいいが、財源もあるのでそうはいかない。であればこそ、業務の体制そのものをもう1回見直すというのも必要である。機構改革の見直しから10年以上たっている。そこを改善していくしかない。体制を整えるのも大事だが、それだけで十分ではない。例えば、その日の仕事が本当にその日中に終わらせるべきなのか、

それとも翌日に回せるのか、しっかり見極めることが必要。その上で、上司やほかの人が協力してカバーできる環境をつくることが重要だ。

また、今後、子どもを大切にする社会を実現するためには、職場の雰囲気や文化を改善することが大切。どれだけ体制を整えても、職場の雰囲気や職員の意識が変わらなければうまくいかないことがある。そのため、職場風土づくりというソフト面での改善も必要だと考える。人口減少や消滅の危機にある町や村も出てくる中で、仕事の進め方ややり方をもう一度見直すことが重要。特に、仕事の棚卸しをしっかりと行い、課長が職員の適切に仕事を割り振るなど、効率よく仕事を進める体制を作る必要がある。恐らく、粕屋町では既にそういう取組が進められているのではないかと考えている。職場の適正な人員数を決めるのはとても難しい。仕事の量に対して何人必要か、さらに予備の人員がどのくらいいるべきかを判断するのは簡単ではない。行政サービスについても、労働時間短縮に対応した形で、商品や書類の作成、提出のタイミングを調整していく必要があるのではないかと考える。そのため、職員を増やして行政サービスを向上させるというやり方は、これから徐々に減っていくのではないと思う。サービスの形態や仕事の進め方を変えていくことが求められる時代になっているのではないかという意見が出ております。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第18号「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、引用する「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に条ずれが生じるため、所要の規定の整備をするものです。

条ずれに伴い意見、委員会での質疑、議員間討議はございませんでした。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に議案第19号「粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」。

仕事と生活の両立支援の拡充のため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化のため、所要の規定を整備するものです。

委員会の審査において、これは介護に直面した際のことになっているが、その判断基準という質疑に対し、介護が必要になった際に、基準については、要介護何級というのも一つだが、介護が必要となるためのチェック表というのが国から示されており、そのチェック表で、例えば立ち座りができるかであるとか、服の着替えが自分でできるか、できないという点数を付け、その点数上該当すれば、介護休暇、介護休業を取得可能となっている旨の答弁がございました。

また、職場環境の整備や相談窓口の設置となっていて、4月1日から行うようだが、相談窓口の設置というのは、何か専門職やカウンセラーという形を配置するのかという質疑に対し、介護の専門家を配置するわけではないが、両立支援制度を利用しやすい環境を整えることが目的。そのため、介護が必要となった際にどのような制度が利用できるかについて、総務課が相談を受け付ける予定。また、介護の認定に関する相談などについては、総務課が担当し、職員の名前などを伏せつつ、介護保険係などと連携して対応していく旨の答弁がございました。

また、制度を利用した個別の周知とか意向確認というのは、どういう意向を結局確認することになるのか。それから、職場の環境整備というのは、研修等の開催や相談窓口の設置ということにもなっているが、環境整備というのがよく見えてこないという質疑に対し、まず、意向確認は、休業や介護休業、介護休暇については、無給のものや有給のものがある。どのように組み合わせて取得するのがよいか、一緒に考えたり、休業を取ることで給料がどう変わるのか、また、給付金が出るのかといった具体的な内容を確認したりする。これらを含めて、休業を取るかどうかの意向を確認することになる。次に、職場環境の整備については、実際には超過勤務や育児休業に似た考え方になることが多いかもしれないが、介護休業を取得した場合でも、スムーズに業務が回るような組織体制を作ること示す。例えば、代わりに働く人の確保や業務の割り振りに工夫することが考えられる旨の答弁がございました。

議員間討議で、介護は難しい。終わりが見えないだけに、どこまでできるかが問題。また、職場環境の整備について、何をどう改善するのか、具体的な内容が少し分かりにくかった。ただ相談窓口を設けるだけでは、実際にどのような働き方を改善するかがはっきりしない。例えば、介護と仕事を両立させるための研修と言っても、どのような研修なのかが曖昧で、現場での実務に直結するかどうか不透明。相談窓口についても、ただ形で設けるのではなく、専門家を入れて心のサポートまでできるような窓口が必要ではないか。また、総務課だけで対応するのは難しいのではないか。もっと専門的なアプローチが必要ではないかという意見がありました。また職場でも、弁護士のような専門家が関わる相談窓口があるはず。また、県が設

けている相談窓口も利用できると思う。こういった既存の相談窓口をもっと活用することで、より良いサポートが受けられるのではないかという意見がございました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第20号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」です。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に条項ずれが生じる。これに伴い、本整理条例において、関係条例中の条項ずれを一括して整理するものです。

委員会での内容につきまして、内容は分かったが、法律としてどの辺が変わったのかという質疑に対し、今回、粕屋町に影響があるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の改正によるもの。この法律の第2条では、いろいろな用語の定義が定められているが、今回新たに第8項が追加されたことで、もともとあった内容が後ろにずれてしまい、この影響を整理するために、今回の条例が作られたことになった。議員間討議はございませんでした。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第16号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第19号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第21号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第22号「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第23号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第25号「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」、以上5議案を一括して議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第21号から議案第28号まで一括して御報告します。

◎議長（小池弘基君）

25号までですよ。

◎6番（井上正宏君）

失礼しました。議案第21号から議案第25号まで一括して御報告します。

議案第21号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

子育て世帯への経済的支援として、令和7年10月から子どもの医療費助成対象年齢を高校生世代までに拡大するため、粕屋町子ども医療費支給制度について、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、近隣市町はどんな状況かという質疑に、令和6年4月1日現在で、福岡県内で子ども医療費助成について、入院、通院、どちらも高校生世代まで対象になっているのは、60団体中24団体となっている。近隣では、福岡市、古賀市、新宮町で助成している。春日市が、令和6年10月から助成しており、久山町が、令和7年4月から高校生世代まで拡大するという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたので、御報告します。

議案第22号「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

この度の「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例」の改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成を受けている高校生世代の子どもについても、同様の内容の助成が受けられるよう、粕屋町ひとり親家庭等医療費支給制度について、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告します。

議案第23号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」。

物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、マイナンバーカードの利用促進を目的として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年4月1日から令和8年3月31日までの間、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスによる、各種証明書発行手数料の減額を行うため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、62%がコンビニ交付を利用しているが、この方々の窓口に来たときの差額は幾らかという質疑に、860万4,000円を見込んでいうという答弁。役場にあるキオスク端末で戸籍抄本を取る場合、粕屋町が本籍地でない方の証明書を取るこ

とができないので、紐付けが必要なのではないか。どのようなシステムになっているのかという質疑に、本籍地の自治体から要請があり、こちらでも出して、戸籍抄本が取れるようになると答弁。例えば、福岡市がコンビニで取れるのはなぜかという質疑に、福岡市がコンビニで取れるように手続しており、一つ一つの粕屋町のコンビニに福岡市が行っているという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成・反対同数となり、委員長裁決で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告します。

議案第24号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、関係する条文について所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告します。

議案第25号「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」。

粕屋町立小学校及び中学校の体育館に空調設備が設置されたことに伴い、社会体育団体等が使用する場合の使用料について、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより、議案第21号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第23号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、憲法の下で平等であるべき公共料金の窓口交付。それに対して、マイナンバーカードによるコンビニ交付料金によって差別化するということになり、私は反対いたします。

例えば、先ほど説明もありましたが、委員長のほうから。料金の問題について

も、戸籍謄本、窓口で取った場合400円、コンビニで交付した場合10円ということですね。このような、同じ行政サービスの中で、手続をする証明書を受け取る。このことについて、マイナンバーカード持ってるか持っていないか、このことで、格差をつけると、差別化する。このようなことはあってはならないというふうに思います。

私たち皆さん、町に対する、国に対しても税金を納めて、そして、それによって行政サービスを受けるというのが、国民、私たちのそれぞれ責任であり、義務である。そういう点で言えば、マイナンバーカードを持ってるかどうかということだけで不平等にされるということになるわけですね。町は、地方創生交付金を使って、推奨メニューと、その中の一つの事業ということで5年度から行っているわけです。そういう点では、国が進めるマイナンバーカードの推進のために、全国の自治体がこれにやるように、ということで押し付けてきてることはあるわけですが、しかし、町としてのこのような行政サービスについて、差別化することをすべきじゃないというふうに思います。交付金を使ってするならば、窓口業務を10円にしたらいいいと思うんですね、同じように。コンビニ交付と同じように。そしたら分かります。不平等感は、これは無いということになります。

しかし、今の状況であれば、推奨メニューはほかにもいろいろ使うことがあるわけです。その中の一つとしてこれを使ってる。ほかにも、例えば学校給食の問題もありますし、いろいろと推奨メニューにいかしていく事業というのはあるわけですので。それは皆さん同じように、給食の問題も含め、等しく受けるということができると思います。そういう点で言えば、この議案23号については、町民の、そういう行政に対する信頼を失うことにもつながると私は思います。そういう点でいえば、この手数料料金徴収条例については反対いたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案23号、手数料条例の改正案に反対します。

改正案の中身は、期間限定でマイナンバーカードを利用して、証明書のコンビニ発行手数料を実質無料にするものです。10円掛かってますが、10円はコンビニでのプリント代となっています。

反対の理由は、行政サービスを無料にする施策に賛同できないからです。近年、食料品やガソリン含め燃料費など、物価高が続いています。一方で、賃金の上昇がインフレ率に追い付いておらず、町民の可処分所得、賃金から税金や社会保障費を除いた自由に使えるお金が低下しています。行政サービスの無料化は、物価高に苦しみ町民支援に見えますが、その財源は、最終的には町民が支払うことになるのではないのでしょうか。財源は、国からの交付金だから町の出費はないという考えもありますが、原資が税金ということに関し、国も町も関係ありません。行政が町民から税金を集めて無料の行政サービスを提供するという考えで、今後とも持続可能な自治体運営が可能でしょうか。無償化の財源には、サービスを受けない者が納めている税金が含まれています。町民の可処分所得を増やすためには、行政サービスの広大化からの転換、受益者負担を導入することが不可欠ではないのでしょうか。

以上の観点から、この議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

末若議員。

◎5番（末若憲治君）

私は賛成の立場から討論させていただきます。

やはり、ノンストップ行政を推進していくためにも、役場に来庁される方を減らすという努力にもこれはつながる施策じゃないかなというふうに理解をしています。実際に、コンビニでコピーをすると、1枚10円でできるということも、この10円という金額も妥当ではないかというふうに思いますし、最初に述べたとおり、役場に来庁されずとも、町民の皆さんが証明書を出せるというのは、町民にとってもプラスですし、役場の職場環境、また仕事内容の改善等にもつながるというふうに考えますので、こちら賛成をしたほうがいいのではないかというふうに考えます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第24号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第26号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第27号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第28号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第29号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第26号から議案第29号について、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告をいたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

まず、議案第26号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億414万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を221億976万1,000円とするものです。歳入の主なものとしては、地方交付税を2億1,433万6,000円増額し、国庫支出金を1億6,311万3,000円、寄附金を4億3,917万5,000円、町債を1億760万円減額するものです。一方、歳出の主なものとしては、私立・町外保育施設等運営事業費を1億1,777万5,000円、町営住宅管理運営事業費を1億5,713万7,000円、公共施設整備基金積立金を2億94万2,000円、減債基金積立金を2億5,820万9,000円、財政調整基金積立金を3億803万2,000円増額し、ふるさと納税事業費を2億4,270万円、ふるさとづくり基金積立金を2億685万9,000円、価格高騰緊急支援給付金給付事業費を1億7,400万円減額するものです。

議員間討議といたしまして、近年、会計年度任用職員の採用ができないことによる減額が目立つ。昨年度も指摘をしたが、なかなか解決に至らないようである。専門職等資格を有する者の採用には、今以上に手当てを検討すべきであることや、退職する職員も少なくないことなので、働き方改革・職場環境の充実も含め、多面的

かつ抜本的な改善が必要ではないか。また、８款５項１目地域公共交通対策事業の新モビリティ導入等支援業務委託料の減額について、本来委託すべき業務を職員だけで行い、大きく減額することができている。このことは、高く評価すべきである。また、大きく減額が見えるふるさと納税も、今後、地域特産物の発掘や新たな返礼品の開拓業務が急務である。このような意見が出ております。また、財政調整基金が順調に積み増しされている令和６年度決算においても、更に積み増しがなされるのではないかと。その点に関していいことではあるが、財政調整基金の使い道について、更なる有効活用をしっかりと検討していくべきではないかという御意見が出ております。

慎重に審査いたしました結果、予算特別委員会では、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第27号「令和６年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,495万5,000円とするものです。歳入としては、繰入金 を756万8,000円減額し、諸収入を960万円増額するものです。一方、歳出としては、保険給付費を２億2,180万円、保健事業費を562万4,000円減額し、総務費を72万2,000円、諸支出金を30万円、予備費を２億2,843万4,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第28号「令和６年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ812万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を７億1,966万9,000円とするものです。歳入としては、繰入金を812万8,000円減額し、歳出としては、後期高齢者医療広域連合納付金を812万8,000円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第29号「令和６年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」です。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ773万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億3,026万3,000円とするものです。歳入の主なものとしては、財産収入を33万2,000円増額し、国庫支出金を165万円、支払基金交付金を173万7,000円、県支出金88万1,000円、繰入金を379万5,000円減額するものです。一方、歳出の主なものとしては、諸支出金を14万7,000円増額し、総務費を104万8,000円、地域支援事業費を６億683万円減額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ265万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,152万9,000円とするものです。歳入は、諸収入を55万円増額し、繰入金を320万減額するものです。一方、歳出は、総務費を125万円、サービス事業費を140万円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第29号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第30号「令和7年度粕屋町一般会計予算について」、議案第31号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」……。

◎14番（山脇秀隆君）

(休憩動議が出される)

◎議長（小池弘基君）

では、今動議が出ましたので休憩いたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

◎議長（小池弘基君）

議案第30号「令和7年度粕屋町一般会計予算について」、議案第31号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第32号「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第33号「令和7年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第34号「令和7年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第35号「令和7年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上、6議案を一括して議題といたします。これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第30号から議案35号、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。

なお、審査の経過については議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告をさせていただきます。

まずは、議案第30号「令和7年度粕屋町一般会計予算について」です。

令和7年度一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ227億3,200万円と

するものです。これは、対前年度比プラス6.9%、14億7,600万円の増となり、歳入の主なものを前年度と比較しますと、町税を6億501万4,000円、国庫支出金を4億4,427万3,000円、町債を3億9,760万円増額し、地方特例交付金を2億3,062万2,000円、寄附金を3億円減額し計上されています。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較すると、土木費を5億8,300万2,000円、消防費を6億5,619万3,000円、教育費を1億9,599万1,000円、公債費を9,668万2,000円増額し、衛生費を6,747万7,000円、諸支出金を1億2,123万1,000円減額し計上されております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から8億8,700万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から3億7,362万円の繰入れを計上しております。

議員間討議におきまして、まず、歳入に関しては、17款1項1目の寄附金において、ふるさとづくり寄附金が3億円減少している点。令和6年度補正予算の審査でも述べたが、1社に頼っていた状況が続いていたため、今回のようなことになってしまった。今後、安定的な寄附金を得られるよう、新規返礼品の発掘は必須である。今後、議会としてもどう取り組むべきか、調査研究を行っていききたい。

次に、歳出については、2款総務費において、職員採用に関する事。近年の採用状況を鑑みると、正職員内定者の辞退や会計年度任用職員の配置等、なかなか思うようにいかない状況にある。危機感を持って、抜本的な見直しが必要ではないか。採用面の手法や採用条件、様々な課題が身受けられる。また、今後シティプロモーションに関しては、経営政策課、協働のまちづくり課、都市計画課と部、課を超えて施策が行われる点は評価すべきだが、各課独自の動きを取り、統一感が阻害されないよう、全庁一丸となり、シティプロモーションに関する施策を強力に推し進めてもらいたい。4款衛生費について、収集運搬委託料が見直されていない点。昨今の物価高騰や人件費増の動きの中、長年にわたり単価が見直されていないのは問題ではないか。今後議会としても調査研究を行っていききたい。6款農林水産業費においては、振興という部分が見えてこない。ふるさと納税の返礼品ともつながる部分なので、今後、農業振興においてイノベーションを創出できるように、議会としても、調査研究を行っていききたい。10款教育費は、社会教育の分野において、前例踏襲の事業が多く感じられる。学童保育に力を入れることも重要だが、社会教育の分野の発展が必要である。全体として、既存事業の見直しがなされていない。前例踏襲の予算と言わざるを得ない。やはり新規事業を行うのであれば、既存事業を見直し、予算を確保すべきだ。そうしなければ、行政コストがかさみ、町民の負担が増えることにつながるとの意見がございました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべ

きことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第31号は「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」です。

令和7年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億9,884万5,000円とするものです。歳入の主なものとして、国民健康保険税を8億169万5,000円、県支出金を23億8,322万円、繰入金を3億442万4,000円、諸収入を950万4,000円計上し、一方、歳出の主なものとして、保険給付費を23億4,727万7,000円、国民健康保険事業費給付金を10億3,525万円、保健事業費を3,314万1,000円、諸支出金を251万1,000円、予備費を3,103万7,000円計上するものです。

こちら意見、議員討議ございませんでした。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第32号は「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」です。

令和7年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億7,155万3,000円とするものです。歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料を5億5,939万4,000円、繰入金を1億5,115万4,000円計上し、一方、歳出の主なものとして、総務費を2,047万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を6億8,957万3,000円計上するものです。

こちらのほうも御意見ございませんでした。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第33号は「令和7年度粕屋町介護保険特別会計予算について」です。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっており、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,827万2,000円とするものです。歳入の主なものとしては、保険料6億2,769万5,000円、国庫支出金を5億7,417万5,000円、支払基金交付金を7億4,182万9,000円、県支出金を4億488万1,000円、繰入金を5億3,960万2,000円計上しています。一方、歳出の主なものとしては、総務費を8,127万9,000円、保険給付費を26億4,912万4,000円、地域支援事業費を1億4,500万1,000円計上するものです。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,701万3,000円とするものです。歳入の主なものとしては、サービス収入1,620万円、繰入金を1,081万2,000円計上しています。一方、歳出のほうの主なものとしては、総務費2,407万7,000円、サービス事業費293万5,000円を計上するものです。

こちらのほうも御意見なく、予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第34号「令和7年度粕屋町水道事業会計予算について」です。

収益的収支については、収入が10億7,269万円、支出が9億9,254万8,000円です。資本的収支については、収入が410万円、支出が4億8,697万3,000円です。収入が支出に対して不足する額については、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

こちらも御意見なく、予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第35号は「令和7年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」です。

収益的収支については、収入が12億8,958万円、支出が13億2,393万3,000円、資本的収支については、収入が5億9,304万2,000円、支出が9億2,008万7,000円です。収入が支出に対して不足します額については、減債積立基金及び損益勘定留保資金で補填するものです。

こちら議員間討議の中で、1款1項3目水循環再生施設費において意見がありました。経費がかなり掛かっている。今後事業の見直しが必要ではないかという意見がございました。それに対し、費用対効果として図れない部分もある。フォーラムの裏のせせらぎ水路は癒やしの効果もあり、費用面だけで考えてはいけない。また、中水道の利用はいいことだと思うが、オゾン処理、どこまで処理をする必要があるのか、どこまで費用をかける必要があるのかも一度検討すべきでないかと、水循環再生施設費について意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案30号、一般会計予算に反対します。

予算審議において、各課から提案を受けた事業に対し賛同できないものについて

は、委員会の場で質疑をしており、本会議の場において個別の事業を明示しての反対理由の説明は割愛いたします。三つの視点から反対の理由とします。一つ目、前例踏襲の既存事業への予算付け。二つ目、現代テクノロジーを活用できていない予算付け。三つ目、受益者負担が不十分な予算付け。

以上の観点からこの議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

粕屋町一般会計予算に賛成討論を行います。

賛成の理由は、子育て支援、次代を背負う子どもたちのために、予算編成がされているということが、まず第一です。特徴的な問題は、高校生までの医療費の助成の引上げです。これは、御存じの入院は無料と、通院が小学校高校まで月500円、就学前無料という予算です。大変、今の子育て世代では、医療費に掛かる負担が増えてきてる状況の下で、保護者の人たちからは大変喜ばれる施策だと思います。また、学校給食費が、今年度は国の交付金を活用して据え置くことができているということ。また、学童保育所の待機児童。これは西小学校と大川小学校、昨年に続いて、今年も中央小学校の学童保育所を増設すると。3年生以上が6年生まで、この児童が学童保育に入れるということになってから待機児童が増えるということから見ても、3年生以上の人たちが、子どもたちが入れるようにしていくということは、喫緊の問題だというふうに思います。また、今年は卒業式が、小中学校の体育館にエアコンが設置されたということで、当然保護者の人たち、子どもたちもですが、私たちも非常にこの昨年から取り組んでいる、この体育館の避難所も含めた設備が充実してきたという点などあります。ただ、今回、国の予算との関係とか、県からの交付金の問題、いろんなことで不十分な問題が今の地方自治の中では生まれていると思います。そういう中で、福祉の向上ということも含めて、町が取り組んでいくことと併せて、積極的に国・県に対する事業の助成を求めていくことも、執行部に対して、この点については、大事なことだというふうに思います。

そういう点も含めて、賛成討論でした。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第31号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第32号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第33号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第34号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第35号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第36号「工事請負契約の締結について」、議案第37号「工事請負契約の締結について」、以上2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第36号から議案第37号まで、一括して御報告します。

議案第36号「工事請負契約の締結について」。

本議案は、粕屋中央小学校体育館第1期大規模改修工事を実施するものです。粕屋中央小学校体育館は、建築から30年以上が経過し老朽化が進んでいるため、今後、長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、2か年に分けて大規模改修工事を計画しているところです。工事の内容としましては、体育館の外壁改修、屋根

改修、外部建具改修、外部電気機械設備改修を行うものです。この工事を実施するに当たり、2月17日に共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産・青木建設特定建設工事共同企業体代表者 粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原隆盛が、工事請負金額2億2,957万円で落札しましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年10月31日となります。財源としましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施します。

審査の中で、窓の多い体育館の窓をペアガラスにし断熱する考えはという質疑に、断熱改修工事は4,000万円が必要。燃料費等の削減効果は、年間100万円程度と見込まれ40年で回収となり、20年30年たつと、次の改修工事も必要になる。費用対効果で費用が掛かり過ぎる。断熱にはカーテンを閉めて使うことを進めると答弁。脱炭素の関係で何とかできないのか、地球温暖化は進んでいるので、これからの改修工事をどう考えているかという質疑に、完全な断熱工事は、費用対効果面からコストが掛かり過ぎる。今後、技術が発達し安価になれば、これからの改修工事も考えていきたいとの答弁。

入札について、入札の6企業が同じ金額で入札していることをどう考えるかという質疑に、低価格で請け負うことができないという意思表示ではないかと推測する答弁。入札で同じ日に同一の指名業者が入ることについて、他の業者にチャンスがないのではという質疑に、このやり方については、一般競争入札に移行していく。予定価格の公表は、職員を不正から守るためにしていると答弁。

議員間討議では、体育館の改修については、ゼロカーボンシティ宣言をしており、町がゼロ化をしていく考えを反映していくべきではと思うので、反対したい。空調を保つには、子どもと先生でカーテンを閉めればよいと思う。30年から40年もコスト回収に係るペアガラスに対するコスト的にはどうなのか。空調に他の自治体の事例がないから判断しにくい。体育館は人の住む所ではない。ペアガラスはメンテナンスが大変。結露すると窓が吹けないデメリットがある。この改修は、流行に流されず判断されている。今後、子どもが使い、避難場所にもなるので賛成したいとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告します。

議案第37号「工事請負契約の締結について」。

本議案は、粕屋中学校体育館第2期大規模改修工事を実施するものです。昭和61年に建築された体育館は老朽化が進んでいるため、2か年に分けて大規模改修工事を進めております。令和6年度第1期工事を終え、今回は第2期工事となります。

工事の内容としましては、体育館の内装改修、電気設備改修、機械設備改修を行うものです。この工事を実施するに当たり、2月17日に共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額4億808万9,000円で落札しましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年10月31日となります。財源としましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施します。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第36号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第36号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。
よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第37号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

議案37号、工事請負契約に反対します。

反対の理由は、指名競争入札の業者指名において、公平性と透明性が欠けているからです。今年2月17日は、この契約含め2件の工事請負契約の指名競争入札の応札日でした。町が指名した業者はそれぞれの工事で七つの企業体。それぞれの工事で同じ業者を指名しています。1件目は、落札率98.92%。6社が事前公表の予定価格で応札しました。2件目は、落札率98.95%。1件目で落札した企業体は予定価格で応札しました。町は、「粕屋町建設工事等競争入札参加者指名基準要綱」の中で地場産業の育成を明記し、指名が特定の業者に偏らないように選定しなければならないとうたっています。発注者である町は、何ゆえに同じ日の入札において、同じ業者だけを指名したのでしょうか。予定価格での応札について、指名を受けた各企業体は、二つの工事に対応できず、一つの入札に絞ったということは考えられないのでしょうか。町民の税金を預かり、それを執行する町は大きな金が動く工事案件に関しては、納税者である町民から疑義を受けないような対応が必要ではないでしょうか。また、指名のチャンスを特定の業者だけでなく、他の業者に広げるべきではないでしょうか。

以上の観点からこの議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第38号「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」、議案第39号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、議案第40号「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、以上3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第38号から議案第40号について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について一括して御報告をいたします。

まずは、議案第38号「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」。

まず、区域については、別図に示してある区域とし、方法については、「粕屋町住居表示実施基準要領」に基づき、街区方式で行うよう計画してあります。なお、これらの件については、令和7年1月23日に開催された粕屋町住居表示審議会において了承する旨の答申が出ております。

委員会の審査におきまして、住居表示は大きな道路などで区切るとなっているが、今回決まった後に、あとから編入するということはできるのか。大きな区域で区切ったほうが見栄えとしてはきれいだと思う。そういうことができるのかという質疑に対し、今後、今回の区域に編入ということはできなくはない。ただ、その際は、また地元の方と協議させていただいて、どのようにするかを決めていく必要があるという答弁がありました。

次に、結局、行政区単位で変更になっており、地元の意見を聴かないといけないということで、住居表示がいびつな形になっているのではないかとという質疑に対し、地元への説明については、地元の役員会で何度か行った。大きな道路で地域を区切る方法は、確かに分かりやすいと思う。ただ、地域を区切る基準としては、道路、水路、鉄道などの境界を基にすることになっており、今回新しく幅13mの大きな道路が造られるほか、幅9mの道路や水路もある。今回のように区切る方法は要

綱には合っており、問題はない。そのため、このような形で地元の方々と協議を進めたという旨の答弁がありました。

今回の範囲の北側に当たり、三つの行政区、大隈区、上大隈区、江辻区が重なっているが、協議は個別にされたのか。三者協議などはされているのかという質疑に対し、今回の区域を決めるに当たっては、三つの行政区にまたがるため、区長を通じて協議を行っている。今回、議会に上程する前に住居表示審議会を行っているが、その審議会に特別委員として地元の3区長にも入っていただいている旨の答弁がございました。

議員間討議におきまして、住居表示で地番が分かりやすくしようとしているのに、結果、実施状況図を見ても、形がいびつで統一感がないと感じる。また、行政区をまたいで作っている場合もあり、進め方や決め方がおかしいのではないかと。もっと行政が先導して進めるべき。行政区にこだわらず区切っているのではないかと。現実的には、区が重なっている部分もあり、本来の住居表示の体をなしていない。地元で配慮し過ぎる余り、結果としていびつな形になっているのではないかと。思い切った改善が必要であり、そういったものは行政主導で進めるべきだという意見がありました。

また、全く逆の意見を持っている。それぞれの地域には歴史があり、今に至るまで多くの苦労を経て守られてきた背景がある。どの地域を見ても、その歴史や努力が大切にされていることが分かります。だからこそ、これらを尊重して区分けすることはやむを得ない。むしろそうあるべきだ。また、そもそも住居表示を始めた当初からJRや国道を基準に分かりやすく引いていれば、今のよう複雑な状況にはならなかった。実際には行政区を基準に進めてしまったため、途中で修正するのは難しい。あの時よくて、今が駄目という判断はできない。結果として現在のような形になっているのは致し方ないことだ。また、地元住民の皆さんが、その土地の名前に愛着を感じているというのも大切なポイント。地域の配慮を考慮すると、いびつな形になってしまうのも避けられない。結論として、この形でスタートした以上、最後までこの方法で進めるしかない。これまで地元の意向を丁寧に聴いて進めてきた分、これから先はそれを認めないというのは非常に難しい。そういった御意見がございました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第39号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」です。

令和7年3月31日に、下田川清掃施設組合が解散により福岡県市町村職員退職手

当組合から脱退することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、「福岡県市町村職員退職手当組合同約」を変更するため、「地方自治法」第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員会の審査において、解散した下田川清掃施設組合の後はどこが引き受けるのか。下田川清掃施設組合が解散し、田川地区広域環境衛生施設組合のほうで、し尿、ごみ処理等を行う予定である旨の答弁がございました。

議員間討議は無く、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第40号は「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」が令和7年4月1日に施行されることに伴い、国に準じた取扱いにするため所要の規定を整備するものです。

同様の内容である議案第16号の審査を行ったため、今回のこの議案に関して質疑意見はございませんでした。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第38号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第39号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第40号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次は、議案第41号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議案第41号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました議会運営委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

改正の趣旨は、先の議案第40号の説明のとおりでありますので、改正の内容のみ報告いたします。本則、費用弁償第7条において、第1項粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の規定を準用し、職員の例により費用弁償として旅費を支給する。第2項と第3項を新設し、第2項では、前項の規定により、旅費の額は、粕屋町有給職員等の旅費に関する条例に定める町長の旅費相当額で、現行の宿泊費定額支給、議員1万4,800円を見直し、見直し後、出張先ごとに別表に定める額を上限とし、実費支給とするものであります。また、第3項では、議員が本会議、委員会及び全員協議会に出席したときの費用弁償として、2,500円を支給することを明記。これに伴い、別表第3及び別表第4を削除するものです。別表に関しましては、お手元に配付のとおりであります。施行日は令和7年4月1日です。

議会運営委員会で慎重に審査した結果、全員の賛成をもって可決すべきことと決しましたので御報告いたします。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第41号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第42号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第42号「工事請負契約の締結について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告をいたします。

本議案は、平成17年度に設置した粕屋町防災行政無線について、機器の老朽化に伴い、設備更新の必要性があることから、議案が上程されたものです。この工事を実施するに当たり、令和7年3月6日に条件付一般競争入札を行ったところ、ニシム電子工業株式会社 福岡支店 支店長 久保山敬介が、工事請負金額5億6,350万1,400円で落札したため、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。なお、工事期間は、契約効力発生の翌日から令和8年3月25日で、緊急防災・減災事業債を財源として活用し実施するものです。

委員会の審査において、2社入札辞退があっているが、その理由はということで、仕様書に一級建築士が必要という記載があり、2社は準備ができないということが原因であろうと考えられる。前回の業者と今回の業者は違うのかという質疑に対し、前回の業者は公募に手が挙がらなかった。今回の型式は用意できないようで

あるという答弁がございました。また、契約に関することのほかに、システム構成図の説明や拡声子局位置図と現況の写真等の説明があったため、そのほかにも、戸別受信機50機はどのように使われるのかという質疑に対し、基本的に公共施設と避難所になりうる場所に設置をする予定である旨。また、音達図の空白地が見えるが、空白地に更に追加で設置する可能性はあるのかという質疑に対し、空白地は住宅と建物がない地域なので、設置の可能性はないような答弁がございました。しかしながら、意見としてしっかりと空白地を網羅するようにとの御意見がありました。また、今回の機材のスピーカーの特性と工夫点についての質疑がありまして、しっかり職員と業者で現地調査を確認した上で、指向性等の聞こえ方をチェックしております。指向性はそんなに狭くなく図のようにしっかり聞こえるということでございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第42号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案42号、防災行政無線更新工事の請負契約に反対します。

反対の理由は、テクノロジーが発展している現在において、旧態依然の情報の伝達方法に税金を投下しているからです。町は、旧態依然の手法を取り入れながら、現代テクノロジーも取り入れるということをやっています。行政サービスが向上したという考えもありますが、このことは、この情報伝達分野への予算規模が大きくなる、町民への税負担が増えることを意味します。世界は、特にアメリカでは、覇権国家を維持するため、国家がAIへの民間投資に関与し、今後テクノロジーが進化していくのではないのでしょうか。スマートフォンを持たない、テクノロジーに対応できないという情報弱者のために、防災無線が必要という考えがありますが、それらの方々への伝達手段がほかにありませんか。全国の自治体の中には、アナログ方

式の伝達手段を廃止し、それより費用が安価な手法を取る所も存在します。

以上の観点から、この議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

私は災害対策事業、防災行政無線の更新工事につきまして、賛成の意見を述べます。

防災無線は、災害時に、刻々と変化する情報を的確に住民に伝え、住民が素早く適切な行動を取っていただくことで、できるだけ被災を少なくすることが目的となっております。直近では、大船渡市の大規模な山火事の現場からのニュースを見ましたが、防災無線を使い避難指示を伝え、それを聞いた住民の方が素早く行動に移していることを見ました。100棟を超える住宅が被害を受けましたが、犠牲者はたった一人のようだったようです。このように防災無線の強みが発揮されており、私は防災無線の必要性を改めて強く感じました。災害時に、5万人近い粕屋町の住民を災害から守る防災無線の情報伝達機能を上げるということは、重要かつ非常に大切なことであります。

したがって、議案30号に賛成をいたします。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

現在、人権擁護委員をしていただいております原田安紀氏が、6月30日をもって退任されますので、その後任として、花ヶ浦区にお住まいの安河内浩子氏を法務大臣に対し人権擁護委員の候補として推薦するため、議会の意見を求められたものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり適任すべきと決しましたことを御報告します。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は人事案件につき、申し合わせにより討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に日程第8、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題いたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和7年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶申し上げます。

去る2月27日に招集をいたしました今議会におきまして、教育委員会教育長の任命同意をはじめ、令和6年度補正予算案、令和7年度当初予算案など、数多くの議案等の御審議を賜り、適切な御意見も頂戴しましたが、全ての議案等に可決・承認を頂きました。本当にありがとうございました。また、本日急きょ追加提案をさせていただきました、防災行政無線更新工事請負契約ほか2件の議案につきましても、慎重な御審議を賜り、可決・承認を頂きました。重ねて感謝を申し上げます。これら可決頂いた案件の全ての事業の実施を、スピード感を持って今後、取り組んでまいりたいと思います。

さて、この3月議会が最後の定例議会出席となり、3期もの長い間、この町の教育行政に日夜奮闘していただいた西村久朝教育長が、この3月31日で退任されます。9年前、教育委員会制度改革により、教育委員長と教育長の一本化により、教育長に就任され、この町とこの町の子どもたちを愛し、あまたの信頼厚く率直な人柄で、教育行政を力強く、そして温かく牽引していただきました。本当に言葉では言い尽くせませんが、その功績に対し、深く感謝と御礼を申し上げます。長い間本当にありがとうございました。退任後は、心身の疲れをゆっくりと癒されながらも、これからの地域社会の発展とこの町への御助言を、友人として大いに期待したいと思います。

最後に、国では、人、動物、環境の健康健全性に関する分野横断的な課題に対して、関係者が協力して、その解決に向けて取り組んでいくワンヘルスアプローチという考え方の下、ワンヘルスの考え方を広く普及啓発するとともに、分野間の連携を推進しています。福岡県におきましても、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を

制定し、ワンヘルスの実践に係る六つの基本方針が示されているところです。ここ数年、新型コロナウイルス感染症を初めとする感染症が多発し、この人獣共通感染症は、今や感染症の約6割を占めると言われており、地球温暖化や気候変動なども相まって、人と動物、そして自然との関わり方を真剣に考える時に来ており、正にそれらの取組が求められていると考えます。

そこで、福岡県が全国に先駆けたワンヘルスの取組を、国や県と一体となって推進するため、粕屋町ワンヘルス宣言をここに申し上げたいと思います。

それでは、登壇して、宣言文を読み上げます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長、登壇席へお進みください。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

「粕屋町ワンヘルス推進宣言」新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって、人と動物との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て、人にも感染するようになったとされています。このような状況に対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉えるワンヘルスの理念に基づく総合的な取組が求められています。福岡県においては、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの基本方針や行動計画が策定されました。本町においても、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守り、先人たちが築いた豊かな風土を次世代に受け継いでいくために、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。記

1. ワンヘルスの実践の基本方針を具体化する「福岡県ワンヘルス推進行動計画」に連携・協力するとともに、ワンヘルス実践施策を推進します。

2. 町民へのワンヘルスの周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行います。

令和7年3月17日 粕屋町長 箱田彰

以上です。

さて、来月4月13日に執行されます町議会議員選挙も間近に迫ってきました。議員の皆さまにおかれましては、この4年間の任期中、人類がいまだ経験したことがなかった感染症の新型コロナ対策や、中央保育所を初めとする大型建設事業など、私と共に汗をかきながら、住民サービスの向上と町の発展に御尽力を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。この議会終了後、議員の皆さまに対して感謝状贈呈

式を開催させていただきますが、本当にこの４年間ありがとうございました。再び新たな挑戦に臨まれる議員の皆さまの御健闘を祈念申し上げるとともに、御勇退される議員の皆さまの御健勝と御多幸を心からお祈りいたしまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

さて、西村久朝教育長が、３月末にて任期満了にて退任されますので、お礼の言葉を述べたいと思います。

西村教育長におかれましては、３期９年間にわたり、教育長として、粕屋町教育行政に御尽力を賜り、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。各学校の経営報告会をはじめ、粕屋町の学力向上に御尽力により、小学校はもとより、中学校の学力が全国平均を、また福岡県の平均をはるかに上回るレベルに育てていただき、ありがとうございました。今後はお体に気を付けられて、粕屋町の更なる発展のためにお力を賜りたいと存じます。

終わりに、御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

どうも長い間ありがとうございました。

どうぞ、御挨拶をお願いします。

◎教育長（西村久朝君）

自席からではございますが、議員の皆さんの前で、こういった退任の御挨拶をさせていただくお時間をとっていただきまして、本当にありがとうございます。

本日の一番最初の議案でありました、新教育長の同意。全員の同意を得て、新しい教育長が４月１日より、皆さん方と教育論を交えながら、更に粕屋町の教育の発展のために尽くしていただくということ。大いに期待できますし、また皆さん方からお力をお借りしたいなというふうに思っております。先ほど町長のほうから、大変ありがたい評価を頂きました。私も新教育制度について少しお話しせないかなと思ってましたけど、全て申されましたので、私はもうお礼だけ、お伝えしたいと思います。

本当に教育委員会からは、学校教育課、社会教育課、そして給食センター３課ございますが、それぞれ提案したことに対して、誠心誠意、本気でぶつかっていただきまして、問題点は厳しく指導していただき、また新しい視点、また新しい施策、修正すべき所は修正をするようなアドバイスを頂き、全ての面で賛成を頂きながら、粕屋町教育行政について賛同いただき、全ての事業が子どもにとって、また、社会人にとって生涯教育にとって、本当にプラスになっていることを、私この

9年間日々実感をしておりました。

時代は、平成から令和に移りました。この過渡期に私、教育長として関わらせていただきました。また、先ほどありましたコロナ禍。このコロナ禍についての、学校教育、社会教育に関する各施設の利用状況についても、非常に頭を抱えましたけど、皆さん方の温かい御理解と温かい支援に対して、無事乗り越えることができました。この3月をもちまして退任いたしますが、本当に皆さん方にはお礼の言葉しかございません。4月にまた、議会選挙迎えられる方もいらっしゃると思いますが、どうぞ体に御十分注意されて、御活躍をされますよう、祈念申し上げます。また、今回御勇退される議員の皆さん、本当にお世話になりました。私以上に、また、一町民として、一緒に、粕屋町の発展のために尽くしていきたいなというふうに思ってます。

本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

それでは、この任期中最後となる定例会が無事に終わりました、私のほうから最後の御挨拶をさせていただきたいと思います。

今期定例会は、本日で閉会いたしますが、今年は4年に1度の改選の年でもございます。あっという間の1期4年でしたが、議会改革の取組において、粕屋町基本条例の検証から始まり、早稲田大学マニフェスト研究所との提携に始まり、議会事務局の議会局への名称変更。また、ペーパーレスに伴うタブレットの導入、政務活動費の導入など、様々な改革ができたと思っております。今後は、今までの経験を基礎に、粕屋町の更なる発展のために尽力を尽くす所存でございます。執行部の皆さまには、今後とも議会に対しましての御理解と御協力をお願いいたしまして、議会を代表しましての御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間お世話なりまして、ありがとうございます。

それでは、これにて、令和7年第1回粕屋町定例会を閉会いたしたいと思います。が、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和7年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後2時08分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 久 我 純 治

署名議員 山 脇 秀 隆